

4. LPガス事故(全事故)の概要

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/1/1	福井県あわら市	C2級	漏えい	一般住宅	17:12		2024年1月1日(月)16時頃に地震が発生 集中監視センターよりメーター復帰の説明をして中間ガス栓を閉止してガスメーター復帰。当社の方に点検して欲しいとの依頼があり17時頃現場へ急行し中間ガス栓を開けたところガスメーターにてガスの流量を確認。検知器等で露出部ガス洩れ点検調査及び天井裏隠蔽部分はガス臭及び検知器により点検・調査し消費配管の天井裏隠蔽配管の継手部分の亀裂によるガス漏れを確認。ガス工事業者を緊急手配し緊急修繕工事。工事完了後自記圧力計にてガス漏れ等の検査。検査の結果異常無し確認の為、同日23時30分頃ガス閉栓。 一次原因は、地震によりガス消費配管が損傷したことによるもの。 二次原因は、2024年1月1日(月)16時頃 震度5強の地震が発生し当該施設の消費配管の継手部分(弱い部分)に揺れ力が集中し継手部分が亀裂損傷を起こしたことによるもの。	供給管(白管(継手部(隠れ部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、県内販売事業者に対して2024年能登半島地震による被害の有無の確認を行うこと、および点検方法や周知、緊急時対応の体制等保安業務に問題がないか再度確認することを周知した。 対策として販売事業者は、予期せぬ自然災害の為に対策は取りにくいですが、法定点検はもちろん中間での点検、容器配送時の点検、集中監視になっておりますが毎月一回ガスメーターの目視点検を実施したいと思っております。
2024/1/3	神奈川県綾瀬市	C1級	漏えい爆発	飲食店	18:09		2024年1月3日(水)事故状況(消費者からの聞き取りによる) 18時00分頃 消費者がお客様の来店で、無煙ロースターに複数回点火操作を行ったが着火しなかったため、チャッカマンを使用して点火を試みたところ、機器内に滞留していた未燃ガスに引火し、爆発が起きた。テーブルにいたお客様の内、1名が爆風で吹き飛ばされた無煙ロースターのパネルに当たって負傷し、救急車で病院に運ばれた。消費者が自ら消防や警察に連絡をした後、保安機関にも連絡をした。 18時30分頃 連絡を受けた保安機関の7号業務委託先が保安機関の当番者へ緊急出動を要請し、保安機関の当番者が消費者へ連絡して状況確認と火気使用の禁止を依頼した後、即出動。 18時55分頃 現場到着。自記圧力計により漏えい検査実施:測定時間2分間 開始圧力4.07KPa 終了圧力4.07KPa 温度補正後の圧力低下 0.00KPa 検査終了時間19時32分 ガス漏れがないことを確認。 19時40分頃 当番者が爆発により破損した無煙ロースターの使用禁止を指示し、消費者も当日(3日)と翌日(4日)の臨時休業を決めた。 原因は、消費者が点火操作を行ったが回で着火しなかったため、点火操作を複数回実施。これにより未燃ガスが滞留し爆発したものと推定される。	業務用こんろ	丸芝産業	JR2100	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故届を提出するよう指導した。販売事業者は、以下の対策を実施。 15:00 当社の担当者が現地に訪問調査。 【破損した機器への対応】 機器の点火不良の原因を調べる為、点火装置やバーナー等をバラして確認。 ガス栓を閉めて、接続具を取外し、完全に使用できないようにした。 【消費者への対応】 お店の従業員も含めて、機器点火方法と、チャッカマン使用時の注意喚起と指導の徹底。 【今後の対策検討事項】 ガス警報器の設置位置の変更又は、増設。(無煙ロースターの真下に設置するなど。) 今回異常着火した機器以外の残り6台を全て点検し、着火しづらい機器があれば、点火装置(イグナイター)を交換を提案する。
2024/1/3	埼玉県さいたま市	C1級	漏えい火災	共同住宅	14:30		共同住宅の消費者が2口こんろの左側バーナーを使い調理中に、右側バーナーに点火しようとして2口ヒューズソックのうち未使用側(ホース未接続)のソックを開けて点火操作を行ったところ、ソックの半開放により漏えいしたガスが調理中の火に着火し、火災となった。その後、共同住宅消費者が自ら消防機関と隣人に通報後、駆け付けた隣人による消火器を用いた消火に成功。メーターソックは通報によって到着した消防隊により閉鎖した。 一次原因は、共同住宅の消費者が2口ヒューズソックの未使用側を誤開放したことで漏えいしたガスに家庭用こんろの火が引火したことによるもの。 なお、つまみ半開放によるガス量不足のため、過流出安全機構であるヒューズボールによるガス通路の遮断には至らなかった。 二次原因は、2口ガスヒューズソックの未使用側にゴムキャップ等安全措置は施されていなかったことによるもの。	末端ガス栓(未使用側)	不明	2口ヒューズガス栓	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器不明 ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器不明	県の行った措置としては、販売事業者へ口頭による、再発防止のための注意喚起(未閉鎖ソックへの操作防止措置の実施)及び事故発着後の速やかな報告指導を実施。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・2口ヒューズソックを1口ヒューズソックへ変更。 ・共同住宅の他の部屋については未使用のガス栓にゴムキャップ及び誤開放防止キャップの設置を進める。 ・消費者訪問時には注意喚起を実施。
2024/1/3	福井県あわら市	C2級	漏えい	共同住宅	12:38		2024年1月1日(月)の地震により、この団地敷地内の地盤が約30センチ沈下。現場確認した管理人は、その時はガスの臭いは感じなかったため、販売事業者に連絡する必要は無いと判断。1月3日(水)になって、団地の消費者から敷地内にある集会所付近でガスの臭いがすると警察に通報。警察と消防が現地に急行したところ、集会所横の地面の中からガスが漏えいしていることを確認。直ちに付近を封鎖して、火気厳禁、立ち入り禁止にしたうえで、ガス供給会社にガスの供給停止を依頼。販売事業者の支店の日直者等2名は10分程で現場に到着したが、集会所系統のみを停止するバルブは無かったので、やむなく団地全体の供給を停止し、消防とともにプロパン庫内で閉止弁を閉じた。漏えいは止まったが、ガスの臭いが残っていたので、警察と消防が封鎖を解除したのは2時間後となった。 その間、販売事業者社員2名と協力会社の社員2名の4名で調査したところ、埋設配管が集会所に入る立ち上がり部地下で破断している事がわかった。早速その上流部の地面を掘削してガス管を切断して閉止。その後、漏えい検査をして漏えいが無いことを確認した上で、集会所以外は供給を再開。消費者が在宅の部屋は全部説明と点火試験をして、当日の16時45分ごろ警察と消防に復旧作業終了の連絡をして撤収。 一次原因は、埋設ガス配管の破断によるもの。 なお、配管材料としてはポリエチレン被覆鋼管(PEL管)なので埋設することには問題なかったが、一部口径が小さかったこともあり、地震や地盤沈下による荷重には耐えられなかったと思われる。 二次原因は、地震による地盤沈下で埋設配管が折れ曲がり、その後の度重なる余震で最終的に破断したと推定される。	供給管(鋼管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器不明 ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、県内販売事業者に対し2024年能登半島地震による被害の有無の確認を行うこと、および点検方法や周知、緊急時対応の体制等保安業務に問題がないか再度確認することを周知した。 対策として販売事業者は、今後団地管理者が敷地の地盤復旧工事をすると思われる(時期未定)ので、その際に集会所への埋設配管の残りも全部撤去して、集会所は個別にボンベを立てて供給する予定。
2024/1/4	千葉県船橋市	C2級	漏えい火災	飲食店	11:30		警報器が何度も鳴動しており、キッチン下配管より出火があったため、布巾等で消火および消防車を呼び消火をしていた旨の連絡有り。現地到着後、メーターを確認するBGPガス止めを確認。消費者(店員)の方に出火の経緯をお聞きすると、ガス臭く、どこから漏れているか確認するため、チャッカマンで漏れているであろう所に火をあてたところ、出火してしまったとのこと。出火後すぐに消火したとのこと。配管の腐食を確認し、腐食部分のみ、配管の組なおしを実施し、ガスの供給を復旧。 一次原因は、配管が常時地面と接地していたこと、油汚れや水がかかる環境による腐食によるもの。 二次原因は、24時間営業のため、常に口火を使用しており、度々B表示が出ていた。そのため、漏えい検査をしていたが、圧力の低下は認められず、24時間連続使用によるものと処理しており、配管の腐食に気づかず、ガスが漏えいしてしまったことによるもの。	配管(不明(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故報告書の提出を指示した。 対策として販売事業者は、厨房内の消費配管の引き直しの実施。実施目については先方と調整中。油汚れや水がかからないようにしてもらうよう、お店へ周知を行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/1/9	広島県呉市	C1級	漏えい火災	一般住宅	19:10	原因不明の漏えい火災	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年1月9日(火)19時10分頃、圧力センサー作動によりガスメーターが遮断した。 ・緊急時連絡を委託している保安センターよりメーター遮断対応依頼の連絡が届き、販売事業者の宿直者にて、消費者宅へ電話連絡を行うが、電話が繋がらなかった。 ・翌1月10日(水)10時00分頃に販売事業者が消費者宅へ調査に赴いた所、現場検証を行っていた消防隊員より、昨夜、屋内一室が焼ける火災が発生していた旨を知らされた。 ・部屋内に設置されていた使用中のガスストーブの火が、何らかの原因により周囲に延焼したものと思われる。原因は下記による。 ・火災の直接的な原因は不明である(あくまでも、LPガスの漏えいではないかという「推定」)。 ・部屋内にてボックスコックに接続されたガスストーブが設置されていた事から、ボックスコックが可能性の一つと考えられるとの事で、消防隊員の方の依頼により、該当のボックスコックを調査の為、取り外し、提出した。 ・1月15日(月):販売事業者から消防署へ確認するが、提出したボックスコックの調査がまだ始まっておらず、原因の特定はされていないとの回答を得る。 ・1月25日(木):販売事業者が消防署へ確認した所、調査の結果ボックスコックを含むガス配管に問題は無かったが、燃焼器接続のホース先に取り付けていた迅速継手(カチット)に亀裂があった場合、ガス漏洩していた可能性があると推定しているとの回答を得る。 	末端ガス栓(使用側)	不明	R-480P-401	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし 	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・原因究明及び再発防止策の検討を指導済み。 ・緊急時対応が遅れたことについては、遮断内容について誤認識(安全が確保されているか)があったことから、社内での教育の徹底を行うよう指導済み。 ・対策として販売事業者は、ホックスコックに至るまでの配管へフック止め処置を行い、漏えい試験・気密試験による圧力低下傾向無し。消費者よりガスを使用出来る様にして欲しいとの希望により、漏えい試験・気密試験共に問題無い事を消防隊員への報告・確認した上で、使用再開を行っている。
2024/1/15	北海道札幌市	C2級	漏えい	共同住宅	22:40	容器交換時の高圧ホース接続不良による漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年1月15日(月)22時42分、消防局に「屋外のプロパンボンベからガス漏れの音がする。」との通報があり、消防隊が出動した。現場に到着した消防隊が、屋外設置のLPガス容器と高圧ホース接続部からLPガスの漏えいがあることを確認した。LPガス容器(50kg)×6本設置のうち、供給側に設置されている真ん中のLPガス容器と高圧ホースの接続部が手締めの状態で緩んでいたため、消防隊により増し締めを実施した。その後、保安機関の職員が現場に到着し、残りの5本のLPガス容器と高圧ホースの接続部及び供給部の確認を行い、異状がないことを確認した。 ・一次原因は、LPガス容器(50kg)と高圧ホース接続部の接続不良によるもの。 ・二次原因は、配達事業者によるLPガス容器交換後のLPガス容器と高圧ホース接続部の増し締めの確認に不備があったことによるもの。 	高圧ホース	(株)桂精機製作所	NA6P	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器不明 ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明 	県は以下の措置を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者に対しLPガス容器交換時は必ず接続部分の増し締めを実施するよう指導した。 ・ヒューマンエラー発生防止対策を行うよう指導した。 ・対策として販売事業者は、LPガス容器交換作業後の接続部の増し締め確認を徹底すること。LPガス容器交換作業後のガス検知液等によるガス漏えい確認を徹底すること。
2024/1/15	千葉県流山市	C2級	漏えい	共同住宅	20:55	メーターユニオン継手折損によるガス漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年1月15日(月)20時55分 販売事業者情報センターに当該集合物件の入居者からガスメーターが外れておりガス臭がするとの連絡が入り、販売事業者事業所に緊急対応指示、事業所から現地急行。 ・21時25分 緊急対応者が現地到着、確認したところ同物件の一室用ガスメーターのメーターユニオンがガス入口側、出口側共に折損、配管設備からガスメーターが外れている状態であった(入居者は不在の状況であった)。既に近隣にいるオーナー様によりメーター上流側のバルブを閉止していただいていた状況であり、漏えいは止まっていた。メーター本体は外部機器接続の配線でぶら下がっており、落下による損傷は免れていた。販売事業者事業所から応接要員が到着し、設備の改善に着手。 ・22時30分 設備改善完了、漏えい試験を実施し問題ないことを確認して撤収した。 ・原因は、ガスメーターの入口側、出口側双方のメーターユニオン継手が折損し、ガスが漏えいしたことによるもの。 ・なお、原因となったメーターユニオンパイプの折損箇所は工具、機械等で切断された様子もない事から過大な力がメーターの上部、前方に加わった可能性があるが、明確な折損原因は不明。 	供給管(銅管(継手部(露出部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	県の行った措置としては、販売事業者に事故報告書の提出を指示した。販売事業者は、原因が特定できず現状では明確な防止対策を取することは難しいが、社内にて周知し同様の事例が起きた場合の対応について共有した。
2024/1/19	兵庫県明石市	C2級	漏えい	飲食店	10:10	他工事業者(水道工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年1月19日(金)10時10分 厨房内漏水工事中、土間コンクリートで電動工具にて研り作業中に、ガスの臭気がしたとの通報が緊急指令センターに連絡あり。すぐさまメーターガス栓は閉めたとの事。警報器は吹鳴していない。支店に緊急出動依頼。 ・10時24分 支店 担当者現場到着。埋設部15A破損確認、保安閉栓を実施し、午後より修繕予定。 ・13時12分 支店社員にて破損部を切り取り、引き直して修繕完了。漏えい検査実施し、漏えいなし確認後、供給再開。 ・一次原因は、他工事業者による研り工事中の破損によるもの。 ・二次原因は、販売事業者にガス配管の位置確認をせずに工事を行ったことによるもの。 	配管(白管(不露出部))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器なし ・マイコンその他あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり 	県の行った措置としては、販売事業者に対し対策を実行し、再発防止に努めるよう指示。 <ul style="list-style-type: none"> ・対策として販売事業者は、消費者及び他工事業者に水道等の工事をする際、弊社に連携して頂くよう周知実施。
2024/1/21	愛知県豊田	C1級	漏えい火災	飲食店	7:20	電源コードの過熱ショートに伴う金属フレキシ管の損傷による漏えい火災	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房内業務用電子レンジの電源コードが何らかの要因で加熱ショートし、隣接していた配管用ガスフレキシ管を損傷、ガスが漏えいし、引火したと推測される。ガスに引火したことにより火柱がたち、レンジフード付近を延焼した。従業員が直ぐにガスを閉止し、火柱は失火したが、レンジフード内の油に引火して延焼。従業員が消火器による消火作業を実施したが、消火できずに付近の壁を延焼。その後、消防車が出勤し、30分程度で鎮火した。 ・原因は、厨房内業務用電子レンジの電源コードが何らかの要因で加熱ショートし、隣接していた配管用ガスフレキシ管を損傷、ガスが漏えいし引火したと推定される。 	金属フレキシ管(不露出部)	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ連動)あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし 	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示。 <ul style="list-style-type: none"> ・対策として販売事業者は、電源コードとガス配管が接触しないよう、配管ルートの変更と、できる限り銅管を使用する。フレキシガス管を使用する場合はさや管で保護をする。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/1/22	東京都江戸川区	C2級	漏えい	共同住宅	10:45	他工事業者(水道工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	水道工事業者が室内工事で床板を剥がす際に電動工具サンダーで切断していた時に隠れていたガス管に気が付かず接触して亀裂を入れた。工事前にメーター下の中間コックを閉止にしていた為、消費配管内の残ガスのみの微小漏えいで収まった。 一次原因は、水道工事業者が床下ガス配管の存在に気づいていない状況で作業をしていたことによるもの。 二次原因は、供給中の物件だったが事故3日前に入居者が退去し、管理会社も把握はしていたが販売事業者に退去連絡が無かった為、メーターガス止等の措置ができなかったことによるもの。	配管(白管(本管(隠ぺい部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器なし	都の行った措置としては、販売事業者に対し事故届書の提出を指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・社内にて事故事例共有による再発防止に対する注意喚起、オーナー、管理会社への他工事の危険性再周知、日々の訪問活動を通したLPガスの安全・安定供給・設備の維持管理を徹底し、LPガス ・供給先の安全確保及び他工事発生時の事前連絡確認の徹底と消費者周知活動を強化致します。
2024/1/25	北海道札幌市	C1級	酸欠	その他(複合用途建物)	14:21	未使用側ガス栓の誤開放による酸欠	・2024年1月25日(木)14時21分、消防局に「コンロ周辺でガスの臭いがする。」と消費者本人から通報があり、消防隊が出動した。 ・消防隊が現場到着時、通報者は屋外で待機しており、居室の玄関ドアは施錠していない旨を聴取した。 ・消防隊が居室内に進入し、居室内は無人居り、ガス検知活動を実施したところ、可燃性ガスを検知(一酸化炭素の検知なし)した。 さらに、台所に設置されているLPガス燃焼器用の末端ガス栓(ヒューズガス栓)が僅かに開けられ、LPガスの漏えいを確認したため、末端ガス栓を閉止した。 なお、ガス警報器の鳴動はなかった。 ・消費者は頭痛、嘔及び胸の違和感を訴えたため、救急隊が病院に搬送した。 ・保安機関の職員が漏えい検査を行い、LPガスの漏えいが無いことを確認した。 ・その後、同保安センターから連絡を受けた販売事業者により再度漏えい検査を実施したところ、漏えい等の異状がないことを確認した。 ※ LPガスコンロ及びゴム管等の設置はなく(1Hコンロ1台のみ)、末端ガス栓にゴムキャップの取付は無かった。 (病院に搬送した救急隊及び販売事業者は、消費者から「料理をしようとして、ガスコックに接触した。」と聴取している。入院なし。当日帰宅) 一次原因は、末端ガス栓(ヒューズガス栓)が何らかの要因で開けられたことにより、LPガスが漏えいし、居室内の酸素濃度が低下したことによるもの。	末端ガス栓(未使用側)	不明	ヒューズガス栓	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	都の行った措置としては、販売事業者に対し安全装置(ガス警報器)の維持管理の徹底について、指導した。 対策として販売事業者は、ヒューズガス栓を新しい物(ゴムキャップ付き)に交換した。
2024/1/28	北海道札幌市	C2級	漏えい	その他(複合用途ビル)	17:48	ガストープと低圧ホースの接続不完全による漏えい	2024年1月28日(日)17時48分、荷物搬入業者から保安機関に「4階共用部でガス臭がする。」と通報があり、同会社社員が出動した。 同日17時59分、消防局に「4階の共用部でガス臭がする。」との通報があり、消防隊が出動した。 現場に到着した消防隊により、建物内部のガス検知を実施したところ、4階共用部で可燃性ガス30LELを検出した。消防隊により、現場建物利用者の避難誘導及びバルク貯槽のメインバルブを閉止し、建物内の換気作業を実施した。保安機関の職員が現場に到着し、バルク貯槽周囲にガス臭及びガス検知がないことを確認した。現場に到着した保安機関の社員が消防隊とともに、現場建物内の換気作業終了後に、4階及び5階各室の漏えい検査を実施し、異状がないことを確認。漏えい箇所特定のため、末端ガス栓を開放し漏えい検査を実施したところ、5階1室のガストープと低圧ホース接続部の接続不良によりLPガスが漏えいしていたことが判明した。保安機関の社員により、当該1室のガストープを閉栓、その他各室のメータ表示を確認し復旧。現場から引揚げた。 一次原因は、2023年12月20日(水)、内装業者がクロス張替工事を実施するため脱着したガストープと低圧ホースの接続不完全及び復旧確認不足によるもの。(保安機関にガストープ脱着の事前通知なし。) 二次原因は、2024年1月27日(土)、荷物搬入業者がガストープの燃焼試験を実施。燃焼に問題はなく、末端ガス栓を閉栓せず退室したため、ガストープと低圧ホースの接続不良箇所からLPガス漏えいしたことによるもの。	燃焼器用ホース	富士工器	600mm	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	都の行った措置としては、建物工事を把握する建物所有者などに対し、他工事業者起因のLPガス事故防止について、さらなる周知を液化石油ガス販売事業者へ要請した。 対策として販売事業者は、その他工事業者によるガス機器脱着を含めたガス設備の無断工事禁止について、ホームページや周知チラシ等により啓発を行い、ガス警報器連動遮断設備を新たに設置し再発を防止する。
2024/1/29	北海道石狩市	C2級	漏えい	一般住宅	17:07	落雪に伴う高圧ホース損傷による漏えい	2024年1月29日(月)午後17時7分頃、屋根の雪庇が落ち、屋外の20kgLPガス容器2本の内1本の上部からガス漏れしているのを隣の消費者が発見。LPガス容器のバルブを閉じ、消費者が消防へ連絡し消防と警察が現地へ出動、消防が床下でガス滞留を確認、滞留は無くガス会社へ連絡するように指示し撤収、消費者が当社へ連絡した。当社コールセンターが連絡を受け、17時17分頃担当者が現場へ到着。ガス検知器により床下にガス滞留がない事を確認、ガス配管の漏えい検査を実施し配管に漏えいが無い事を確認。高圧ホースのみの損傷と判明し、高圧ホースを交換し漏えい検知液によるガス漏えいがないことを確認。ガス設備全体の漏えい検査で漏れが無い事を確認し供給再開。ガスメーターには通信装置が設置済みだが、落雪でガスメーターに衝撃が無い為メーター遮断せず。高圧ホースのみの損傷の為、通報装置は作動していない。 一次原因は、屋根の雪庇がLPガス供給設備へ落下し高圧ホースを損傷、LPガスが漏えいした。 二次原因は、当該LPガス容器は低い屋根の庇の下に設置、屋根自体も傾斜方向に1m程度の長さの小さなもので、落雪による事故発生を予見できなかったが、供給設備上方の屋根に雪庇が出来、急な暖気により雪庇がまとめて落下し、高圧ホースを損傷したことによるもの。	高圧ホース	矢崎エンジニアリング	RHS-600S(T)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明	都は販売事業者に対し、次の内容で口頭指導した。 ・販売所、配送会社および保安機関に対して、本事例の周知および再発防止の注意喚起を行うこと。 ・供給設備の設計、施工についても容器周辺の状況に配慮するなど、再発防止に向けて取り組むこと。 対策として販売事業者は、消費者にLPガス収納庫の設置の承諾を得たため、近日中に設置する。
2024/1/29	岡山県岡山市	C2級	漏えい	共同住宅	20:00	メーター交換時供給管結合部のナットの閉め忘れによる漏えい	2024年12月9日(月)20時00分頃、当該アパートからガス臭がしたため、消費者から119番通報があったもの、屋外ガスメーター付近から燃発下限界のガスを検知する。消防がガスメーターに記載された販売事業者の連絡先に電話をしたが、電子音声の「ただ今の時間は営業を終了しました。緊急時にはこちらの番号へお掛け直しください」の営業を終了しましたの部分がつかないものとして判断をし、販売事業者への連絡を諦める。その後、消防がガスメーターの配管結合部分を工具で締め、漏えいが止まったのを確認し、アパートを管理する事業者へ連絡する。 翌日10日(火)、8時30分頃に、アパートを管理する事業者が販売事業者に連絡を行い、販売事業者従業員3名が現地を調査する。ガス臭がした部屋のメーター周辺及び、各部屋のメーター、露出部を検査器で調査を行い、本支管検査を24分間、5.0kPaで実施したが異常なし。 一次原因は、12月5日(木)に全戸(15戸)のメーター交換(期限管理)を一齐に実施した際に、配管結合部のナットの閉め忘れによるガス漏えいによるもの。 二次原因は、「メーターを取替後工具で軽く締めエアー抜きをし、その後工具でしっかり締める。それから漏えい検査を実施」の作業を繰り返し行ったが、この部屋ではエアー抜き後の漏えい検査の作業工程を忘れたと思われるヒューマンエラーによるガス漏れによるもの(使用量から推測すると微少の漏れ)。 なお、微小な漏れについては30日間連続で発生すればマイコンメータで感知できるが、取り換え後5日しか経過していなかったため、検知できなかったと思われる。	供給管(鋼管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	都の行った措置としては、販売事業者に対して情報収集。 対策として販売事業者は、該当社員だけでなく、全社員に今回のことを報告し、作業工程の徹底を周知する。また、利用者に対し、様々な形で記載されている緊急時の連絡先について、啓発を行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/2/1	岐阜県岐阜市	C2級	漏えい	共同住宅	8:40	他工事業者(外構工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2024年2月1日(木) 8時40分ごろ、他工事(外構工事)業者が掘削中に、重機で埋設ガス配管を引っ掛け損傷させたため、ガスが漏えいた。他工事業者がヒールテープで一時補修を実施。同日 14時30分、ガス会社により本修理完了。 当該埋設ガス配管は、供給中の集合住宅から離れた箇所であり、想定される配管ルートではなかった。なお、損傷したガス管は、同敷地内にあった集合住宅の所有者宅(既に取り壊し済み)に供給されていたものと思われる。 一次原因は、他工事業者が重機で埋設ガス配管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、他工事業者から、埋設ガス配管情報の照会がなかったことによるもの。	供給管(PE管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は処置完了後情報提供があったため、販売事業者に対し措置なし。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・他工事業者には、事前に埋設ガス配管情報の照会をするよう周知。 ・使用していない埋設ガス配管は、切断または撤去をするよう所有者に説明。
2024/2/2	福井県敦賀市	C2級	漏えい	共同住宅	15:40	他工事業者(解体工事業者)によるバルク貯槽に伴う漏えい	宿舎を解体していた解体業者より、宿舎敷地内にあったバルク貯槽を吊り上げる際にバルク貯槽に穴をあけてしまいガスが漏れていると連絡あり。消費者および解体業者からガス事業者に対し、解体工事を行う旨の事前連絡はなかった。宿舎は2017年9月から入居者がおらず、バルク貯槽も閉鎖して使用していなかった。貯槽内にはガスは残っていた。ガス事業者は通報を受け現場に出勤し、応急処置として粘土・タオル・ゴムベルト等を使い穴を塞いで漏えいを止めた。 その後、安全の為に消防立会いの下バルク貯槽をガス事業者の充填所に移動させ、設置状況等について消防の確認を受けた。当該バルクについては後日廃棄を予定。 一次原因は、他工事業者が宿舎の解体作業中に、重機にてバルク貯槽を挟んで上げる際にバルクを損傷させたことによるもの。 二次原因は、消費者および他工事業者からガス事業者に対し、解体工事を行う旨の事前連絡がなかったことによるもの。	バルク貯槽	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して、工事業者や消費者が工事を施工する際は販売事業者事前に連絡を取る体制を整えることを周知した。 対策として販売事業者は、バルク貯槽は基本プロパン業者の所有物であり、建物の管理者の方に何かされる時には必ず連絡もらえるよう周知を徹底する。今回の件を踏まえ2024年4・5月にて、2年に1回のバルク点検を取付先全て回ります。その際に周知文章を作成し、今後同じ事が起こらないよう通知する様になっております。
2024/2/3	愛知県知多郡阿久比町	C2級	漏えい火災	一般住宅	8:40	消費者による供給管損傷に伴う漏えい火災	2024年2月3日(土)午前8時40分頃、当該住宅において家主自らがプラグ止めを施してあったガス供給配管を不要物と判断し自らの工具を用いて切断してしまっ。その際、火花が引火し外壁の一部が損傷したもののすぐに近隣の方が離れた敷地にあるガス集合装置の容器バルブをすぐに閉止したことにより事態は収束した。 販売事業者対応者到着後、切断された配管の根元にプラグ止めを施し、集合装置から全供給配管に気密試験を実施し異常がないことを確認し供給を再開した。 ※当該住宅は以前ガスを供給していたが現在はオール電化となっており販売事業者はガス供給を行っていなかった。 ※ガスの供給区分は集団戸建方式であり供給管の一部が当該住宅の敷地に残っている状態にあった。 一次原因は、プラグ止めを施してした供給管を誤って切断してしまったことによるもの。 二次原因は、家主が該当のガス管までガスが供給されているという認識がなかったことによるもの。	供給管(被覆鋼管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器不明 ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・不要なガス管については可能な限り撤去する。 ・ガス利用停止申し込みがあった際にはどこまでガスが来ているか必ず周知を行う。
2024/2/3	愛知県碧南市	C2級	漏えい	共同住宅	12:00	他工事業者(排水工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2024年2月3日(土) 12時00分頃 排水工事業者から、「集合住宅の敷地内のコンクリート掘削工事の際、研り機で誤ってガス管を損傷させてしまった。」と販売事業者へ連絡が入った。 同工事業者は、ガス漏えいを防ぐため、一次的にテープ巻きで応急措置を行った。 12時19分頃 販売事業者が事故現場に到着し、容器置場の容器元バルブを閉め、各戸へのガスの供給を停止した。そして、ガス工会社へガス管の修繕を手配した。 16時27分頃 ガス工会社がガス管の修繕を完了した。そして、販売事業者は各戸へのガスの供給を再開した。 原因は、排水工事業者が、工事をする排水管の付近に、他の配管がないと判断し、掘削作業を行ったため、研り機の刃がガス管に接触し、ガス管を損傷させたことによるもの。	配管(被覆鋼管(不明(隠れ部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故届の提出を指導した。 対策として販売事業者は、集合住宅の管理会社へ事故の経緯等を説明し、管理会社から埋設配管を工事する関係事業者等に再発防止の注意喚起をするよう促した。
2024/2/3	滋賀県東近江市	C2級	漏えい	共同住宅	9:30	外的衝撃に伴うガスメーター損傷による漏えい	2024年2月24日(土)9時30分 3戸口集合アパートの消費者から販売事業者一に入電。「ガスが出ない」とのことで消費者に復帰操作を試してもらっても復帰しないのことで訪問を約束 10時00分: 管轄の支店より消費者に訪問時間を折電。消費者より「メーターが壊れている様子」と申告あり。 11時30分: 当社社員現場到着。到着時臭気無し。メーター破損確認。ガスメーターよりガス漏えいし、ガス容器がすべて空になっていた。(漏えい量:113kg) 12時20分: ガス漏れ検査後、破損しているメーター箇所以外は漏れなし確認。 破損原因不明。警察に被害届提出済。 13時00分: 破損メーターの取替及び全館総ゲージ漏えいなし。 14時00分: 当社社員より消費者及び管理会社へ説明し、供給再開。 一次原因は、ガスメーター上部に外的衝撃が加わり、ガスメーターが破損したことによるもの。 二次原因は、外的衝撃原因が特定出来ない為、不明。	ガスメーター	関西ガスメーター	SKG25	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、原因は特定できていないが、他工事業者及び消費者への周知を継続実施。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/2/7	千葉県八千代市	C2級	漏えい爆発	共同住宅	14:45	点火動作を繰り返したことに伴う異常着火による漏えい爆発	2024年2月7日(水)14時45分頃、当該消費者が瞬間湯沸器(屋外式)を使用したが出湯されず、直後に屋外に設置された瞬間湯沸器(屋外式)から破裂音が発生した。同日18時45分頃、当該物件の管理会社より通報を受け販売事業者が覚知し緊急出動、19時12分頃に現場到着した。屋外に設置された瞬間湯沸器(屋外式)の外装が変形していることを確認した。その後、メーカーガス栓から当該瞬間湯沸器(屋外式)までの漏えい検査を実施したが漏えいは確認されなかった。物的被害は瞬間湯沸器(屋外式)の外装変形のみであり、人的被害は無かった。 当該瞬間湯沸器(屋外式)は交換施工し、販売事業者がメーカーに原因調査を依頼した。 2024年3月6日(水)12時33分、メーカーから機器調査報告書が販売事業者に提出された。メーカーの見解としては、機器本体に異常は無く、連続・断続時の点火・消火動作に問題は無かったが、異常着火した可能性は否定されていない。 原因は、メーカーによる当該機器の調査・分解にて、元弁、給湯弁のプランジャー部に擦れたような傷(摺動跡)があることから、ゴミなどの異物の影響により一時的に弁の動作不良が生じた可能性が考えられ、加えて、バーナスロート部から塵や土埃などの異物が多量に出てきたことから、バーナ炎口が詰まり点火しにくい状態にあった可能性も考えられる。以上の要因により、点火時にバーナへの着火が正常に行われず、点火動作を繰り返したことによりガス量が過剰となり、異常着火に至ったものと推定される。	給湯器(RF式)	バーバス(株)	TP-SQ162C-1F	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故報告書の提出を指示した。 対策として販売事業者は、ガス設備に異常を感じた際は、必ず販売事業者へ連絡するよう周知を改めて行った。
2024/2/10	滋賀県大津市	C2級	漏えい	飲食店	6:21	ガス栓と迅速接手カプラーの接続不良による漏えい	フライヤー清掃のため、厨房スタッフが迅速接手(カチット)付きゴム管の取り外し・取付されており、ガス栓と正常に接続できていない状態でガス栓を開いたために接続部隙間からガスが漏えいて引火したと思われる。火災には至らず、すぐに火が消えたためガス栓を閉め大事には至らなかった。 原因は、迅速接手カプラーの接続不良によるもの。	末端ガス栓(使用側)	矢崎エナジシステム(株)	1口ヒューズガス栓	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・最新型の迅速接手カプラーに交換、接続状況が一目でわかる目印が施されているので、接続不良を防止する効果がある。 ・厨房スタッフに改めてガス機器の取り扱い等について周知を徹底させる。
2024/2/12	北海道札幌市	C2級	漏えい	共同住宅	18:19	調整器の損傷による漏えい	・2024年2月12日(月)18時19分、消防局に「室内でガス臭がする。」との通報があり消防隊が出動した。 現場に到着した消防隊が建物前でガス臭を確認し、屋外LPガス供給設備付近から強いガス臭を確認した。 供給設備全体が積雪により埋もれている状況を確認したため、除雪作業と並行し可燃性ガス測定器でガス検知活動を実施したところ、可燃性ガスを検知したため、LPガス容器の元バルブを閉止した。消防隊が送風機により供給設備周囲に滞留したガスの排出作業を実施した。現場に到着した販売事業者が漏えい検査を実施し、調整器ヘッド一部以外に漏えいが無いことを確認した。翌日、販売事業者が調整器本体の交換を実施し、異状がないことを確認して復旧した。 一次原因は、調整器損傷によるもの。 二次原因は、供給設備全体に積み上げられた雪の重みにより、調整器に荷重がかかったことによるもの。	調整器(自動切替式)	(株)桂精機製作所	KAL-20AU	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対して類似事故防止のため、一般消費者等(同種共同住宅入居者及び所有者等)へ雷害防止の周知を行うよう要請した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・LPガス事故防止チラシ(雷捨て禁止)を入居者全部屋に投函して注意喚起を実施した。 ・容器配達等の機会を捉えて供給設備付近の積雪状況を確認し、供給設備の維持管理に努める。
2024/2/13	神奈川県川崎市	C1級	漏えい火災	その他(キッチンカー)	17:31	予備容器へのつなぎ直しに伴う接続不良による漏えい火災	2024年2月13日(火) 17時33分 駅付近の道路で、中華そばのキッチンカーが燃えていると付近歩行者から119番通報があり、消防局指令センターで受信した。 17時39分 消防隊の最先着隊が現状に到着し、消防活動を開始した。 18時00分 消防隊が完全に鎮火している状態であることを確認した。 2月14日(水)(販売事業者の状況) 11時35分 消防局から昨日2月13日キッチンカー火災があった旨の電話連絡が入り、当社でLPガス容器を販売した消費者であることを知り、LPガス容器販売履歴と容器授受簿で確認した。事故の状況は、事故直前に消費者から連絡が無かったため、ニュースの情報等でキッチンカーで調理中、プロパンガスのチューブが外れ、引火した可能性があることを知った。 事故の概要は、消費者がキッチンカーの厨房内でLPガス容器の交換作業をしていた際に、LPガス容器の二又コックを閉鎖せずにガスホースを抜いたため、調理中のガスこんろの火が厨房内に漏えいしたLPガス栓に引火したものと推定される。 安全装置については、ガスこんろに立ち消え安全装置、ポンベの二又コックに2口ヒューズガス栓が付いていたが、安全装置が作動しなかった理由として、消費者が残量がなくなったと思ったLPガス容器には微量のガスが残存しており、二又コックを閉鎖せずにこのLPガス容器に接続されていたガスホースを抜いたことで2口ヒューズガス栓の規定流量以下のガスが流れたため、安全装置が作動せずにLPガス容器からLPガスが漏えいし、調理中のガスこんろの火がLPガスに引火した可能性が高い。 キッチンカー所有者及び本事業LPガス消費者は、LPガス質量販売緊急時対応講習受講修了証を所持している。 一次原因は、キッチンカーの厨房内で調理中に使用していた2本のLPガス容器のうち1本が空になったため、接続されていたガスこんろのホースを抜き、もう1本のポンベにつなぎ直し、その後、空になったポンベを移動させようとした瞬間に周囲が炎で包まれたことによるもの。 二次原因は、消費者不安全行動によるもの。	配管(白管(継手部(不明)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・119番通報を受け消防隊が消火活動及び火災原因調査を実施した。 ・販売事業者に対し、消費者へ消費設備の安全な取扱いについて、再度注意喚起するよう口頭指導した。 対策として販売事業者は、質量販売消費者に対し使用状況の再確認、周知文章等の手渡しを行う。また、販売事業者は社内教育をするのではなく、一度、消費者全体(集合住宅の大家)に対して、事故防止の啓蒙を行うことを提案した。 対策として販売事業者は、消費者・施工業者に対して、建物付近の工事の際には、販売事業者へ連絡を入れるよう周知した。
2024/2/13	愛知県岡崎市	C2級	漏えい	一般住宅	14:42	他工事業者(駐車場工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2024年2月13日(火) 14時42分頃 建設業者が駐車場工事におけるコンクリート除去の際、電動カッターで埋設ガス管を損傷し、ガスが漏えい。 14時45分頃 建設業者から販売事業者へ上記内容について架電。 販売事業者から建設業者に対して、ポンペバルブ閉止を依頼。販売事業者が現場へ出動。 15時10分頃 販売事業者が現場に到着。ガスメーターの安全装置作動によるガス止め・ポンペバルブ閉止を確認。 修繕工事の為、工事業者を手配。 17時30分頃 工事業者現場到着。工事着工。 19時05分頃 工事完了。供給を再開した。 原因は、駐車場工事の際、コンクリートを研る際、電動工具が継手に接触したことによるもの。	配管(白管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故届の提出を指導した。 ・他施工業者によるガス管の破損が多発している。実際に事故を起こした業者や、事故現場の大家に対してのみ、事故防止の周知をするのではなく、一度、消費者全体(集合住宅の大家)に対して、事故防止の啓蒙を行うことを提案した。 対策として販売事業者は、消費者・施工業者に対して、建物付近の工事の際には、販売事業者へ連絡を入れるよう周知した。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/2/13	神奈川県厚木市	C2級	漏えい	一般住宅	8:02	配管の腐食による漏えい	2023年9月12日(火) 10時23分 圧力式微小漏えい表示 何度が連絡するが不在。 2024年1月30日(火) 10時00分頃 連絡するが不在。 2024年2月13日(火) 8時2分 圧力低下遮断 2024年2月13日 9時25分 復帰安全確認 ボンベ交換を実施(交換前のボンベについては、2本ともガスはほとんど空であった。) 2024年2月13日 16時09分 消費者不在。外部より漏えい検査異常あり。ガス閉栓(バルブ締、調整器下ガス栓締)手紙投函 2024年2月14日(水) 12時00分 訪問し検査開始したが、消費者の都合上出かけるので、検査を翌日にして欲しいと言われた。ガスは閉栓中。漏えい検査異常あり。 2024年2月15日(木) 13時00分 点検開始し、消費側、壁の中隠れ部白管よりガスの漏えいを発見する。同日ガス事故の報告を行い、夜間工事でフレキ配管を引き直し改善完了とした。 供給設備での漏えいは発見できなかったが、方が考え、切替式調整器の交換も実施した。 原因は、壁の中、隠れ部白管が、ふる場に隣接していることから腐食が推定される。	配管(白管(本管(隠れ部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故届を提出するよう指導した。 ・ガス消費量とボンベ重量との相互確認、ボンベ窃盗等(別の容器に交換し、ガスを使用して、配送前に容器を戻す手口)についても念頭に入れて当該物件については管理するよう指導した。 対策として販売事業者は、ガス配管の老朽、埋設、隠れ配管は注意深く点検確認し、改善に努める。
2024/2/19	岡山県総社市	C2級	漏えい	飲食店	11:15	他工事業者(改修工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	改修工事業者による飲食店店舗の店内改装中、トイレの床掘削作業時に埋設ガス配管を損傷させてガス漏えいが発生した。ガス漏れ発生時、ガスメーター安全装置作動(会計流量遮断)により、ガス供給は緊急遮断した。 一次原因は、改修工事業者が、はつり機による店舗の床掘削作業時に、埋設ガス配管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、改修工事業者の確認不足によるもの。	配管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して情報収集。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・物件所有者(オーナー等)へ店舗改装時の他工事事故対策について周知、啓発を実施。 ・埋設ガス配管がある場合は標識等で分かるよう表示。
2024/2/21	埼玉県川越市	C2級	漏えい	共同住宅	20:28	調整器の経年劣化による亀裂漏えい	2024年2月21日(水)20時50分頃、事故発生場所付近を通行していた者から、消防局を経由して、ボンベからガス臭を感じるとの通報あり。消防局が出動し、漏えいのあった容器のバルブを閉じた。21時15分、販売事業所担当者が現場到着し、供給設備周辺をガス漏れ検知器を用いて点検を行ったところ、圧力調整器からガス漏れがあることを確認した。圧力調整器を新品に交換し、自記圧力計を用いて気密試験を行い、漏えいがないことを確認後、ガス供給を再開した。 2月22日(木)、メーカーに、ガス漏れがあった圧力調整器の調査を依頼した。人的被害、物的被害共になし。 一次原因は、メーカーによる、漏えいがあった圧力調整器の調査の結果、経年使用により中圧ダイヤフラムのゴムが硬化した状態で、膜部が作動屈折する事によりゴムに亀裂が入り、ガス漏れに至ったことによるもの。 なお、分解検査にて中圧ダイヤフラムに約3mmの亀裂あり。 二次原因は、供給設備点検実施時に安全使用期間が経過していたが機器が未交換であり、機器が劣化したものと推定される。 なお、2月17日(土)に実施した、容器交換時供給設備点検の際には、異常は確認できなかった。	調整器(自動切替式)	I.T.O(株)	AXS-10A	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、容器交換時および消費者訪問時に供給設備周辺の臭気確認を行い品質管理維持に努める。また、機器本体の劣化などを確認した際は機器の交換を行う。
2024/2/23	北海道札幌市	C2級	漏えい	共同住宅	5:49	配管の腐食による漏えい	2024年2月23日(金)5時49分、消防局に「3階共用部でガス臭がする。」との通報があり、消防隊が出動した。 現場に到着した消防隊により、可燃性ガス測定器で建物内部の検知活動を実施したところ、ガス検知はなかったが、ガス臭を確認した。消防隊及び現場に到着したエルピーガス保安センターにより、各階のメーター及びハイブスペース内の検知活動を実施したところ、2階の部屋のハイブスペース内で微量の可燃性ガスを検知した。 現場に到着したLPガス販売業者がLPガスの元バルブを閉止し、当該部屋ハイブスペース内の配管継手部分からLPガスの漏えいを確認した。 同日に販売業者が配管の修繕工事を実施後、漏えい検査を行い異状がないことを確認しLPガスの供給を復旧した。 原因は、配管及び配管継手部分のシールの経年劣化によるもの。	配管(白管(継手部(不明)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・容器交換時供給設備点検の結果を確認し異状があった場合は即時対応する。 ・毎月のガス検針時にガスメーター、ガス配管及びガス臭等異状がないかのチェックを更に強化する。
2024/2/26	茨城県龍ヶ崎	C2級	漏えい	その他店舗	11:56	金属フレキ管の経年劣化による漏えい	消費者からガス臭いとの連絡があったためガス使用の中止及び閉栓を指示。点検した結果、業務用煮炊釜のバーナー部接続管である金属フレキの一部よりガスが流出していることを確認した。劣化により穴が開いた状況であり、耳を近づけた状態で音を立てるくらいに漏れて、カニ泡程度の微小漏えいよりは多い漏えいであった。 原因は、消費機器への接続管である金属フレキ管の経年劣化によるもの。	金属フレキシブルホース	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器あり ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・バーナーへの接続を屋内燃焼器用低圧ホースに交換。 ・消費者に対し、清掃等で機器を移動する場合は無理な力がかからないよう注意喚起した。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/2/26	岩手県盛岡市	C2級	漏えい	一般住宅	9:30	調整器の不具合による漏えい	<p>・2024年2月26日(月)9時 消費者からガス臭いと販売事業者に連絡あり、9時半到着しメーターから器具まで自記圧測定を行ったがガス漏れは確認されなかった。</p> <p>・2月28日(水)9時 販売事業者が再度ガス臭いとの連絡を受けて現地向かい、ボンベがほぼ空であったため配送業者に連絡したところ充填量とメーター指針が合わないことが判明したことから、再度検知液を使って供給設備を調査したが漏えい箇所等は見つけられなかった。調整器の有効期限は2024年8月であったが、調整器を交換して事業所に持ち帰り検知液を使って再度検査を行ったところガス漏れを確認した。調整器の製造元に確認したところリコール品(2022年1月通知)であることが確認された。</p> <p>一次原因は、調整器の不具合によるもの。 二次原因は、リコール品の確認不足によるもの。</p>	調整器(自動切替式)	I.T.O(株)	AXS-8B	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし 	<p>県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。</p> <p>1 今回、漏えい事故が発生した調整器及び同時期に設置した調整器(リコール品)に交換状況について確認した。</p> <p>2 ガス事故があった場合は遅滞なく通報するとともに、速やかに事故報告書を提出するよう指導した。</p> <p>対策として販売事業者は、今回の漏えい事故の内容等について事業所内でミーティングを開き、あらためて、漏えい箇所と思われる部分等の点検の必要性、重要性をLPG作業従事者に周知した。なお、当該事故が発生した調整器と同じリコール対象の調整器(4台)については、3月11日までに交換済みである。</p>
2024/2/27	東京都小金井市	C2級	漏えい	飲食店	21:20	外力に伴う配管用フレキ管の折損による漏えい	<p>中華料理店の厨房内設置の錆物コンロ付近よりガスが漏えいしている音がすると通報を受け、緊急時対応者が現場に急行。その際には漏えい箇所を特定できず、メーターガス栓を閉止しました。翌日6時00分に販売事業者社員2名にて現地に赴き、漏えい箇所を特定しました(当該錆物コンロの機器接続用ガス栓と配管用フレキ管の接続根本部分が座屈し漏えい)。</p> <p>即刻応急措置を行った後、21時30分に再度赴き改修工事を実施。当該錆物コンロ付近の壁面位置にヒューズガス栓を設置、ゴム管で燃焼器具に接続して工事を完了。検査後、本復旧しました。</p> <p>一次原因は、錆物コンロ付近を清掃する際に移動を繰り返した結果、ガス栓と配管用フレキ管の接続根本部分に力がかかり、配管用フレキ管が折損したものと推定される。 二次原因は、移動できる業務用コンロにもかかわらず、機器の清掃等により機器接続用ガス栓と接続管に力がかかる設備となっていたことによるもの。また、定期消費設備調査で接続管の良否判定に誤りがあった。</p>	配管(配管用フレキ管(本管(不明)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり 	<p>都の行った措置としては、販売事業者に対して事故届書の提出を指示。</p> <p>対策として販売事業者は、当該業務用コンロをゴム管にてヒューズガス栓と接続する設備改善を行い、業務用コンロ設置先で類似の設備がないか確認するとともに、ユーザーに清掃等、機器を移動する場合の注意喚起(無理な力がかからないようにする)をすすめる。</p>
2024/2/28	大阪府摂津市	C2級	漏えい	一般住宅	21:30	配管の腐食による漏えい	<p>2024年2月28日(水)22時00分頃、「自宅のプロパンガス供給が停止し、復帰を試みるも使用できない」という旨の通報が販売事業者に住宅の消費者からあったため、販売事業者職員が翌日29日7時40分頃に当該住宅を訪問し、ガス検知器を使用して漏えい検査を実施中に屋外白鉄管配管の腐食を自視で確認したため、その部分からプロパンガスが漏えいした後、マイコンメーターの安全装置が作動しガス供給が停止したものと判明する。</p> <p>一次原因は、土による腐食のため、白鉄管配管が劣化したことによるもの。 二次原因は、地中から立ち上がり、給湯器に接続されている白鉄管配管部分において、保護テープ(防食テープ)より上部に土が盛られており、盛り土を認識していなかったことによるもの。</p>	配管(白管(本管(露出部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(耐震)なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	<p>府の行った措置としては本市の本事業覚知日時は、2024年2月29日(木)11時45分頃(販売事業者営業所職員による加入電話)で、既に販売事業者営業所職員が漏えい処置済み(盛り土除去、新品配管に取替え、保護テープ(防食テープ)巻きつけ、漏えい検査実施(漏れなし)であったため、2024年3月14日に現地で復旧状況を確認し、その際、同供給設備に接続されている付近住宅についても、本事業と同様の漏えい、腐食がないか調査すること及び今後機会を捉えて盛り土、配管の腐食状況等を確認するよう販売事業者営業所職員に伝える。</p> <p>販売事業者は、以下の対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛り土を除去し、漏えい箇所の白鉄管配管を新品配管に取替えるとともに保護テープ(防食テープ)を盛り土されていた高さより上部まで巻きつける。(自記圧力計による検査の結果、異常無し。) ・同供給設備に接続されている付近住宅の配管についても調査を実施し、本事業と同様の漏えい及び腐食等は無かった。 ・今後機会を捉えて、盛り土等がされていないこと及び配管の腐食状況等を確認する。
2024/3/2	岐阜県高山市	C1級	漏えい火災	飲食店	5:45	金属フレキ管の亀裂による漏えい火災	<p>飲食店厨房に設置してあるガスブースターへ配管されている金属製フレキシブルホースに亀裂が入っており、ガスが漏えいするとともに何らかの原因で着火し火災に至ったもの。</p> <p>2024年3月2日(土)5時40分頃、食器洗浄機の電源を入れ開店準備を行っていたところ、5時45分に食器洗浄機隣に設置しているガスブースターへのガス配管付近で出火しているのを発見する。</p> <p>発見者は店長に連絡するとともに、ガス遮断弁を閉鎖し、火が消えたことを確認する。その後、駆け付けた店長から本社へ連絡、そこからの指示で供給業者へ連絡し、緊急時対応の受託業者である保安機関従業員により、厨房内のガス検知を行い、検知を継続したうえで、焼損した金属製フレキシブルホースを交換し試運転を実施、異常がないことが確認できたため運転を再開した。(供給業者への連絡は9時頃)</p> <p>取り外した金属製フレキシブルホースには蛇腹の凹み部分に亀裂が入っていることが確認された。</p> <p>原因は、ガスブースターへの配管に使用されている金属製フレキシブルホースに亀裂が入っていたことによるもの。 なお、着火の原因については調査中。</p>	金属フレキシブルホース	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり 	<p>対策として販売事業者は、不良配管の交換。</p>
2024/3/4	広島県福山市	C2級	漏えい	一般住宅	15:40	他工事業者(リフォーム工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	<p>・リフォーム中にリフォーム業者が誤ってガス配管を切断したものの。</p> <p>・ガスメーターが遮断したことより、集中監視にて販売事業者に連絡が入り発覚。</p> <p>・販売事業者従業員が現地に伺い、切断配管など確認した後、配管撤去及びガス漏れ等の点検を実施。</p> <p>・発生箇所は、消費設備の低圧部、床下露出配管となっており、浴室のリフォーム中に水道管と間違えたと思われる。</p> <p>原因は、リフォーム業者の連絡・確認作業ミスによるもの。(他工事業者による事故)。</p>	配管(白管(本管(露出部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	<p>県の行った措置としては、販売事業者に対して再発防止策(他工事がある場合の共有や周知等)の検討を指導済み。</p> <p>対策として販売事業者は、消費者及びリフォーム業者に対して、ガス設備周辺の作業があるときは、ガス業者に連絡・確認するよう周知を実施(全消費者に対して実施)。</p>

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/3/5	東京都大田区	C2級	漏えい	事務所	11:50	他工事業者(リフォーム工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	消費者より直接手配された設備工事業者がトイレリフォーム工事中、下水管移設する為地面掘削中に埋設ガス管を傷つけた影響でガス漏えいをした。漏えいを確認した設備工事業者により容器バルブ閉止。設備業者より販売事業者に連絡が入り現地急行しました。現状確認して即時の復旧は不可能と判断しガス配管引き直し工事を完了までガス供給を停止。2024年3月15日(金)、消費側埋設配管を全て露出配管に変更引き直し工事実施。完了後、気密検査、漏えい検査異常なし確認後、供給開始となりました。一次原因は、設備工事業者が地下ガス配管の存在に気づいていない状況で作業をしていたことによるもの。二次原因は、販売事業者にリフォーム実施の連絡をする事なく工事を始めてしまったことによるもの。	配管(被覆白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	都の行った措置としては、販売事業者に対し事故届書の提出を指示。対策として販売事業者は、社内に事故事例共有による再発防止に対する注意喚起、消費者への他工事の危険性再周知、日々の訪問活動を通してLPガスの安全・安定供給・設備の維持管理を徹底し、LPガス供給先の安全確保及び他工事発生時の事前連絡確認の徹底と消費者周知活動を強化致します。
2024/3/6	北海道札幌市	C2級	漏えい	共同住宅	9:36	家庭用こんろの回転式点火ツツミからの漏えい	2024年2月13日(火)9時36分、消防局に「共用部でガス臭がする。」との通報があり、消防隊が出動した。現場に到着した消防隊により、可燃性ガス測定器で建物内部の検知活動を実施したところ、旆籠された一室の玄関ドア郵便受けで可燃性ガスを検知し、ガス臭及び何かの警報器の鳴動を確認した。消防隊により、現場建物入居者の避難誘導を実施した。販売事業者が現場に到着し、同室へのLPガス個別供給を閉止した。同室消費者が帰宅し、消防隊が内部進入したところ、台所に設置してあった家庭用ガスコンロの回転式点火ツツミの一方が「消」の位置から「点火」方向へ約45度回転した位置で停止しており、バーナー部分からLPガスの漏えいを確認したため、点火ツツミを閉止し、室内換気を実施。換気終了後、販売事業者が漏えい検査を実施して異常がないことを確認し、ガスコンロ以外の同室LPガス供給を復旧した。回転式点火ツツミを操作しても点火しづらくなったことから、ガスコンロ使用の際、普段から回転式ツツミを45度程度回しチャッカマンで着火させている旨を入居者から聴取した販売事業者は、同種LPガス漏えい事故を防止するため、同室入居者の承諾を得て、当該ガスコンロと末端ガス栓の接続を取り外し(配管側プラグ止め)、一時的にガスコンロが使用できない措置を講じた。2024年2月16日(金)に同社員が当該ガスコンロを安全装置付きのガスコンロに取替え、漏えい検査を実施し異常はなかった。一次原因は、家庭用ガスコンロの回転式点火ツツミが45度開いていたことによるもの。二次原因は、家庭用ガスコンロに立ち消え安全装置が未搭載であったことによるもの。	家庭用こんろ	(株)ターダ	DC-201	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、家庭用ガスコンロを安全装置付きの家庭用ガスコンロに交換済み。
2024/3/6	群馬県館林市	C2級	漏えい火災	事務所	13:15	給湯器の腐食による漏えい火災	2024年3月16日(土)13時15分頃、当該機器が設置された工場の従業員が機器から出火していることを発見し、機器下部のガス栓を閉じ消火した。13時20分頃、販売事業者に連絡し、13時35分頃に、販売事業者が現場に到着する。給湯器接続管を取り外し、使用禁止の措置を講じた。16時頃、メーカーのサービスマンが現場に到着し、当該機器の調査のため回収した。一次原因は、メーカーの調査結果より、ガス漏れの要因は、工場の壁面に設置されていたという環境的要因を含む土埃などが機器内部の底板に長期間にかけて付着・堆積したことや雨水の侵入などの影響によりガス入口周辺に錆が発生し、ガス入口のアルミが錆びて腐食生成物が発生し、ガス電磁弁とロックの開閉部に腐食生成物が増加したことや開閉部に内側から外側へ負荷がかかり亀裂が生じたことによりガス漏れが発生したと推定された。二次原因は、メーカーの調査結果より、不具合発生の原因は、長年にわたり堆積した土煙や雨水の侵入などの影響により腐食したガス電磁弁とガス入口の接続部に生じた亀裂からガス漏れが発生し、当該燃焼器の点火動作に伴い、漏れたガスに引火したと推定された。	給湯器(RF式)	バーバス(株)	GS-204W-1	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事業者への聞き取り ・監督部への報告 対策として販売事業者は、設置後10年前後が経過し、外装の腐食や煤等、経年劣化の兆しのある燃焼器具を確認した場合は、機器交換を促進するように保安教育等を通じて、全従業員に指導する。
2024/3/8	埼玉県さいたま市	C2級	漏えい	一般住宅	9:00	容器交換時の高圧ホース接続不良によるガス漏えい	容器交換時点検を委託された事業所の従業員が、30kg容器が2本(主容器側1本、予備側1本)設置されている消費者宅において空になった主容器側容器1本の交換作業をしていたところ、交換後の主容器側容器と高圧ホースを接続し忘れたまま作業を終了し現場を離れたため使用中の予備側容器から調整器及び高圧ホースを介しLPガスが漏えいした。その後、近隣住民より消防機関へLPガスの臭気がするとの通報があり、現場へ到着した消防隊により開放されていた容器バルブを閉鎖するとともに、容器に記載されていた連絡先へ電話を実施。同事業所の従業員が現場へ到着し主容器側容器と高圧ホースの接続作業を完了させ供給復帰した。一次原因は、主容器側容器を交換後に高圧ホースへ接続をしないまま、自動切換調整器のレバーを主容器側へ戻し現場を離れた結果、予備側容器より継続的にガスの供給が行われたため、未接続であった主容器側高圧ホースの先端からガスが流出しガス漏れが発生したことによるもの。二次原因は、容器交換時等不備によるもの。	高圧ホース	(株)桂精機製作所	BS-065	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器不明	県は販売事業者へ口頭による、再発防止のための注意喚起を実施。対策として販売事業者は、全社員を対象に保安機関として定められた点検項目を確実に履行のため社員教育を実施
2024/3/10	岩手県久慈市	C2級	漏えい	一般住宅	14:05	落雪に伴う調整器損傷による漏えい	2024年3月10日(日)11時00分頃 当該住宅の消費者がガスコンロを使用しようとした際、点火しなかった。14時00分頃 時間において再度点火を試みたが点火せず、ボンベを確認したところ、調整器が折損していることを確認。消費者にて通報。14時05分頃 販売事業者営業所員が現場に到着。ガスが家中及び周囲に滞留していないことを確認し、配管及び調整器を手配してボンベを交換。原因は、屋根からの落雪が調整器に直撃し、根本が折れたことによると推定される。	調整器(単段式)	フジコー	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対してガス設備修理後の現況写真を確認した。対策として販売事業者は、配管を手直し、調整器を放出防止の物に変更のうえ、落雪衝撃が少なくなるよう縦付けに設置した。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/3/10	島根県仁多郡奥出雲町	C2級	漏えい	一般住宅	10:50		2024年3月10日(日)10時50分ごろに集中監視システムよりガス遮断の連絡が入り、現場にて確認すると、20kgボンベが空になっており、LPガス全量のがス漏れを確認した。確認後すぐにボンベを新しいものと交換した。漏えい箇所は調整器と容器をつなぐバルブの部分であった。漏えい箇所について、事故発生前の2月27日(火)、容器固定チェーンの改善を行うために調整器を容器から取り外し、同時に低圧ホースが短いため90cmの物と交換する工事を行った。工事が終わり容器を定位置に置き調整器を取り付けた際に、手締めのハンドルの締め付けがあまく漏えいしたと考えられる。 一次原因は、調整器と容器をつなぐバルブが緩んだことによるもの。 二次原因は、容器交換時の高圧ホース手締めハンドルの締め付け不良によるもの。	調整器(自動切替式)	富士工器	RH8N	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故情報の報告及び迅速な報告を求めた。 対策として販売事業者は、工事施工時の完了確認を「指さし」「声出し」により行い、必要に応じて第三者の確認を行う。
2024/3/12	青森県八戸市	C2級	漏えい	一般住宅	6:00		2024年3月12日(火)6時頃、消費者がドンという大きな音が外で聞こえたため、外を確認した際、ボンベ付近からシューシューと音がすることを確認し、ガス漏れと判断して、警察・消防・当社へ連絡。6時12分当社宿直者が連絡を受け、現場へ緊急出動。6時30分現場到着・確認。警察もしくは消防ですでにボンベバルブ閉栓済み。降雪により連結用高圧ホース折損によるガス漏れと判断。当社社員にて、ボンベのガス取出し口の向きを建物側へ変更し連結用高圧ホースの交換、ボンベの交換をし、漏えい検査後11時に原状復元完了した。推定漏えい量、7㎡。 一次原因は、2月26日(月)・27日(火)の降雪が屋根に残り、氷塊となり供給設備に落下したため、高圧ホースが折損したことによるもの。 二次原因は、降雪する場所に供給設備があり、屋根雪に対する対策がなされていなかったことによるもの。	高圧ホース	(株)桂精機製作所	EH-1S	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、貸家大家さんと、屋根雪対策として、雪止めネット設置へ向け折衝します。
2024/3/14	北海道札幌市	C2級	漏えい	一般住宅	11:00		・2024年3月14日(木)11時頃、液化石油ガス販売事業者はLPガスを供給している一般消費者から「屋根から氷塊が落ちた後にガスが使用できなくなった。」旨の電話連絡を受けた。 ・連絡を受けた当該販売事業者の社員が現場に到着して、マイコンメーターのBCP(ガス止め)表示及びLPガス容器が空であることを確認。マイコンメーターの指針値と合わなかったため、ガス漏れと判断した。 ・降雪によってマイコンメーターの入口側ユニオンが破損し、当該箇所からLPガスが漏えいしたものと特定した。 ・マイコンメーターの入口側ユニオンを修復し、気密試験後、ガス漏れが無いことを確認し、LPガスの供給を再開した。 ・供給設備周囲の屋外をガス検知器により検知確認を実施し、異状がないことを確認した。 ※ 消防隊及び保安機関の出動なし。 一次原因は、マイコンメーターの入口側ユニオンが破損したことによるもの。 二次原因は、屋根からの降雪によりマイコンメーターの入口側ユニオンに荷重がかかったことによるもの。	供給管(不明(継手部(露出部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対して類似事故防止のため、一般消費者等へ雪害防止の周知徹底について指導した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・消費者に除雪の周知を徹底し、テラシンの配布をする等、注意喚起を促進する。 ・降雪事故の危険性があるところは、供給設備設置位置を変更する。
2024/3/15	北海道札幌市	C2級	漏えい	共同住宅	8:30		2024年3月15日(月)8時30分頃、通行人から警察へ「ガス臭がする。」との通報があり、現場でLPガスの臭いを確認した警察官から消防局に「屋外でガス臭がする。」との通報があり消防隊が出動した。現場に到着した消防隊が屋外でガス臭を確認するとともに、可燃性ガス測定器で検知活動を実施したところ18LEL検知した。 LPガス容器周辺を確認したところ、LPガス容器と高圧ホースの接続部の緩みを確認したため容器の元バルブを消防隊が閉止した。現場に到着した販売事業者が消防隊から状況報告を受け、LPガス容器と高圧ホースの接続部の増締めを行い、可燃性ガス測定器を用いて周辺に可燃性ガスの漏えい及び滞留がないことを確認後、LPガスの供給を再開した。 一次原因は、容器交換時の高圧ホースの接続不良によるもの。 二次原因は、容器交換時の安全点検作業における確認不足によるもの。	高圧ホース	富士工器	NA6P	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対して当該容器配送事業者と契約している配送エリアの供給設備について、容器と供給管等の接続部点検を要請した。 対策として販売事業者は、容器配送契約事業者へ容器交換時には、高圧ホースの締付けの確認及び可燃性ガス測定器で点検すること等の作業手順をしっかり守り、再発防止に努めるよう注意喚起を行う。
2024/3/18	岡山県岡山市	C2級	漏えい	一般住宅	16:38		2024年3月18日(月)15時頃、LPガス販売事業所の従業員が、LPガス容器の流出防止措置を施工するため、上記事故発生場所へ訪問する。当該措置を施工するに当たり、敷地屋外に設置のLPガス容器(使用側)を移動させるため、当容器及び圧力調整器で接続された高圧ホースを容器側で離脱させる。施工後、当容器を元の位置に設置するが、高圧ホースを当容器に接続することを失念して帰社する。 その後、同日16時39分頃、帰宅した消費者が手洗いのためガス給湯器を使用したところ、ガス臭がしたためガス販売事業者へ連絡し、その後119番通報する。 原因は、LPガス容器(使用側)を取り外す際に、LPガス容器(予備側)のバルブ閉止を怠ったこと、さらに、ボンベチェーン取り付け施工後、LPガス容器に高圧ホースの取り付けを失念し、最終確認を怠ったことによるもの。 また、消費者がガス給湯器を使用したことによりガス圧力が低下したことが原因で、予備側のLPガス容器からのガス供給へと自動的に切り替えられ、使用側のLPガス容器と離脱した高圧ホース側にガスが流出し、屋外へ漏えいしたと推定される。	高圧ホース	I.T.O(株)	I.T.O(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して現場到着後、容器(予備側)のバルブ(元栓)を閉鎖し、ガス検知器により漏えいがないことを確認する。 対策として販売事業者は、容器等供給設備に関する工事をするとときは、必ず全容器バルブを閉止した後に行うこと、また、現場を離れる前には最終確認を必ず行うこと。 さらに、今後の事故防止対策について社員教育を実施する。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/3/19	埼玉県入間市	C2級	漏えい	共同住宅	11:41	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2024年3月19日(火)11時30分頃、水道業者による水道配管工事に伴いコンクリート面をコンクリートカッターで切削する作業の際に、誤って埋設したLPガス供給配管(PE管)に損傷を与えたもの。 配管の損傷後すぐに漏えいが判明したため、水道業者は迅速にバルブを閉止して漏えいを止めた。 同日11時40分頃、水道業者よりオーナーを通じて販売事業者に連絡があり、対応を開始した。同日中に仮設置ポンペを6世帯分設置し、仮供給にて供給を開始した。3月22日(水)、供給管の修繕工事が完了し、供給を再開した。 一次原因は、水道業者が、コンクリート面下の水道配管工事を行う際に、コンクリートカッターにて、埋設してあったプロパンガス供給本管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、水道業者が作業を実施するにあたって、掘削する箇所は何があるかを事前に調査・確認をする事を怠ったことによるもの。 なお、物件のオーナー及び工事請負会社に対するLPガス他工事事故の周知を行い、事故の防止に努める。	供給管(PE管 (本管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス検あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 ①連絡先の明示(看板)②水道事業者への注意喚起 ③社内において同種事故防止の啓蒙
2024/3/24	兵庫県三木市	C1級	漏えい火災	一般住宅	18:30	ゴムホースの経年劣化による漏えい火災	居間こたつ上にて、ガス栓よりゴムホースを接続して一口コンロを使用。壁ガス栓付け根付近よりガス漏れが生じた。ゴムホースの一部に穴があいており、ゴムホースの経年劣化が原因と考えられる。漏えいしたガスが一口コンロに引火して、使用者両足に軽度のやけどを負う事故に至った。直ちにポンペをバルブを閉め供給遮断して、消火に当たり鎮火した。 原因は、ゴムホースの経年劣化によるもの。	燃焼器用ホース	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス検あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して対策を実行し、再発防止に努めるよう指示。 対策として販売事業者は、当該ガス機器の使用禁止。
2024/3/27	福岡県福岡市	C2級	漏えい	飲食店	22:30	容器と高圧ホースのつなぎ目からの漏えい	事故発生場所の近隣者からガス臭いと警察に通報。通報を受けた警察から消防に連絡があり、出動した消防隊が現地でLPポンペを確認したところ、配送センターの名前が記載されていたため消防から配送センターへ連絡。その間に消防隊が確認していた容器のバルブを締め直して漏えいは改善。漏えいは、容器と高圧ホースのつなぎ目からであり、事故発生当日(2024年3月27日(水))13時頃に保安機関が残量確認を行った際は漏えい等の問題がなかったため、販売事業者としてはいたずらの可能性があることを推測している。事故発生原因については、不明であるが再発防止のため設備の維持管理徹底に努める。 原因は不明。	高圧ホース	ヤザキ	RHS-600H(T)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス検あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して設備の維持管理の再徹底を指導。 対策として販売事業者は、犯カメラの設置等でいたずらを防止する。
2024/3/29	岐阜県中津川市	C2級	漏えい	その他(葬儀場)	19:10	バルク貯槽の高圧検査用バルブ開放による漏えい	葬祭職員が掃宅しようとした際、敷地内でガス臭がしたためバルク貯槽の設置場所を確認したところ、フェンス内にあるバルク貯槽からの配管に漏れ音及び、ガス臭を確認し通報したものの、バルク貯槽から空調設備への配管に設置されている、本来常時「閉」の高圧検査用バルブが解放されておりそこからの漏れを確認。バルブを閉め、石鹸水及びガス検知器による漏えい確認をし、漏れが止まったことを確認した。 原因は不明。前日、施設外壁塗装のため組んでいた足場を工事業者が撤去するため、フェンス内に入って作業をしていたが因果関係は不明。 2024年3月20日(水)に充填した際の点検では異常なものであった。 原因は不明。	供給管(白管 (本管(不明))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス検なし ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、フェンス内に、作業等別機関の者が入った際には、JA職員で毎回点検を実施する。普段使用しない開閉バルブは、バルブのヘッドを外しておくことも検討する。
2024/3/29	長崎県佐世保市	C2級	漏えい	共同住宅	11:10	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	①(2024年3月29日(金)11時10分頃)ガス供給先の共同住宅(5戸)で水道工事中の施工業者より、掘削作業中にガス配管を損傷させ、ガスが漏れいているとの連絡が販売事業者に有り、二次災害防止措置のため、販売事業者から当該施工業者に対し、ガス容器バルブ閉止を指示確認後、販売事業者社員が現場へ出動。 ②(11時35分)販売事業者社員が現場へ到着後、ガス容器閉止及び供給側配管(埋設部)損傷箇所を確認。 販売事業者社員がアパート消費者(消費者等)へガス停止理由を説明後、損傷箇所配管復旧工事を開始。 ③(14時35分)復旧工事を完了。 一次原因は、水道配管工事の施工業者が、埋設管の存在を認識しないまま掘削作業を行い、使用している電動工具(電動ピック)が埋設供給管に接触し、損傷したことによるもの。 二次原因は、アパート所有者及び水道工事業者から販売事業者に対し、事前に工事実施の連絡が無かったため、販売事業者の立会い及びガス配管経路の説明がなされなかったことによるもの。	供給管(プラスチック被覆鋼管(本管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス検あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し工事施工予定についてアパート所有者との事前の情報共有を徹底するなど、再発防止に努めるよう指示した。 対策として販売事業者からアパート所有者及び水道工事業者に対し、工事予定がある場合は施工前に必ず連絡を行うよう依頼する。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/4/2	熊本県宇 城市	C2級	漏えい	一般住宅	12:25	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	・解体業者が集合住宅(団地7戸)のうち1戸(空層)を重機で解体作業中、埋設配管(PE管)に気付かず配管を破損させたもの。 ・ガス漏れの通報後、損傷した埋設配管を掘り起こし、配管損傷部を切り離し、プラグ止めて措置を行った。 ・応急措置後、気密検査を実施し、漏えいがないことを確認した。 原因は、解体事業者がガス配管の埋設の有無及び位置を認識することなく、工事を行ったことによるもの。	供給管(PE管 (本管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ①事故届出書の提出依頼 ②事故原因の調査依頼 ③再発防止策検討及び実施依頼 ※2024年3月15日付けで本県土木部に対し「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について(依頼)」を发出し、建設工事業者への啓発を依頼した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・今後消費者宅を訪問する際は、「敷地内で工事を行う際は、ガス管の確認を！」等のチラシを配付するとともに注意喚起をすることとした。 また、近所で工事等がある場合には事前に連絡をいただくように依頼した。 ・集団供給方式の供給管については、未使用区画や閉栓区画等へ引き込みがある箇所は、引き込み箇所からガス管引き込みがあることを示すシールを貼る。
2024/4/2	岡山県岡 山市	C1級	漏えい火災	飲食店	21:00	未使用側ガス栓の誤開放による漏えい火災	にぎり寿司の炙りネタを作るため、以前(半年前程度)は、LPガス使用のガスロースターで炙って調理していたが、調理方法がトーチバーナー(内容量250g程度のカセットコンロ用ボンベに直接接続して使用するタイプ)での炙りに変更したため、消費者(調理スタッフ)がロースターを撤去して使用しなくなった。ガスロースターとゴム配管を撤去した後のガス栓には、ゴムキャップの設置はなかった。事故直前の状況は、炙り焼きを行う消費者(アルバイトスタッフ)が、閉鎖しているガスの元栓を開放しているものと誤報し、ガス栓を開放(本人にとっては閉鎖)した。その後、ガス栓が開放状態であることに気づかないままの状態で、お客からの炙りの注文があった。アルバイトスタッフがトーチバーナーで炙り調理をする際に、滞留したLPガスに引火した。その後、濡れタオルを何枚かをカウナー部分の火元にかぶせ消火した。原因は、消費者が、閉鎖しているガスの元栓を開放しているものと誤報し、ガス栓を開放したことによるもの。	末端ガス栓 (未使用側)	(株)桂精機製 作所	1口ヒューズ コック	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して情報収集。(火災原因調査を含む) 対策として販売事業者は、ガス誤開放防止キャップを設置する。
2024/4/4	京都府京 都市	C2級	漏えい	その他 (プロパン ガス)	2:19	ドレン放出用バルブからの漏えい	2024年4月4日(木)2時19分頃、現場付近の近隣者からガス臭があると119番通報があり消防、警察、都市ガス事業者が出動。消防及び都市ガス事業者が通報場所付近を調査の結果、共同住宅敷地内にあるLP庫内(共同住宅飲食店テナント2店舗に供給)から漏えいしている可能性があるため、2時55分頃、警察署から緊急時連絡委託先の保安機関に連絡、2時57分頃に保安機関から販売事業者の事業所に連絡があり、緊急時対応として出動している。販売事業者の担当者到着時、消防及び都市ガス事業者による漏えい調査を実施中であり、LP庫内においては、全ての容器バルブを閉止する事でガスを遮断しており、周囲のガス滞留の有無を確認していた。滞留調査後に周囲の安全を確認した上でLP庫内の漏えい原因の調査を実施。調査の結果漏えい原因は、供給設備(集合装置)自動切換え式調整器下部に設置されているドレンバルブのバルブが開いていたことによりガスが漏えいしたと断定した。原因であるドレンバルブ部にガス流出防止装置を施し(ドレンバルブ出口にプラグ止め)、漏えい検査にて漏えいがないことを確認し、ガス供給を再開。自動切り替えによる予備ポンペ側の切り替えが行われておらず、事後の4日午前時点の供給側の残ガス量は18%であった。4月5日にポンペ配達予定で計画しており、通常の交換間隔や残ガス量と著しく乖離がある数値ではないと報告があった。3月28日(木)の容器交換以降、ドレン放出用のバルブハンドル部にポンペ転倒防止用チェーンが干渉しており、何らかの原因で揺れたチェーンが接触したことによりバルブが動きドレンよりガスが流れ出たと推測される。また、ドレンバルブのガス放出部に、誤操作時放出防止のためのプラグが付いていなかったのも原因のひとつであった。	供給管(不明 (その他))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	府は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・4月4日(木)未明、消防局の消防隊によるガス漏えいに対する災害現場活動を実施。 ・4月4日午前、販売事業者から電話にて、事故届の提出先確認及び事故の概要の報告。 ・4月5日(金)午後、販売事業者からの事故届を受理及び再発防止策実施報告。他の供給設備で同様の構造のものを調査し、再発防止策を講じるよう依頼を実施。 対策として販売事業者は、ドレン放出用のバルブに放出防止用のフック(SQP8A用プラグ)を設置。ドレン放出用バルブのハンドル部に干渉していたポンペ転倒防止チェーンは、干渉しないように位置を変更し、即日再設置済み。
2024/4/5	香川県丸 亀市	C1級	漏えい爆発	飲食店	20:15	点火ミスによる業務用鉄板焼き器の漏えい爆発	消費者(アルバイト従業員)が接客中、お好み焼きテーブルの火が着いていないことを客に指摘され、バーナー部を確認しながら点火作業をしたところ、バーナー部にて小爆発が発生。体勢を低くし、バーナー部を覗きながら点火したため、まつ毛、眉毛が焼け、左まぶたに軽い火傷を負い負傷した。当事者以外に負傷者、破損物、火災などの被害は無し。当事者は直後に病院へ急行し診察を受けている。診察の結果、熱風を吸い込んでいる可能性があるため、医師の判断で当日4月5日(金)から4月8日(月)まで検査入院。検査の結果、医師の判断により退院している。原因は、消費者のバーナーへの点火作業にミスによることが推定される。なお、着火動作に入った際の器具スイッチの向き、ガス臭については聞き取りをおこなったが覚えていないとのこと不明。バーナー取り付け部内にガスが滞留していたかどうか不明。	業務用鉄板焼き 器	丸友製作所	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は2024年4月10日(株)販売事業者に状況を確認し、保安監督部保安課へ報告した。また翌11日事故発生報告書(急報)を提出した。 対策として販売事業者は、オーナー、店長へ燃焼器具への適切な着火方法を再度説明し、従業員全員に教育するように指導した。
2024/4/7	鳥取県鳥 取市	C2級	漏えい火災	一般住宅	8:42	ゴムホースの接続不良による漏えい火災	・2024年3月2日(土)、当物件へ入居のため使用前点検実施した。テーブルコンロを設置し、ゴムホースを接続。3月4日(月)、期限間近のためメーター交換を行った。 ・4月7日(日)午前8時42分、ガス使用者よりテーブルコンロを使用しようと点火したところ、一瞬ガス栓の辺りが燃焼したとの連絡を受け出動した。 ・到着後、すぐに燃焼箇所の点検を開始し目立った損傷は確認できなかったが、念のためホース、ガス栓を新品へ交換した。 ・その後、漏えい検査を開始したが、圧力が低下するので再度検知器にて検査し、メーター継手からの漏えいを確認した。 ・継手、ガスメーター用パッキンを交換し、再度漏えい検査を実施し漏えい無しのため作業完了した。 一次原因は、ゴムホースの挿入不足であったこと及びメーター交換時パッキンを再利用したことによる気密不足によるもの。二次原因は、交換後の漏えい検査を行ったが、しっかりと確認できていなかったことによるもの。	ゴム管	十川ゴム	T07	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・情報収集及び保安監督部への報告 ・販売事業者本社の保安工事課長と営業所所長と面談し、報告が遅れた理由及び状況説明と今後の対応について説明を求め、口頭にて厳重注意を行った。(消防防災課長及び保安担当課長補佐同席) 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・ゴムホースの挿入においては、赤線までしっかりと差し込み、目視点検を行った後、点火試験にて異常がないか確認する。 ・メーター継手においては、継手の腐食状況を点検し、パッキンは必ず新品を使用する。 ・交換後は、圧力計、検知器または検知液でしっかりと確認を行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/4/9	栃木県日光市	C2級	漏えい	一般住宅	23:59	他工事業者(リフォーム工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2024年4月9日(火)23時59分、販売事業者のシステムに使用時間オーバー遮断で警報作動。事業者担当者が消費者へ連絡したが、復帰出来なかったため、緊急出動。AM1時頃に現地到着し、ガスメーターガス止めを確認。原因を探したが、周辺が暗く発見出来ず。ボンベバルブを閉め、ガス漏れが発生しないことを確認後、消費者に対し原因が不明なため再訪問することを伝え帰社。4月10日(水)13時30分頃、販売事業者の工事課が消費者宅を再訪問。あらためて確認したところ、ガス給湯器コック近くのガスフレキ管に損傷があり、その部分からガス漏えいを発見。消費者宅では9日の日中に風呂場のリフォーム工事を行っており、ガス給湯器の湯水配管を交換する際に、ガスフレキ管を損傷させた事を確認。損傷箇所は、日中は小さかったが時間が経つにつれ大きくなり、使用時間オーバーでガスメーターが遮断したと考えられ、このために、リフォーム工事を行っていない時間帯に警報が作動したものと推定された。なお、漏えい量は微量。当日にガスフレキ管を交換、漏えい確認を行い、ガスメーターを復帰。また、県への報告は4月11日(木)であったが、これは初動が深夜だったこと、及びリフォーム工事による漏えいと断定できなかったことから、原因を確認してから報告となったため。一次原因は、リフォーム会社が、ガス給湯器湯水配管を交換する際に、不注意によりガス配管(フレキ管)を損傷させたことによるもの。二次原因は、フレキ管が被覆されていたため、損傷させたことに気付かなかったことによるもの。	配管(配管用フレキ管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して、事故届の提出を指示。 対策として販売事業者は、リフォームなどの工事が入る際は、配管の破損の危険があることを利用者・工事業者に周知する。
2024/4/9	岡山県岡山市	C2級	漏えい	一般住宅	9:30	他工事業者(下水道工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	一般消費者宅(戸建)先において、下水道工事業者による工事中に、コンクリートカッターで宅地内の掘削作業を行った際に、埋設されていたガス配管(被覆白管、消費設備側)を損傷させ、ガスが漏えいた。なお、ガスはマイコンメータの遮断機能で閉止した。そのため、配管内に残留していたガスの漏えい以外の火災、爆発及び人的被害はなかった。一次原因は、下水道工事業者が埋設されたLPガス配管をグラインダーで損傷させたことによるもの。二次原因は、下水道工事業者又はユーザーから当社へ、工事の立会い連絡等の事前連絡が無かったことによるもの。	配管(被覆白管(不明(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して情報収集。 対策として販売事業者は、水道局へ今回の事故状況を説明し、注意喚起を徹底した。 また、既存LPガスユーザーへも軽微な工事の場合でも連絡したいただける様に周知徹底を強化する。
2024/4/12	岐阜県郡上市	C1級	漏えい火災	宿泊施設(旅館・ホテル等)	18:13	未使用側ガス栓の誤開放による漏えい火災	1棟貸しの別荘にて、キッチンにある2口ガス栓の内、一方はガスコンロに接続し、もう一方は機器へは接続せずゴムキャップが装着されていた。宿泊客がキッチンで調理していた際に、機器へ接続されていない側のガス栓が開閉されており、ゴムキャップからガスが漏えいしたためガス警報器が鳴動した。宿泊客は鳴動音を聞いたが、その音がガス警報器によるものであるとは分からなかったため、そのまま調理を継続し、ガスコンロの点火時にガスに着火し、火災が発生した。宿泊客が消火器を使用して消火し、騒ぎを聞いて駆け付けた付近の住民が、屋外のボンベを開栓後、屋内キッチンの開栓していた2口のガス栓を開栓した。使用していないガス栓が開栓されていた。ガス栓にはゴムキャップが装着されていたが、経年劣化によりガス漏れを防ぐことができなかったものと推測する。	末端ガス栓(未使用側)	不明	2口ヒューズガス栓	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・宿泊客からの119番通報により消防署から消火隊が出動した。 ・現場到着時、火災は鎮火状態で、出火元のガス栓は閉栓されており、ガスは漏えいしていない状況であった。 ・ガスの販売事業者に対して、事故届書(液石則第96条関係)の提出を指導した。 対策として販売事業者は、使用していないガス栓を開栓できないように措置を施す。または今後も2口ガス栓の片側しか使用しないのであれば、1口ガス栓に交換する。
2024/4/12	千葉県鴨川市	C2級	漏えい	学校等	13:00	PE管の継ぎ手部の接続不良による配管漏えい	新規GHP設置に伴い、設置業者がガスメーター元栓を開けて露出配管からの分岐増設工事に配管をつないだところ、既設の配管に設置されている遮断弁が作動した。配管接続に伴う一時的なガス低下による動作かと思われたが、ガスを復旧した後も遮断弁が戻らない状況が続いたため、販売事業者にて気密検査を実施したところ、ガス漏れが発覚。分岐増設配管部分の気密検査を実施したところ漏えいはなく、分岐増設配管部分を切り離して気密検査を実施したところ漏えいが確認されたため、詳細な調査を行ったところ、既存埋設配管のPE管の継ぎ手部からガス漏れを確認。現在、ガスを止めており、是正工事の実施日程について、学校と販売事業者で調整中。一次原因は、埋設配管のPE管の継ぎ手部からガス漏れたことによるもの。二次原因は、埋設配管(平成6年施工埋設PE管)の上にエアコン室外機用のコンクリート基礎が乗っており、その基礎がなんらかの理由により沈下し、配管に重さがかかったことで継手部の接続が緩んだ可能性が推定されるが、明確な原因は不明である。	配管(PE管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に事故報告書の提出を指示した。 対策として販売事業者は、エアコン室外機用の基礎下の配管は使わず、手前の配管から立ち上げ、バルブを設けて紫ぎなおし、露出配管として是正を考えている。
2024/4/12	栃木県宇都宮市	C1級	漏えい爆発	共同住宅	0:00	点火不良に伴うガス滞留による漏えい爆発	2024年4月13日(土)10時35分頃 消費者より瞬間湯沸器が設置してある前面の扉が変形して閉まらなくなったと通報あり。理由を確認したところ、4月12日(金)夜に瞬間湯沸器を点火させたら爆発着火したとのこと。販売事業者が到着するまでガスを使用しないよう依頼した。11時00分頃 販売事業者が現場到着後、瞬間湯沸器本体の前面カバー及びパイプシャフト内に設置してある瞬間湯沸器の前面の扉が一部変形していることを確認。ガス配管と瞬間湯沸器に対し漏えい検査を実施し漏えいが無いことを確認。瞬間湯沸器とガス管の接続を外し、ガス管にプラグ止めを行い、瞬間湯沸器を使用出来ないよう処置。17時00分頃 販売事業者が瞬間湯沸器を販売事業所に引上げを行った後、瞬間湯沸器を製造メーカーである株式会社バーバスに引渡し原因調査を依頼し、後日原因(以下記載)が判明。一次原因は、瞬間湯沸器が点火不良を起こした。ガス漏れは無かったが、ガスが滞留し点火時のガス量が過多となり、爆発着火したと推定される。二次原因は、瞬間湯沸器の経年劣化(2006年12月製)によるもの。	給湯器	バーバス(株)	TP-SQ162R-1	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故届の提出を指示。 対策として販売事業者は、経年劣化した燃焼器具(製造から10以上経過している燃焼器具)を所有している消費者に対し、入替の提案を行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/4/13	石川県羽 咋市	C2級	漏えい	一般住宅	19:03	配管の腐食による漏えい	2024年4月13日(土)19:03分頃、ガス臭がすると連絡あり、ガスメーター確認するとABC遮断しており復帰操作するも復帰しなかったため、ガス検知器と検知液にて配管検査実施。屋内露出配管にて検知器反応し検知液にて漏えい箇所確認。漏えいが確認できたため、容器バルブ閉止とガスメーター閉止。 屋内露出ガス配管(白管)の腐食・劣化によるガス漏えい。 供給開始点検調査時には漏えいは無かったが配管腐食何らかの原因で腐食部より漏えいが発生した。	配管(白管(継 手部(露出 部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故報告者から現地写真等の情報収集を行った。 対策として販売事業者は、保安教育にて点検調査時の配管腐食状況等を重点点検項目とし教育を徹底します。
2024/4/13	広島県広 島市	C2級	漏えい	共同住宅	13:46	他工事業者(外 構工事業者)に よる供給管損傷 に伴う漏えい	2024年4月13日(土)13時46分頃、緊急時連絡の委託先の保安機関に、事故発生場所において外構工事(湧水防止工事)を行っていた工事業者から「工事中に誤って埋設ガス配管に穴を開けてしまった」との連絡が入った。 販売事業者及び緊急時対応の委託先保安機関が事故発生場所に出動し、到着したときには、配管損傷箇所(2箇所)は、工事業者により木栓で塞がれていた。その後、安全を確認し、復帰作業を行い、同日の16時25分頃に復帰作業を完了した。 一次原因は、外構工事(湧水防止工事)の斫り作業により、埋設部のガス配管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、外構工事(湧水防止工事)を行った工事業者が、ガス配管の埋設の有無を確認せず、埋設されたガス配管の存在を把握していなかったことによるもの。	供給管(PE管 (本管(埋設 部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は類似事故が増加していることから、販売事業者に対して、他工事による事故防止を徹底するよう次の通り指導した。 1 消費者である建物の所有者や管理会社等にガス配管の埋設状況について情報共有を図り、工事を行う際には連絡を取り合うこと。 2 必要に応じて、ガスの供給設備付近やガス配管の埋設部付近に、埋設されたガス配管がある旨の表示を検討すること。 販売事業者による今後の対策は次の通り。 1 外構等の工事を実施する業者及び工事の元請業者に対し、ガスの供給設備の周辺での工事を実施する際には、事前確認及び連絡を徹底するように依頼。 2 建物の管理会社に対し、ガスの供給設備の周辺での工事を実施する際には、事前確認及び連絡を徹底するように依頼。
2024/4/14	広島県広 島市	C1級	漏えい爆 発	飲食店	16:30	業務用グリドル のバーナーの立 消えによる漏え い爆発	2024年4月14日(日)16時30分頃、飲食店の開店準備中、消費者(アルバイト従業員)が業務用鉄板機器(以下、「機器」という。)に付属する強制排気システムを起動させず、機器内部のバーナーに点火棒を用いて点火した。他の作業の後、機器を確認するとバーナーの火が消えていたため、点火棒に火を点け、再びバーナーに点火しようとする機器内に点火棒を差し入れたところ、機器内部に漏えいしていたガスに引火し爆発した。この爆発により、点火作業をしていた消費者1名が腕に火傷(軽傷)を負い、飲食店の出入口のガラス戸が破損した。 なお、点火作業をしていた消費者は漏えいしたガスの臭を感じず、また、機器が設置されていた厨房内のガス警報器も作動しなかった。 一次原因は、機器に付属する強制排気システムを起動させていなかったため、機器内部が換気不良となり、バーナーの火が立消えたことにより、機器内部にガスが漏えいしたことによるもの。 二次原因は、機器に慣れない消費者が操作したことにより、機器に付属の強制排気システムを起動させなかったため。	業務用グリドル (株)ケーツ エステル	(株)ケーツ エステル	K2G-210M-H	・ガス放出防止器なし ・マイコンBあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器あり	県の行った措置としては、販売事業者に対して、業務用機器を使用する消費者に操作方法や、危険性を説明し、注意喚起を行うよう指導した。 対策として販売事業者は、本件のオーナーに対し、機器を使用する際には機器付属の強制換気システムを必ず起動させること等、再度機器の操作を説明した。また、周知文書を再配布し注意喚起を行う予定。
2024/4/15	鹿児島県 鹿児島市	C2級	漏えい	共同住宅	16:20	他工事業者(外 構工事業者)に よる供給管損傷 に伴う漏えい	2024年4月15日(月)16時20分頃、工事業者が外構工事中にコンクリート切断作業を行っていたところ、埋設されていたガス管も一緒に切断してしまいガスが漏えい。現場担当者がバルク下部の供給元バルブを閉止、その後販売事業者へ連絡を行った。連絡を受け販売事業者の担当者が16:50現地到着、ガス漏えいが止まっていることを確認、全てのバルブを閉止しガス供給を停止。 復旧作業は同日に終了し、供給を再開した。 一次原因は、建物へ入り込む供給管を切断したためガスが漏えいしたことによるもの。 二次原因は、工事会社等から販売事業者等に工事に係る連絡がなく、配管位置の確認打合せや販売事業者担当の立ち合いが行われなかったことによるもの。	供給管(被覆 鋼管(本管(埋 設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して必要に応じてオーナー、管理者等と各種工事に係る情報共有をはかるよう指導。 対策として販売事業者は、他工事業者及びオーナー、管理会社含め、他工事を行う際は事前連絡をいただき打合せや立ち合いの必要性を周知徹底する。
2024/4/15	島根県浜 田市	C2級	漏えい	一般住宅	15:00	容器と高圧ホー スの接続不良に よる漏えい	2024年4月15日(月)15時02分頃に、一般消費者宅の近隣住民より販売事業者の支店あてに、ガス臭いと連絡があった。その後15時30分頃に従業員が現場確認をすると、一般消費者宅設置の予備容器20kg×2本の40kg全量のガスが漏えいしていた。漏えい確認後すぐに新しい容器と交換し漏えい試験を実施した。漏えい箇所は、予備容器と高圧ホースをつなぐバルブの部分であった。漏えい箇所について、事件発生前の4月10日(水)13時30分頃、容器の交換のため、配送員が新入社員同行で訪問、容器交換等点検の実務指導を兼ねて容器交換を実施した。その際、容器交換及び容器交換時等点検を終えた後、新入社員に漏えいの状態を見せるため、意図的に漏えい状況を再現し、予備容器と接続箇所、2ヶ所緩めて対処方法の指導を行った。その結果、説明に気が取られて2ヶ所の内1ヶ所のハンドルを締め忘れ、かつ漏えい確認を忘れてしまったため、予備容器全量のガスが漏えいしたと考えられる。 一次原因は、容器と高圧ホースの接続不良によるもの。 二次原因は、普段と違った状況で作業を行ったため、注意力が散漫になっていたことによるハンドルの締め付け不良及び容器交換後点検の失念による未実施によるもの。	高圧ホース	桂精機	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故情報の報告及び迅速な報告を求めた。 対策として販売事業者は、漏えいの有無の確認及び指差し確認を徹底して行う。今回のガス漏えい事故を受け、社内全拠点にて保安教育を実施する。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/4/16	愛媛県四国中央市	C2級	漏えい	飲食店	15:00	容器のピンホールによる漏えい	当該飲食店には、ボンベ庫から配管を経由してLPガスが供給されているが、飲食店利用者から、ボンベ庫で臭異がすると通報があり、販売業者が現場に出動するとともに、配送及び保安業務を委託している保安機関に現場へ向かうよう連絡した。現場を確認したところ、ボンベ庫に置いてあるLPボンベ18本（供給9本、予備9本）のうち、予備のLPボンベ1本のスカート溶接部分にピンホールが生じ、LPガスが微量漏えいしていた。応急処置としてLPボンベのピンホールを粘土で塞ぎ、ゴムバンドでしばった後、保安機関が容器を回収し、ガス抜きを実施した。漏えいしたLPボンベを除く17本については、確認の結果、漏えいはなかった。 なお、漏えい発生前に配達、検針及び保安点検を実施しているが、異常はなく、ガス臭もなかったとのことだった。漏えいしたLPボンベの容器製造年月：2016年8月、容器検査の期限：2026年9月 一次原因は、製造メーカーにおいて、回収したL容器に約1.80Mpaの窒素ガスを充てんし、検知液（発泡水）を用いて気密試験を行ったところ、胴の長手溶接ビードより周方向左側約40mmにおいて漏えいが確認された。漏えいした容器を検査した結果、溶接ビードの厚み方向中央部から外表面にかけて、空洞（ブローホール）が観察されたが、内表面から外表面までつながったものは観察されなかった。このことから、LPガスが、内表面から外表面に生じた何らかの経路を通り、外表面に発生したピンホールから漏えいしたと推定される。 なお、ブローホールを外表面から内表面に向けて研磨したところ、大きさが徐々に小さくなっており、ブローホールが外表面から内表面にかけて斜め方向に生じた可能性がある。 二次原因は、回収した容器は、耐圧試験や気密試験で合格となり出荷されたが、溶接ビードに、外面に連していないブローホールが存在していた。その後、流通段階において溶接ビードの擦れや再検査時のショットプラストにより、ブローホールを覆っていた金属皮膜が除去されたことで、ピンホールとなったと推定される。	不明	不明	不明	・ガス放出防止器不明 ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明	県の行った措置としては、販売業者からの事情聴取。 販売業者は、以下の対策を実施。 製造メーカーから、次のとおり再発防止対策の報告があった。 容器のピンホール（ブローホール）の発生防止として、既に対策を講じている以上の事項に加え、不良防止に万全を図るため、対策の実施状況の再チェック及び作業員に対し再教育を実施、徹底させる。 <対策> (1)溶接トーチ（チップ）の摩耗状態チェックの頻度と良否判定基準の明確化、並びにトーチ定期交換の実施 (2)シールドガスの組成比率及び流量のチェックと調整の実施 (3)溶接部への油脂、ゴミ、水分、錆び等の付着を回避する作業の励行
2024/4/18	埼玉県川口市	C2級	漏えい爆発	共同住宅	9:25	点火ミスによる風呂釜の漏えい爆発	2024年4月18日（木）9時25分頃、異常着火事故発生。同日9時32分頃、消費者から販売事業者コールセンターへ風呂釜が爆発したと連絡があった。同日9時50分頃、販売事業者が現場に到着し、風呂釜の前面部変形を確認した。ガスメーターから消費機器までの範囲で漏えい試験を行ったところ、異常は見られなかった。 事故のあった風呂釜は接続具を外し、ガス栓にプラグ止め措置を行い使用禁止とした。 消費者に聞き取りを行ったところ、風呂釜が点火しなかったため、3回ほど点火操作を繰り返し行ったところ、爆発音が生じたとのこと。原因究明のため、風呂釜の製造元であるメーカーに、風呂釜の調査を依頼した。 メーカーから提出された事故調査報告書では、異常着火に至るような異常は見られなかった。 このため、消費者の誤操作等に起因する事故と判断された。 以上の調査結果を踏まえて、事故原因としては、消費者が風呂釜の口火の点火操作をしたが点火せず、時間を十分に空けずに繰り返し点火操作を行ったことで、風呂釜の内部に未燃焼ガスが滞留して、点火した際に一気に燃焼したことで異常着火に至ったものと考えられる。	風呂釜（BF式）	リンナイ（株）	RBF-SN-FUR-T	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、2024年4月18日（木）当該風呂釜の接続具を外し、ガス栓にプラグ止めをして使用禁止とした。同年4月22日（月）屋外式給湯器風呂釜の交換工事を実施。
2024/4/20	福島県喜多方市	C2級	漏えい	一般住宅	18:30	調整器交換時の高圧ホースとの接続不良による漏えい	漏えい事故当日の17時25分に事故場所である一般住宅よりガスコンロの火が付かないと入電があり、電話にてガスメーターの表示を確認してもらい、その後容器のバルブが開まっているか等を依頼したが、メーターは復帰しなかったため、その後、18時30頃に現場到着し、5kgの容器を仮設供給をしたところ、調整器と高圧ホースの接続部より漏えいしていたことが判明したものである。 一次原因は、自動切り替え調整器交換の際、高圧ガスホース部のねじ込み不足があったことによるもの。 二次原因は、調整器交換後にガス検知機のみで確認したのみで、検知液による目視点検が不足していたため漏えいが発見できなかったことによるもの。	高圧ホース	桂精機	張力式高圧ホース 60	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して設備交換の際には、ガス漏えいの有無の確認を行い、安全にガス供給を再開できるように指示した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・設備交換を行う際、供給機器に関して検知器のみでの検査を禁止し、ガス検知器とガス検知液の2種類を使用目視確認を行う。 ・配送業務委託先へ容器交換時等供給設備点検の内容を再度改めて共有する。 ・検針員への点検内容について再教育を行う。 ・今回の事例を基に保安教育を実施し再発防止を図る。
2024/4/24	岐阜県多治見市	C1級	漏えい爆発	その他（従業員用炊事場）	9:40	点火ミスによる業務用こんろの漏えい爆発	2024年4月24日（水）8時40分頃、スクラップ処理業の敷地内にある従業員が使用する炊事場において、同社の従業員が業務用五徳ガスコンロを使用する際、コンロのガスコンロを開放しライターで着火しようとしたところ、ガスに着火しなかったため、ガスコンロに顔を近づけ、確認しながらライターを着火した際、漏れていたガスが一気に燃え上がり、顔面を負傷した。 一次原因は、ガスコンロを開放しガスが出ていたにもかかわらず、ガスが着火しなかったため、不用意にライターを使用したことによるもの。 業務用五徳ガスコンロのバーナー炎口の清掃不足によるもの。	業務用こんろ	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して口頭注意を実施。 対策として販売事業者は、ガスコンロ全体の清掃及び点検。
2024/4/28	埼玉県川口市	C2級	漏えい爆発	共同住宅	19:00	点火ミスによる風呂釜の漏えい爆発	2024年4月28日（日）19時00分頃、消費者がバラン式風呂釜を使用するため口火の点火操作をしたが、点火しなかったため繰り返し点火操作を行ったところ風呂釜が爆発した。翌日11時52分頃、消費者から不動産会社経由で販売事業者コールセンターへ連絡あり。同日12時20分頃、販売事業者が事故現場に到着し、当該風呂釜を確認したところ、左側面部の変形を確認した。ガスメーターのガス栓から消費機器までの範囲で、漏えい試験を実施したところ、ガスの漏えいは確認されなかった。風呂釜は取り外し、ガス栓にプラグ止めを行い使用不能にした。 事故原因の調査のため、風呂釜の製造元メーカーに風呂釜の調査を依頼した。 原因は、風呂釜の製造元であるメーカーの調査結果から、風呂釜のガス漏れ状況、点火・火移り、燃焼状態、制御機能等に異常が無いことが確認された。このため、消費者が点火不良の状態でも繰り返し点火操作を行った際に、未燃焼ガスが風呂釜内部に滞留し、その後の点火で風呂釜内部に滞留した未燃焼ガスに引火し異常着火に至ったと推定される。	風呂釜（BF式）	（株）ノーリツ	GUQ-5D	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・2024年4月29日に当該風呂釜を取り外し、ガス栓をプラグ止めにして使用禁止とした。 ・同年4月30日に屋外式給湯器の設置工事を実施。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/4/29	栃木県鹿沼市	C2級	漏えい	その他 (空地)	11:40	他工事業者(建設工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	建設工事業者が、集中供給エリアの空き地にて建売物件建築のための更地の造成工事を行っていたが、重機でガス埋設管をひっかけてしまいガスが漏えいした。ガス埋設管は被覆鋼管であり末端はプラグ止めとなっていたが、プラグ手前の被覆エルボ部に重機が接触しエルボ部が損傷しガスが漏えいした。連絡を受けた販売事業者の営業所の担当者が損傷した継手を交換し復旧。集中供給のため全供給先のメーター確認実施しメーター遮断がないか確認実施。ガス漏えい時間は40分程度と考えられ、漏えい量は約14kgと想定される。原因は、建設工事業者によるガス埋設管損傷によるもの。	供給管(塩化ビニル被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器不明 ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示し、ヒアリングの上、再発防止策の徹底を指示した。対策として販売事業者は、ガス埋設管が埋まっている場合は定期的にガス枕の状況確認を行い管理し、工事前には業者間の打ち合わせを行い工事時には立ち合いを行う旨周知した。
2024/5/3	岐阜県各務原市	C2級	漏えい	その他	8:40	他工事業者(外構工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2024年5月3日(金)の8時40分に、販売事業者へ、工事関係者から外構工事中にガス臭があったため、容器バルブを閉止したと通報があった。外構工事の概要は、支柱固定のためにアンカー用の穴をあけるもの。穿孔時に電動工具が埋設ガス管に接触したものと推察。 ・9時00分 販売事業者社員現場到着、現場の状況を確認。当該アンカー用の穴の近傍に土が露出した部分があったため、社員が手掘りを行い、ガス管を露出しガス管の損傷を確認。ガス使用禁止とし、復旧のための工事を手配。 ・10時45分 工事会社到着。ガス管の損傷を確認し、復旧作業開始。施設関係者と打ち合わせを行い、外構工事を継続するため、埋設ガス管を切断し、フレキガス管を建物の外面(外壁、屋根)に敷設する方法を採用。 ・14時30分 復旧完了。 一次原因は、他工事(外構)業者が、アンカー穴施工時にコンクリートドリルで埋設ガス管を損傷させたもの。埋設配管があることは知っていたものの、正確な位置の確認と販売事業者への連絡を怠ったことによるもの。 二次原因は、販売事業者が事前にボンベ移設の依頼があり、供給設備を移設したが、その際、他工事(外構)業者より工事の詳細の説明が無く、埋設配管に影響があるか不明だったことから、販売事業者は埋設配管がある旨と配管ルートの説明を行い、工事が決まったら必ず再度連絡をするよう依頼していたが、工事の際、先方より連絡がなかったため、詳細の対応ができなかったことによるもの。また、宗教施設で信者が工事をおこなったことから、埋設配管等の工事による配管ルートは情報共有されていなかった。	配管(不明(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に事前に工事等の連絡が入った場合には、詳細の説明が無い場合は、詳細を確認し事故が発生しないよう事前対策をとるとともに、工事開始時連絡が無い場合もあることから、積極的に連絡を取るよう指導した。対策として販売事業者より、他工事(外構)業者には、事前に埋設ガス管情報の照会をいただくよう周知徹底した。販売事業者は工事の連絡があった場合、図面を用いて説明するとともに、工事詳細が不明の際は、影響があるものと考え、現場に埋設ルートの表示や現場巡回を強化し対応する対策が取られた。
2024/5/11	茨城県潮来市	C2級	漏えい	共同住宅	12:15	配管(埋設管)の腐食による漏えい	2024年5月11日(土) 11時05分 検針時ガスメーターB表示確認 11時07分 対応依頼連絡 11時35分 販売事業者作業員2名現場到着 11時55分 漏えいの確認及び漏えい箇所特定(ガスメーター消費側下り配管埋設部より漏えい確認) 12時05分 配管仮設工事開始 12時35分 工事了、検査完了、消費者に説明 白ガス配管埋設部表面が経年劣化により腐食したため。 白ガス配管埋設部の防食テープ巻きが甘かったため。	配管(不明(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、各販売所に情報共有を行い、各拠点での保安教育時に活用し、同様の事故を防止するように要請。特に1年に1回の白ガス配管の検査時に目視による確認を細かく実施するように指導。
2024/5/13	島根県松江市	C2級	漏えい	一般住宅	9:25	他工事業者(門扉工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	(他工事業者による事故) 2世帯住宅(A消費者、B消費者)におけるガス管損傷事故。2024年5月13日(月)9時28分集中監視センターよりA消費者のガスメーター遮断の一報が入る。A消費者と連絡が取れないため現地へ確認に向かう。9時40分B消費者より門扉の設置工事でコンクリートの土間の穴あけ作業中に埋設管を損傷したと連絡が入る。工事業者に状況を確認し容器の閉栓を指示した。2世帯住宅の1か所の供給設備からそれぞれのメーターを通して供給しておりこの度門扉の工事をしたB消費者とは違うA消費者宅の埋設管を損傷した。漏えい量は不明。翌日の5月14日(火)に損傷部分の配管を新しいものへ交換する工事を行い、14日午後3時に復旧し、ガスの供給を再開した。 一次原因は、工事業者がドリルで穴あけ中に埋設管に接触させ損傷させた。 二次原因は、消費者及び工事業者からも工事の連絡はなく事前協議ができなかったことによるもの。	配管(不明(不明(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故情報の報告及び迅速な報告を求めた。対策として販売事業者は、消費者及び工事業者への周知を徹底すること。埋設管表示シールを貼付する
2024/5/14	福岡県大川市	C2級	漏えい	一般住宅	14:07	配管(埋設管)の腐食による漏えい	3月頃に容器交換時点検委託先よりBR表示の連絡あり、初めてのBR表示の消費者だったため消費者宅へ訪問し、外観確認し異常がなかったため、BR表示を消し次回の容器交換時点検まで確認中であった。次回の容器交換時点検でも同様にBR表示ができていたため、2024年5月14日(火)14時07分に圧力検査を行ったところ、漏えいが確認された。 なお、その際に、目視可能な範囲は検知器で検査を行ったが、漏えい部の特定ができなかったことより、埋設部よりの漏えいと断定し、露出での仮設にて応急処置を行い供給を行った。 5月15日(水)に埋設部を通さず露出配管にやり替え、漏えい検査を行い問題なく供給を再開した。 原因は、埋設管の経年劣化での漏えいによるもの。	配管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故の詳細報告を指示。対策として販売事業者は、メータによる異常表示が発生した際には、すぐに圧力検査の確認を行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行状指導等 再発防止策
2024/5/15	東京都葛飾区	C2級	漏えい	一般住宅	14:31	他工事業者(リフォーム工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	本社集中監視システムで顧客の圧力低下遮断の通知を担当者が確認。その後、リフォーム会社より、ガス管を損傷した旨の報告を担当者が受け、現場へ駆けつける。浴室のリフォーム工事の際、リフォーム会社が床をはついていた所、誤って電動はつり機をガス管に当ててしまいガス管を破損。その際、ガスが噴出したが、すぐ止まるとリフォーム会社より報告を受ける。浴室の消費側配管に1cm弱の穴が空いてしまっていた為、担当者が穴より手前の継手部分より管を撤去、プラグ止めを行い、漏えい試験を行った。一次原因は、浴室床下を通るガス管の外傷による漏えいによるもの。二次原因は、浴室リフォーム工事の際、誤ってガス管にはつり機を当てて損傷させたことによるもの。	配管(白管(本管(隠ぺい部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	都の行った措置としては、販売事業者に対し事故届書の提出を指示。対策として販売事業者は、リフォームなどでガス器具、配管に関わる工事を行う際、リフォーム会社様より事前に、弊社担当者へ工事の旨を連絡をして頂ける様、周知・お願いをする。
2024/5/15	大分県大分市	C1級	一酸化炭素中毒	飲食店	16:00	換気不良による一酸化炭素中毒	2024年5月15日(水)15:00時頃に厨房において業務用オープン(2023年2月製造・消費量55.8KW)を使用開始。15:30頃にオープン近くにいる消費者(従業員)が頭痛と耳鳴りを感じた為に一時的に厨房より退出。その間オープンは燃焼中。16:00時頃再度厨房へ入室した直後に意識を失う。搬送先の病院でCO中毒と診断を受ける。その後、消防署による厨房内環境測定ではCOは検知されず。安全確認後に警察による実況見分が行われた。見分結果では直接的な原因の特定には至らなかった。2024年5月17日(金)13:00にオープン製造メーカーによるオープンの調査が行われオープン本体よりCOは発生しなかった。原因は、厨房において業務用オープンを使用時の換気不足(推定)オープン使用時には換気扇を動作させていたと店主からは聞いてはいるが結果として換気不足と推定される。	業務用オープン	(株)桂精機製作所	PE-15	・ガス放出防止器不明 ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器不明	県の行った措置としては、販売事業者に対して2024年6月3日(月)今後CO中毒が発生した場合(疑い含む)は迅速に県に連絡するよう指導。対策として販売事業者は、CO警報器の取付・店主及び従業員への使用上の注意喚起。
2024/5/16	京都府京都市	C1級	漏えい 爆発・火災	飲食店	10:19	業務用こんろからの漏えい 爆発・火災	2024年5月16日(木)10時19分頃、通行人から爆発があり煙が出てきたと119番通報があり消防、警察、都市ガス事業者が出動。都市ガス事業者による調査の結果、同一建物内にある3店舗(出火店舗とは別店舗)に対して都市ガスが供給されていたが、都市ガスの漏えいは確認されなかった。消防等により建物内に販売事業者のLPガス容器があることを確認したため、12時半頃に同販売事業者に連絡。13時頃に現場へ駆けつけている。販売事業者は13時頃に到着しているが、消火活動中であったため、建物から搬出された容器を確認するとともに、消防等からの事情聴取を受けている。24日午後、消防学校で行われた消防及び販売事業者による鑑識の結果、容器バルブは2本とも開栓済み(全開)であり、2口ヒューズガス栓2基のうち、片方の1口が開栓済みであった。また、2口こんろのつまみは、9時方向点火、12時方向消火であるもので、各々10時と11時方向の位置であった。事故原因は、何らかの要因によりこんろに着火しなかった、または、こんろの火が立ち消えた、もしくは他の要因により、ヒューズ機構が作動しない程度の流量でこんろからガスが漏えいし、何らかの着火源により漏えいしたガスに引火し、爆発、出火したと推定されるが詳細は不明。一次原因は、何らかの要因によりこんろに着火しなかった、または、こんろの火が立ち消えた、もしくは他の要因により、ガス栓のヒューズ機構が作動しない程度の流量でこんろからガスが漏えいしたことによるものと推定されるが詳細は不明。二次原因は、消費者自身により消費設備が追加されていたが、5月7日(火)の質量販売時の消費設備調査が不完全であったため、販売事業者は安全装置未装着のこんろであると把握しておらず、当該こんろに関する周知を実施できなかったことによるもの。	業務用こんろ	(株)マルゼン	M-822DC	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	府は以下の措置を実施。 5月16日(木)、消防局の消防隊による建物火災に対する災害現場活動を実施。 5月16日午後、電話にて販売事業者に関係資料の提出の指示。 5月17日(金)、消防局及び警察により火災原因調査活動を実施。 5月24日(金)午後、消防学校において消防、販売事業者により容器等の鑑識を実施。 5月28日(火)、販売事業者に事故届の届出の指示。 5月30日(木)、販売事業者から事故届の届出、再発防止策の報告。 対策として販売事業者は、現在契約中の消費者が使用している消費設備の再確認を実施するとともに、今後、質量販売時の消費設備の調査を徹底し、消費者による消費設備の追加及び変更がないように周知を徹底する。
2024/5/22	大分県大分市	C2級	漏えい	共同住宅	14:20	他工事業者(防蟻工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2024年5月22日(水)14時20分他工事業者(防蟻工事)より現場作業中にガス臭がするようだが、との旨入電あり。14時30分担当者現場到着。大事を取りガス供給を停止。14時50分ガス漏えい箇所を特定。一室の玄関前通路埋設PE配管にリリルによるピンホール損傷を確認。15時00分管理会社及びオーナーへ連絡。作業準備。16時30分復旧作業開始20時30分作業及び気密検査を完了(異常なし)。供給再開。原因は、他工事業者(防蟻工事)によるドリル穴あけ作業時における、埋設配管へのピンホール損傷によるもの。	配管(白管(不明(隠ぺい部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故に該当するかわい合わせがあったため、事故届を提出するように指導(2024年5月24日(金)) 対策として販売事業者は、毎年、オーナー及び管理会社向けでの、他工事業者への作業時の注意について周知を実施している。
2024/5/23	青森県青森市	C2級	漏えい	一般住宅	15:00	他工事業者(建築工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	配管破損:2024年5月23日(木)15時頃 小規模導管供給地域61地点の内の1区画空地において、宅地掘削を行っていた工事業者が重機により埋設供給管を破損させたが、工事業者はLPガスの漏えいに気づかず1に帰宅した。供給停止。5月24日(金)8時15分 ガス販売事業者がガス漏えいを覚知。バルク元栓を閉止し、現場の調査を行い、工事業者からの聞き取りの結果、原因が判明した。配管修繕:5月24日11時頃 供給管の修繕が完了した。 ・推定漏えい量:350~400kg ・供給管の埋設深さ:60cm ・埋設位置を示す表示:無し 一次原因は、ハウスメーカーの下請業者(左官)が掘削作業中、低圧PE供給管を重機にて破損させ、LPガスを漏えいさせたことによるもの。 二次原因は、ハウスメーカーと工事業者間で埋設管に関する情報共有がなされなかったことによるもの。 なお、販売事業者に事前連絡はなかった。	供給管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器不明 ・マイコンS不明 ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明	対策として販売事業者は、埋設管表示の再確認及び小規模導管供給地域の巡回数を増加させる。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/5/23	福島県喜多方市	C1級	漏えい爆発	その他店舗	17:30		業務用フライヤー点火の際に、滞留したガスに引火したものの、原因は、業務用フライヤー使用の際、点火しづらい着火用ライターを使用しており、何度か点火を試みている間、ガス栓を解放したままの状態にしており、フライヤー内にガスが滞留し、着火用ライターの火花に引火したと推定される。	業務用フライヤー	北沢産業	F-40C	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断なし ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の行った措置としては、販売事業者に対して業務用フライヤー等の使用の際には、ガスの危険性に対して十分に配慮するとともに、日頃から安全装置等の維持管理を遂行することを指示した。 ・販売事業者は、以下の対策を実施。 ・販売事業者により、漏えい試験等を実施し異常や漏えいがないことを確認するとともに、当該フライヤーを撤去した。又、フライヤー等業務用で事業をされている一般消費者等へは、引き続き、販売事業者がガス警報器と業務用換気警報器の積極的な設置啓発をするとともに、CO中毒事故に対する啓発活動も実施する。 ・販売事業者は当該消費者においても啓発活動の対象であり、特別周知を実施していたところであり、今後こうした業務用消費者への保安啓発活動を継続していく。 ・県でも様々な機会をとらえ、販売事業者に適切な保安点検業務等について周知を行うなど、事故防止に努める。
2024/5/23	千葉県千葉市	C2級	漏えい	事務所	12:00		2024年5月23日(木)12時00分頃、ガスメーターの継続使用時間遮断の通報があり、現地確認したところ消費側ガス配管用フレキ管が破損したものの、草刈機を使用していた際に、誤って当該配管に接触したことが原因である。損傷箇所の特定及び配管の再接続を行い、気密検査及び漏えい検査後に再使用した。なお、再発防止のため、配管引き直し工事を実施した。	配管(配管用フレキ管(本管(露出部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・再発防止策の検討を指示 ・事故届書の提出を指導 対策として販売事業者は、配管の移設及び引き直し工事を実施した。
2024/5/23	岡山県倉敷市	C2級	漏えい	共同住宅	15:07		集合住宅先において、解体工事業者による工事中、重機による地面掘削を行った際に埋設された供給管(本管)を損傷させ、ガス漏えいした。本管ガス漏えいは解体工事業者が持っていたタオルを配管巻いて抑え、その上にビニール袋も巻いた。その間30秒〜1分程度はガス漏れていた。容器はボンベ庫に入っていて、施設もされていたため、この様な対応となった。その後10分程度で、販売事業者社員が到着後ボンベ閉止。これによる漏えい火災、爆発及び人的被害はなし。復旧作業はその日に2時間掛けて、PLS 25A配管にて直し復旧した。 1埋設供給管の埋設深度:約30cm 2埋設管の存在を知らせるために取っていた措置:埋設管の設置表示なし。 一次原因は、解体工事業者が埋設されたガス配管(供給管)を重機での作業中に損傷させたことによるもの。 二次原因は、解体工事業者又はオーナーから当社へ工事の立会い連絡等の事前連絡が無かったことによるもの。	供給管(ポリエチレン被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策として販売事業者は、解体工事業者に注意喚起を再度徹底して頂き、既存消費者へも怪訝な工事の場合でも連絡頂けるように周知徹底を強化して行きます。埋設管の表示もする事。
2024/5/26	北海道帯広市	C1級	漏えい火災	その他(プレハブ)	12:30		2024年5月26日(日)に町内会による「花見イベント」が開催。イベントに際して焼肉を町内会で提供、肉の購入を肉店から行い、ガス容器とコンロもレンタル(有償)で借入。11時半からの開催に際して当初は屋外にて開催予定も強風により急速公園内にある防災倉庫内で開催に変更した。容器およびコンロの設置は肉店で実施(警察談)。予定通り11時半からイベントを開始し、一段落をした12時半頃に遅れて来た方に向け、再度6台の内1台のコンロへ点火した際にコンロ付近より出火。近くいた3名がやけどを負う。負傷者が出た時点で救急車を要請し、イベントは終了。肉店が事故を知ったのは同日15時過ぎで、設備を引取りに来た際との事。3名の内1名が入院したとの情報はその時点で知り得ていた様である。但し、警察が状況を知ったのは6月5日(水)で、負傷者の身内からの通報があり、その後捜査を開始し、振興局や容器充填を行った販売事業者へ連絡が入る。6月21日(金)時点では、警察によるイベント参加者への聞き取り、肉店への捜査が2回、販売事業者への聞き取りが2回程となっている。事故発生から捜査開始まで時間が経過していたため、原因含め捜査が難航している模様。現在も原因の特定には至っていない(9月下旬に警察署に確認済)。 一次原因は、5月26日に事故発生するも警察への届け出が6月5日であり、事故直後の実見分は出来ておらず、現時点で不明。 なお、当日、イベント用に設置していたコンロ6台の内、1台へ点火を行った際に出火、3名がやけどを負う。その後の警察からの情報によると、現地目撃者より事故発生時ゴムホースが外れていたとのイベント参加者からの目撃情報あり(事故後にホースが外れたのか、事故直前に外れていたかは不明。また、ホースバンドが一部設置されていなかったとのイベント参加者からの証言あり) 二次原因は、ボンベの又貸しによるもの。	調整器(単段式)	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・道は以下の措置を実施。 ・肉店に対して聞き取り調査実施 ・ガスの又貸しは液石法第3条の違反であり、登録を受けずガスの販売は出来ないことから、今後事業としてガスのレンタルは行わないよう指導した。また、複数の5kgボンベが段ボールなどの入っている倉庫に無造作に置かれていたことから、全て撤去するよう説明した。(警察、販売事業者と協力のうえ、本人の了解を得て現在撤去済。) ・9月9日(月)付けで無登録販売を行っていた肉店に対し厳重注意文書を交付し、再発防止を徹底するよう指示。 ・販売事業者の営業所に立入検査実施。質量販売において、周知等を徹底するよう指示した。 ・9月19日(木)付けで販売事業者に対し注意喚起文書を交付し、質量販売に関し丁寧な対応を求めた。 ・7月16日(火)付けで(一社)LPガス協会へ、会員に対する液化石油ガス販売(質量販売)に係る注意喚起を要請。 ・7月19日(金)付けで保健福祉部健康安全局食品衛生課へ、(公社)食品衛生協会の会員に対する液化石油ガス販売(質量販売)に係る注意喚起を要請。 ・対策として販売事業者からの申し出として、消費者への周知、注意喚起、消費者の所有機器及び使用用途を納入の都度確認し、使用設備の老朽化や接続機器類の交換提案を行う事などを徹底し、状況によっては使用中止等の措置を取る事とした。なお、今回の事故を受け、肉店所有容器は全て引下げ済み(警察側で押収している4本は除く)で、今後当該販売事業者から肉店に対し小容器による販売は一切行わないこととした。 また、管内の販売事業者各営業所に対して、同様の取扱がないかを確認済。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/5/28	埼玉県加須市	C2級	漏えい	飲食店	9:02	他工事業者(エアコン工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2024年5月28日(火)、消費者から販売事業者に対し、店舗のエアコン工事中に施工業者が誤って天井裏のガス配管を損傷してしまつたと連絡があり、販売事業者が現地へ向かった。本件は、天井埋込用のエアコンを新設する為、切断機で天井を開く作業をしていたところ、天井裏のガス配管(フレキ管)を損傷したものの、ガスメーターによる自動遮断(AC遮断)でLPガスは遮断されていたため、漏えい及びガス臭は無かった。その場で損傷箇所を切り離し、再度フレキ配管にて繋ぎ直しを行った。気密試験で漏えいが無い事を確認し供給を再開した。一次原因は、エアコン工事の施工業者が、天井を開く際に、ガス配管の存在の確認をしていなかったことによるもの。二次原因は、販売事業者から消費者に対し、他工事(水道管工事等)を予定している場合は、あらかじめ販売事業者に連絡するよう、4年に一度の保安業務の際に必ず周知していたが、今回の事故については、消費者から販売事業者に事前の連絡がなかったことによるもの。	供給管(配管用フレキ管(不燃(燃べない部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(複数種類)あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して他工事事故に関する周知を行っていたにも関わらず、事故が発生してしまった今回の事案を踏まえ、改めて他工事事故に関する周知を徹底するよう指導を行った。 対策として販売事業者は、他工事を行う前には、必ず販売事業者に連絡するよう、消費者及び施工業者に依頼する。
2024/5/29	神奈川県川崎市	C2級	漏えい	共同住宅	23:41	調整器交換時の接続不良による漏えい	2024年5月29日(水)23時44分頃、当該共同住宅のポンペ付近からガス臭がするとの内容で消防へ通報があった。消防隊が現場に行き、設置してあるLPガス容器6本のバルブを閉鎖し、漏えい音が聞こえていた調整器の上部をABテープにて漏えい防止処置を実施した。後着した液化石油ガス販売事業者により、調整器のハイパス取出部からの漏えいであり、閉止プラグが設置されていないことが判明した。消防隊と後着の液化石油ガス販売事業者により、漏えい停止を確認した。5月30日(木)、ハイパス取出部に閉止プラグを設置し、漏えいの無いことを確認した。原因は、2024年5月17日(金)に調整器を交換した際、新たな調整器のハイパス取出部閉止プラグを設置しなかったため、ガスが漏えいしたことによるもの。	調整器(自動切替式)	矢崎エナジシステム(株)	AX-20BHL	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・2024年5月29日(水)23時44分頃の119通報により、消防隊が現場に向かい、設置してあるLPガス容器6本のバルブを閉鎖し、漏えい音が聞こえていた調整器の上部をテープにて漏えい防止処置を実施した。 ・販売事業者に対し、社員が調整器等の交換をする際に、取扱説明書や手順書を確認し、確実に施工を完了できるよう教育し、今後施工ミスが発生しないよう口頭指導した。 対策として販売事業者は、社内で事故情報を共有するとともに、社員が調整器等の交換をする際に、取扱説明書や手順書を確認し、確実に施工を完了できるように社内教育を実施することとした。
2024/5/29	熊本県熊本市	C1級	一酸化炭素中毒	その他(保育園)	12:30	業務用オープンによる一酸化炭素中毒	2024年5月29日(水)12時30分頃、発生場所である保育園の給食室において異臭がするという通報を受けた販売事業者の担当者が現地調査を行ったところ、消費機器の排気側から一酸化炭素が発生していた。現地調査については、ガス漏れの確認後に一酸化炭素測定器にて食洗器・コンロ・業務用オープン順に測定し、業務用オープンの排気側から測定不能量となる0.499vol%以上の一酸化炭素が検出、計測されたが、給食室内に設置されていた業務用換気警報器の鳴動はなかった。 また、同給食室内で作業していた従業員2名が体調不良を訴え、病院受診をし、病名診断としては、一酸化炭素中毒疑い(診断書参照)であった。 一次原因は、業務用オープンの給気側フィルターが目詰まり及び給食室内の換気フード清掃が不十分であったことにより、不完全燃焼が発生し一酸化炭素が換気されなかったことによるもの。 なお、給食室内の業務用オープン及び業務用換気警報器に異常はみられなかった。 二次原因は、給食室のガラリ側にある運動場の砂ほこりがガラリを通して室内に入り、業務用オープンの給気側フィルターに入り込み、更に機器内部にまで砂ほこりが大量に入り込んだことにより、プロアファンが回転異常を起こし、一酸化炭素濃度の異常と煤の発生が起きたことによるもの。	業務用オープン	(株)マルゼン製	SSCG-05D	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・保安教育の実施 ・一般消費者等に対するの周知 ・換気フードの定期的な清掃指導 ・給食室内への砂ほこり侵入防止指導 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・業務用換気警報器の配置変更 ・業務用オープン機器取替 ・定期的な換気フードの清掃 ・給食室内への砂ほこり侵入防止措置
2024/5/30	埼玉県春日部市	C2級	漏えい	一般住宅	16:00	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	【事故への対応】 ・2024年5月30日(木)16時00分頃、空き家の解体作業中に、家屋解体業者が埋設されたLPガス配管を損傷してLPガスが漏えいした。 損傷した配管のある供給設備は、41世帯に対しLPガス容器50kg×44本で供給するシステム。 ・16時04分、解体業者から販売事業者へ通報あり。 ・16時42分、販売事業者が事故現場に到着し作業開始。 ・17時00分、LPガス容器直近の元栓を閉め、一時的に45世帯はLPガスが使用できない状態になった。 ・LPガス漏えい箇所は鋼管を用いて強固にプラグ止めを行い、漏えい試験を実施後、41世帯へのLPガスの供給を再開して当日の対応を終了した。 元栓の閉鎖時及び供給再開時は41世帯に対し、事情の説明を行った。 【事故発生理由】 ・販売事業者は通常、他工事由来の事故に対する対策として、「他工事管理記録表」を作成し、他工事を実施する際は販売事業者に相談するよう、消費者に周知している。 ・事故発生前の5月25日、他工事事故に係る啓発用パンフレット及び他工事管理記録表を持参し、解体業者の外国人作業員3名に埋設管が埋設されている場所を案内していた。 しかし、道路側から敷地内に引き込む埋設管の箇所については説明をしていなかった。 今回の事故で破損した箇所は道路側から敷地内に引き込む埋設管だったため、事故原因は、引き込み配管の箇所の説明不足と考えられる。 一次原因は、解体業者による掘削作業時の不手際によるもの。 二次原因は、販売事業者から解体業者に、他工事事故に関する周知を実施する際の情報伝達に不慣れな対応者への対応不足を含む。及び販売事業者及び解体業者の、埋設管工事に着手する時期の情報共有不足により、販売事業者が事故当日に工事の立会いをしていなかったことによるもの。	供給管(ポリエチレン被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して再発防止策に明記した内容を確実に実施し、再発防止に努めるよう指導を行った。 販売事業者は、以下の対策を実施。 【再発防止策】 ・他工事業者に、他工事事故に関する周知を確実に実施する(情報伝達に不慣れな対応者への対応を含む)。 ・販売事業者及び他工事業者間で、事前調査及び協議、説明、案内に不足がないかを確認しながら作業を進める。 ・他工事実施予定状況を事前に把握するように努める。 ・埋設管設置位置の明示。
2024/6/1	岐阜県岐阜市	C2級	漏えい	一般住宅	14:00	他工事業者(水道工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2024年6月2日(日)16時8分ごろ、消費者(個人住宅)から、ガスが出ないと販売事業者へ通報があった。販売事業者がマイコンメーターを確認したところ、(Co)流量オーバーと表示されガスは遮断されていた。ガスの臭いはしなかったが、復旧出来なかったため、ガスの漏えいと判断し、バルブを閉鎖して応急処置は完了。 6月5日(水)に原因調査したところ、給湯用配管固定用のビス穴部からガス検知器の反応があった。消費者に確認すると、6月1日(土)14時ごろに、他工事(水道工事)業者が給湯管の増設工事を行っていた。当該工事中、コンクリートドリルで壁面に穴を開けた際、壁の中に敷設してあったガス配管を損傷させ、ガスが漏えいしたと判明。 今回損傷したガス配管について、壁の表面からガス管までの距離は約3cm。表示等はしていなかった。 6月8日(土)、新しいガス配管を露出にて施工し、処置完了。 他工事業者がコンクリートドリルでガス配管を損傷させた。 ガス配管の存在が一見して判断できない状態であり、他工事業者が、給湯管の工事箇所にガス配管があることは予見できなかった。	配管(白管(本管(燃べない部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は処置完了後情報提供があったため、措置なし。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・他工事業者には、事前にガス配管情報の照会をするよう依頼。 ・消費者には、ガス配管のルートを伝え、リフォーム等でガス配管付近の工事を行う際は、ガス会社に連絡するよう依頼。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/6/2	群馬県太田市	C2級	漏えい	一般住宅	12:20	消費者(DIY)にて人工芝設置)による供給管損傷に伴う漏えい	2024年6月2日(日)12時20分頃、消費者よりガスが使用できないとの通報を受ける。同日12時40分頃現場到着し、ガスメーターがC遮断にて止まっている事を確認する。その後、調査によりメーター下流部の給湯器ラインのガス管に人工芝の固定釘が打たれたことにより穿孔したためであることを確認した。同日13時頃、他の営業所員が配管部材を持って現場合流し、同日14時20分頃 給湯器ラインのAFP管取替完了した。(釘が打たれていた部分を再施工(AFP配管取り換え)。ガス漏えいがない事を確認して復旧作業を完了した。【現場確認結果】⇒現場平面図は別紙記載 人工芝固定釘長:15cm AFP埋設深度:初期施工時20cmだったものが人工芝施工に際し地ならしにより土が掘取られていたため事故当日は15cm程度になっていた。 AFP埋設部処理:鞘管(樹脂製)付き 一次原因は、消費者がDIYにて人工芝を設置中、誤ってガス管に人工芝固定用の釘を打ち付けたために穿孔し、そこからガスが漏えいしたものと推定される。なお、ガスメーターが遮断してしまったのは、穿孔したガス管がメーターより下流側の「消費配管」であったことからSメーターの安全機能が作動したためと推察。また、ガスの漏えい量はさほど多くはないと推察。二次原因は、消費者が入居する際にガス管が埋設されている箇所について、事業者から概要の説明はしたが、埋設深度やガス管の材質、外構工事を行う際の注意事項についての詳細な説明は行っていなかったため、消費者の認識が十分ではなかったためと推定される。	供給管(不明(不明(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器不明	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事業者への聞き取り ・監督部への報告 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・当該消費者に対して、改めてガス管の埋設状況及び位置関係を周知した。 ・今後の対策としては、戸建住宅の消費者を中心に敷地内のガス管がどのような経路であるのか、外構工事を行う際は事業者へ連絡をするよう説明する。
2024/6/3	山口県山陽小野田市	C2級	漏えい	その他(シャワー室)	11:08	他工事業者(内装工事業者)による容器損傷に伴う漏えい	内装施工業者がシャワー室内の内装工事中に、屋内から屋外に向かって壁(薄鉄板)に電動ドリルでビスを打ち誤って屋外に設置してあった20kg容器に穴をあけガスが漏えいしたものの。一次原因は、内装施工業者がシャワー室内の内装工事中に、屋内から屋外に向かって壁(薄鉄板)に電動ドリルでビスを打ち誤って屋外に設置してあった20kg容器に穴をあけガスが漏えいしたことによるもの。二次原因は、施工業者が作業箇所周辺を確認せず工事を施工したことによるもの。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故情報の報告を求めた。また、類似事故の再発防止対策(周知方法等)を指示した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・施工業者に屋外のプロパンガス容器及び配管等の確認の徹底を周知した。工事をする際は事前に販売事業者に連絡するよう依頼した。事故が発生した一般消費者等においても、プロパンガス容器が設置している場所やガス配管が通っている場所での工事の際は事前に販売事業者に連絡するよう周知し、事故防止チラシを配布し周知した。 ・販売事業者においては、全営業所の所長に他工事事故の注意喚起と事故防止チラシを配布し、他工事事故防止対策を実施した。
2024/6/4	埼玉県さいたま市	C2級	漏えい	その他(結婚式場)	11:00	他工事業者(排水溝工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	施設内厨房の排水溝の一部に詰まりが発生していたため、水道事業者により既存の排水溝につなげる工事を行った際、研り機でコンクリートを研る工程で、埋設ガス配管を誤って貫通させてしまったもの。(他工事事故)なお、工事の開始前に、水道事業者によってガス分岐コックが閉められていたため、配管内の残ガスが漏えいしたものの、継続して漏えいすることはなかった。一次原因は、ガス配管を損傷したことによるもの。二次原因は、工事前の埋設配管図面の確認不足及び水道事業者からガス事業者へ他工事実施に伴う連絡漏れによるもの。	配管(塩化ビニル被覆銅管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(複数種類)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して再発防止のための注意喚起を実施。 対策として販売事業者は、他工事でガス管に影響のある工事をする時は、ガス会社へ連絡をするよう周知。今後も定期的に他工事にに関する周知を行う。
2024/6/4	兵庫県加古川市	C2級	漏えい	一般住宅	16:20	容器交換時の高圧ホース接続不良によるガス漏えい	近所の方が異臭によるガス漏れを覚知し、該当の消費者に報告。高圧ホースとボンベ接続部からの漏れを確認し、消費者自身でバルブを閉め、漏えいを止める。消費者より連絡を受け、販売事業者の社員が現場へ出勤。状況の確認をし、現場の臭気を確認しながら漏えい検知器により高圧部およびボンベ周辺の漏えいがないことを確認。急のため、宅内の漏えいを確認すると宅内での漏えいも確認したため、ガスの供給停止。漏えいがないことを確認できるまで使用できないことを報告。翌日、宅内に漏えいがないことを確認してガスの供給を再開。 一次原因は、配達点検時にはガス漏れ及びガス臭は確認できなかったことによるもの。 二次原因は、高圧ホースの接続部の劣化は確認できず。2020年1月製の高圧ホースで、期限は2030年1月であることを確認。何らかの影響で接続不良が生じた可能性が推定される。	高圧ホース	矢崎総業(株)	AS8ZA	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して再発防止に努めるよう指示。 対策として販売事業者は、配送員の再教育および研修内容を見直し再発防止に努める。
2024/6/4	長崎県大村市	C2級	漏えい	その他(パチンコ店)	8:40	他工事業者(排水溝工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	①2024年6月4日(火)8時40分頃、ガス供給先のパチンコ施設にて排水工事中の他工事業者から、掘削作業中にガス管を損傷しガスが漏れているとの通報が販売事業者により有り、二次災害防止のため、販売事業者から当該施工業者に対しガス容器のバルブ閉止を指示するとともに販売事業者社員が現場へ出勤。 ②9時00分頃、販売事業者社員が現場へ到着後、ガス容器閉止及び供給管損傷箇所を確認。損傷部(PEP-25A・埋設深さ=300mm)の一部配管替えて復旧。パチンコ施設は店休日であったためガス使用には影響無し。 ※埋設箇所付近に埋設管の表示(標示ピンや標示シート等)は無し。(メーターには『販売事業者名・連絡先』との表示有り) 一次原因は、排水工工事の施工業者が、埋設管の存在を認識しないまま掘削作業中、使用していた重機が埋設管に接触し、折損したことによるもの。 二次原因は、パチンコ施設及び排水工工事業者から販売事業者に対し、事前に工事実施の連絡が無かったため、販売事業者の立会い及びガス配管経路の説明がなされず、工事業者がガス管の埋設位置を把握できなかったことによるもの。	供給管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して工事施工予定について施設所有者との事前の情報共有を徹底するなど、再発防止に努めるよう指示した。 対策として販売事業者から施設所有者及び排水工工事業者に対し、工事予定がある場合は施工前に必ず連絡を行い、ガス管の埋設位置を照会するよう注意喚起を行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/6/4	佐賀県神埼市	C2級	漏えい	共同住宅	10:10	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	・2024年6月4日(火)に現場で水道管の掘削工事が行われており、販売事業者は立ち会いをしていた。 ・販売事業者が現場を離れた時(10時10分)に、水道管(道路下)の近くにあった集合住宅のガス供給管(埋設管、30A)を損傷し、ガスが漏えいした。 ・その後すぐ販売事業者が現場に戻り、供給を停止した後、補修工事を行った。 ・補修工事が終了した6月4日(火)14時00分頃に供給再開。 一次原因は、工事業者が掘削工事中に重機を埋設供給管に接触させ、損傷させたことによるもの。 二次原因は、埋設管の正確な位置情報が少なかったことによるもの。	供給管(その他(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故情報の報告徴収 ・埋設管の位置が不明な場合は積極的に工事に立ち会い、記録を残し、同様の事故が発生しないように指導した。 対策として販売事業者は、不明確な埋設管がある場所での他工事の場合は、LPガス販売事業者が積極的に工事に立ち会い、埋設管の位置情報の記録保存を行う。
2024/6/10	兵庫県姫路市	C2級	漏えい火災	共同住宅	22:29	ゴムホースの接続不良による漏えい火災	2024年6月10日(月)22時29分 消費者から販売事業者へ入電。「ガス炊飯器のスイッチを入れたらゴム管付近から炎が出て直ぐ消し止めた」との内容で連絡あり。消費者には、直ちに訪問する旨と、念のため消防署にも一報を入れていただくように依頼。集中監視システムによりメーターにてガス止めを実施。緊急時対応先の保安機関から当社社員が現場へ出勤。ガス炊飯器とゴム管の接続不良によるガス漏えい着火 23時15分 当社社員現場到着。消防、警察現場到着済み。ガス漏れ引火箇所特定、ガス炊飯器とゴム管接続部より漏えいを確認。ゴム管の差し込みが不十分かつホースバンドが適切な箇所に取り付けられていない状況を確認。 24時12分 接続不良箇所より直して修繕完了。ガス漏えい調査異常なしにて作業完了。供給再開。 一次原因は、ガス炊飯器とゴム管の接続不良によるガス漏えい着火によるもの。 二次原因は、消費者の器具とゴム管の接続確認不足によるもの。	ゴム管	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して対策を実行して、再発を防ぐよう指示。 対策として販売事業者は、今後使用時に必ずガス器具とゴム管の接続確認をして頂くよう、消費者に周知した。
2024/6/11	大分県中津市	C2級	漏えい火災	その他(老健施設)	11:10	給湯器の修理不備に伴うガス接続口のリング損傷による漏えい火災	2024年6月4日(火)にメーカーの修理業者が給湯器の修理を行ない、それから1週間後の6月11日(火)に修理した給湯器から出火。原因は、メーカーの見解として6月4日にメーカーの修理業者による修理の不備により、ガス接続口のOリングが損傷し、何らかの要因で漏れたガスに引火し焼損したと推定される。	給湯器(FF式)	リンナイ(株)	RUXC-V3201W	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県の行った措置としては、販売事業者に対して6月11日(火) 事故届の提出指示。 対策として販売事業者は、修理業者のみの確認に任せず、弊社での確認も必要。今回の件を社員全員で共有し今後活かしていく。
2024/6/11	広島県呉市	C2級	漏えい	一般住宅	15:28	高圧ホースの劣化による漏えい	当該事故発生現場において、前述の通りガス臭がするとの入電があった。現地を訪問し、低圧部を自記圧力計、高圧部を検知器と検知液で漏えい検査を実施するが漏えい箇所は発見されなかった。20kg2本立ちの物件で2024年5月12日(日)に容器納入、6月3日(月)に新規供給開始した物件。出勤確認時メーター使用量が0.4m ³ にも関わらず、供給側20kg容器1本が空容器であったため、再度、点検を実施するも漏えい箇所の確定とは至らなかった。原因調査のため、20kg容器1本を容器検査会社と調整器を製造メーカーへ送り検査を実施することとした。各所での検査結果では、調整器高圧ホースのPOL金具先端Oリングの劣化により亀裂が発生したことによりガス漏えいが見えられたため、漏えいの原因として断定した。 原因は、20kg容器を容器業者へ調整器をメーカーへ調査依頼した結果、20kg容器からは漏えいを認められず、調整器高圧ホースのPOL金具先端Oリングに劣化による亀裂が発生しており漏えいが確認された。	高圧ホース	富士工器(株)	LSP6-PH	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者から提示された再発防止策を徹底するよう指導。 販売事業者は、以下の対策を実施。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ①長期未使用時や中古調整器の再利用時には劣化を確認したPOL金具先端Oリングを新品に交換をする事とする。 ②容器一時回収時にはOリングの劣化防止対策としてPOL(保護)キャップを取付ける。 ③委託している配送センターに供給設備点検時のOリング確認の再徹底を要請し、再発防止対策を図る。
2024/6/18	福岡県福岡市	C1級	漏えい火災	共同住宅	16:50	他工事業者(研り工事業者)による配管損傷に伴う漏えい火災	2024年6月18日(火)16時50分ごろ、研り工事業者よりガス販売事業者へ埋設管を破損し着火したとの連絡が入る。研り事業者がガス販売事業者の指示により、メーター付近のガス栓の閉栓を行う。 17時20分ごろ、ガス販売事業者従業員が現場に到着し、ガス栓閉栓と埋設消費管(フレキ管)の破損状況を確認する。 なお、研り工事業者の元請け業者は、ガス販売事業者に対し事前に工事連絡を行っており、埋設管の位置確認を行っていた。 また、当日も販売事業者が依頼したガス施工業者が、現地にて、工事監督者に対し埋設位置の再確認を行っていた。 ※工事施工中の立ち会いはなし 研り事業者の不注意(他工事事故) ガス販売事業者と工事業者との情報共有不足(ガス配管部分に届く程の研りを行うとは思っていなかったとのこと)	配管(不明(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して情報共有の再徹底を指導。 対策として販売事業者は、他工事業者へのガス管ルートの説明の徹底とともに、深度および管材料など詳しい内容の情報の共有に努めていく。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/6/19	埼玉県久喜市	C2級	漏えい火災	共同住宅	17:00		2024年6月19日(水) 17時00分頃 消費者が家庭用コンロを使用時に出火。 17時25分頃 消費者が消防(埼玉東部消防組合)に連絡。消防と警察が現場到着。消防が現場到着した時には鎮火していた。消防がメーターガス栓を閉じた。 18時00分頃 消防より販売事業者に連絡有り。 18時20分頃 現地到着。2口ヒューズガス栓(末端ガス栓)が火災の熱で損傷していることを確認。燃焼器具に接続されていないガス栓も含め、どちらも閉栓状態であることを確認した。なお、未使用ガス栓への閉栓カバーの設置は確認出来なかった。 19時50分頃 2口ヒューズガス栓を1口ヒューズガス栓に交換。気密試験を実施し、ガス漏れ無し。ガスの供給を再開した。 2口ヒューズガス栓のうち、燃焼器具に接続されていないガス栓を誤って開放したことが原因と考えられる。 通常、会社として、燃焼器具が接続されていないガス栓には閉栓カバーを取付け、消費者が操作できないように対応している。しかし、今回事故があった消費者については、接続されていないガス栓に、閉栓カバーが設置されていなかった。 直近の保安点検調査(2022年7月14日)時の状況を確認したところ、消費設備の調査を実施していたが、閉栓カバーの設置を失念していた。	末端ガス栓 (未使用側)	RICOH	ガス栓(ホース エンド)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・2口ガス栓のうち、燃焼器具に接続されていないガス栓がある消費者について、閉栓カバーを設置する等の措置を講じるよう指導した。 ・他の消費者について同様の事故が発生しないよう調査を実施し、再発防止に努めるよう指導を行った。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・消費者との接点機会を通じ、燃焼器具の正しい使い方について周知する。 ・保安点検調査等、消費者に接触の際、接続されていないガス栓に対し、ガス栓カバーとホース口に被せるゴムキャップを設置する。又は、2口ヒューズガス栓を1口ヒューズガス栓に交換する。 ・閉栓カバー未設置防止の為、保安点検者が確実に実施する様、点検票にチェックすると共に、実施結果を業務主任者が確認する。 ・今回の事故事例を社内で情報共有し、ガス栓誤開放防止に関する保安教育を実施した。
2024/6/19	長崎県平戸市	C2級	漏えい火災	その他 (公民館)	12:40		2024年6月19日(水) 12時40分頃、公民館職員が同館給湯室にある湯沸器使用のため、ガスの元栓を開け湯沸器の点火スイッチを押した際、湯沸器と低圧ホースの接合部分から炎が発生。当該職員が他の職員を呼ぶとともにガスの元栓を閉め、呼ばれた職員が給湯室脇の消火器で消火した。ほぼ同時に火災報知器が鳴動したため別の職員が消防署に通報し現場検証がなされた。13時20分頃、当該職員が湯沸器設置業者(販売事業者ではない)に通報。約10分後に設置業者が到着し状況確認後、安全のためガス元栓と湯沸器から低圧ホースを外し、ガス元栓を塞ぐ処置を行った。 (なお、当日、公民館職員・消防・設置業者のいずれからも販売事業者への連絡はなく、県への事故急報は設置業者が行った。翌日、県から設置業者に本様式を郵送(設置業者はPDIに不慣れ)。数日後に本様式を見た設置業者から、販売事業者は他者との申出が県にあったため、販売事業者が記載し提出するよう県から指示した。よって販売事業者が本事故を認知したのは6月26日(水)となった。) 一次原因は、消防によると、低圧ホースの湯沸器側の接合口のナットのわずかな緩みが確認され、この部分が焼損していたことから、当該接合口部分が何らかの原因によって緩み、点火ボタンを押した際に発生したスパークが当該接合口から漏れいたガスに引火し火災に至ったものと推定する。と確定された。(7月28日(日)確定) 二次原因は、当該湯沸器は公民館からの依頼を受け設置業者が2023年3月に設置。(設置後、設置業者から販売事業者へ設置の旨の連絡はなし)。その際の漏えい確認は検知液による目視のみであったが、おそらくこの時点で当該接続部が緩く、設置後1年3ヶ月間の使用時の微振動等、何らかの要因により今回一定量の漏えいに至ったのではないかと推定される。また、これまでマイコンメータの最少漏えい警報がなかったのは、漏えいが極微量であったか、湯沸器使用時以外は元栓を閉じていたため、感知するに至らなかったと推定される。 二次原因は、事故当日(6月22日(土))の気温上昇等により、過充てん傾向にあった容器内の温度及び圧力が上昇した結果、安全弁が作動し、漏えいにつながったと推定される。	燃焼器用ホース	富士工器	LN10-12T	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者と湯沸器設置業者に対しガス機器設置や交換時等の確実な点検及び情報共有に努めることや事故報告の連絡経路など、再発防止策を指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・ガス設備に係る作業の終了時には、ガス検知器や電気式圧力計を用いたガス漏えいの検査を確実に実施することを徹底する。また、販売事業者以外がガス設備の設置・交換を行った場合は販売・事業者にも認知できるよう関係業者間での情報共有に努める。
2024/6/22	愛知県豊川市	C2級	漏えい	その他 (充填設備置場)	11:05		事故前日(2024年6月21日(金)):移動式充てん設備にガスの受け入れを行い、そのまま指定場所へ駐車した。 事故当日(6月22日(土)):当該移動式充てん設備の安全弁が作動し、ガスが漏れいた。 【充てん設備の情報】容器番号:F6278、貯蔵能力:2.350kg、容器内容量:5.476リトル 一次原因は、事故前日(6月21日(金))時点における容器への充てん量が、容器内容量の90%以上であったことから、過充てん傾向にあったと推定される。 二次原因は、事故当日(6月22日(土))の気温上昇等により、過充てん傾向にあった容器内の温度及び圧力が上昇した結果、安全弁が作動し、漏えいにつながったと推定される。	充てん設備	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故届を提出するよう指導し、再発防止についてヒアリングを行った。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・充てん設備へのガス受け入れは、充てん設備の容器内容量の90%以下にすることを徹底するよう定期的に実施している。保安教育の場において、充てん作業等に対し、改めて教育を行う。 ・充てん設備へのガス受け入れ終了後、保安係員または保安係員代理者等は、充てん作業と共に液面計が容量の90%以下になっているかをダブルチェックで確認することを徹底する。
2024/6/24	三重県桑名市	C2級	漏えい	その他店舗	14:30		事故の内容 建物の解体工事を実施時に、解体業者がGHPの燃料として利用していたLPガスバルク貯槽(980kg)を撤去しようとして、重機でバルク貯槽出管を損傷しガスが漏れいた。 事故の経過 2024年6月24日(月) 14時30分ごろ、解体業者が作業中にバルク貯槽出管を損傷しガスが漏れい。解体業者社長から当社担当者へ、ガス漏れ通報が入る。当社担当者は、ガス漏れ受付を行い、現場へ出動。 6月24日(月) 15時10分ごろ 当社担当者が現地へ到着。バルク貯槽出管の損傷を確認。一時手当てを行い、ガス漏えいを止め、修理業者を手配。 6月24日(月) 17時00分ごろ修理業者により、損傷箇所の修理を完了。 6月25日(火) 14時00分ごろ現地バルク貯槽のガスを回収し、窒素置換を実施。その後、撤去を完了。 一次原因は、事前に当社担当者は解体業者社長と打合せを行い、バルク貯槽の撤去は東邦液化工が行うこと、バルク貯槽撤去後に周辺の設備撤去を解体業者が行うことを確認していた。しかし、解体業者が打合せ内容を遵守せずに、当社が行う予定のバルク貯槽撤去前に周辺の設備撤去作業を開始した。その時に解体業者はバルク貯槽にガスがないものと誤認し、重機によりバルク貯槽の撤去を行うおとした際にバルク貯槽出管を損傷したことによるもの。 なお、当社担当者は、バルク貯槽にガスが残っていたため、バルク貯槽本体へ「ガス危険」との表示を行っていた。 二次原因は、販売事業者はバルク貯槽の撤去時に現地でガスを抜かず、バルク貯槽を専用業者に持ち込んでガスを抜くこととしている。今回も、当社担当者はガスが入ったままの状態を維持し、バルク貯槽を撤去した後(バルク貯槽周辺の設備撤去を行うよう、解体業者社長と打ち合わせた)。しかし、解体業者は、「4月22日(月)にガスメーターを撤去して消費者へのガスを止めた」との当社担当者の発言を、バルク貯槽及びその周辺にガスは存在していないものと誤解し、撤去作業を実施したことによるもの。	供給管(白管 (継手部(不明))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、解体作業が行われる現場では、解体作業の着手前にバルク貯槽を撤去することを再度徹底する。また、複数業者が関わる工事の場合には、協議記録を取り関係業者間で共有する。さらに、関係する業者の全工事人に情報が徹底されるよう業者に周知する(業者の工事前打ち合わせ時に当社担当者が参加するなど、可能な範囲で周知状況のチェックを行う)。
2024/6/25	滋賀県米原市	C2級	漏えい	一般住宅	10:30		(1)事故内容:調整器～メーター間の低圧ホースに穴が開いて、設置していた20Kg容器(1本)のガスが漏れいた。推定漏えい量3.4m3 (2)対応状況: ア. 2024年6月25日(火)10時40分 該当消費者がガスコンロが着火しないとの連絡があった。(ガス切れ) イ. 11時00分 担当者が現地へ向かい、容器が空になっていたことを確認した。 ウ. 11時40分 販売所へ戻り、充填容器を運び容器交換した際にガス漏れがあったため、低圧ホース・単段調整器を新品と交換した。低圧ホースからの漏れはホース部分に穴が開いていた。 原因は、梅雨・春～夏にかけて消費者宅で養蜂をされており、蜂が巣を作る際に穴を作るため、巣の付近にあった低圧ホースが被害を受けたことによるもの。 なお、容器周辺半径2メートル以内に、複数の竹筒が同様の穴があることを確認。	供給管(低圧 ホース(本管 (露出部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、定期的な殺虫剤散布を該当消費者に周知し了承済。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/6/28	茨城県北茨城市	C2級	漏えい	その他 (団地内 空地)	18:37	消費者(草刈り機)による供給管損傷に伴う漏えい	事故発生場所には平成11年完成の小規模導管の団地(18区画)がありポリエチレン管(以下「PE管」という。)を埋設し、供給している。2024年6月24日(月)、団地内空地の草刈りを行っていた地権者(89歳男性)がガス杭及び露出していたPE管末端部(90mm)に気が付かず草刈り機の回転刃にて切傷。同月28日(金)18時37分頃、近隣住民より空地からガスのおいがすると販売事業者に連絡あり。18時50分頃、一次出動員が現場に到着。ガス漏えいを確認。テープ巻きによる仮処置完了。19時15分頃、二次出動員が現場に到着。切傷部を切断し、新たにキャップ施工処置を施し埋設。20時15分頃、現場対応完了。一次原因は、草刈り機の回転刃がPE管末端部に接触した上で発生した切傷部からの漏えいによるもの。二次原因は、ガス杭表示はあったが草木により足元の確認が難しい状況であったと考えられる。また地表が長年の風雨に晒されたことによりPE管末端部が露出していたことで物理的な切傷を受けたことによるもの。	供給管(PE管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、埋設配管のある空地で末端部露出が認められた場合、速やかに埋設する。
2024/6/28	奈良県大和郡山市	C2級	漏えい	一般住宅	14:45	燃焼器用ホースの接続不良による漏えい	2024年6月28日(金)14時45分 消費者からHP問い合わせがあり、本日、卓上型コンロ継手部分よりガス漏れにより、グリル使用時に引火したと記載。消費者へ連絡をしたが、連絡が取れない為、支店から担当者が現場へ出勤。15時24分 現場到着。消費者留守の為、屋外供給設備を可能な限り調査実施。屋外漏えい調査等異常無し。15時36分 消費者帰宅後、再調査実施の為、保安閉栓実施。18時00分 消費者から連絡があり担当者出勤。18時17分 現場到着時、消費者より状況の聞き取りを実施。卓上コンロプラグ部分より一瞬炎が上がったとの事だが、物へ引火したり、焼損等はなかったとの申告あり。ガス漏れ検知器にて調査を実施したところ、卓上コンロのゴムホース接続部から機器用プラグへ変換部とガスコードの接続部分より漏えいを確認。18時34分 機器用プラグを取り外し、ガスコード接続からゴムホース接続へ取替、修繕完了。漏えい調査等異常無しにて作業完了。一次原因は、卓上コンロのゴムホース接続部から機器用プラグへ変換部とガスコードとの接続不良によるもの。二次原因は、消費者の器具との接続方法確認不足によるもの。	燃焼器用ホース	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・適切な現場復旧および安全確認を行ったかの確認。 ・消費者に対して使用時にガス器具の安全確認を行うよう周知を行ったことの確認および周知徹底の注意喚起。 対策として販売事業者は、今後使用時に必ずガス器具との接続方法を確認して頂くよう、消費者に周知した。
2024/6/29	群馬県前橋市	C2級	漏えい	一般住宅	17:56	消費者(草刈り機使用)による配管損傷に伴う漏えい	2024年6月29日(土) 17時56分 情報センター(集中監視管理先)に最大流量オーバー遮断の情報が入ったため 情報センターより消費者へ電話連絡したところ、草刈り作業中に草刈機で配管を切断したかも知れないと回答があり、ガスの使用、火気の使用禁止、容器/バルブの閉止を消費者へ指示。 18時06分 情報センターより営業所へ対応依頼の連絡実施。 18時21分 現地到着。マイコンメーターC表示にて遮断状態。消費者に聴取を行い破損箇所を特定。その後、ガスフレキシブル管にて新規引き直しを実施。 19時25分 工事完了後全配管気密試験実施、漏えいの無いことを確認。 19時34分 消費者に状況説明及び使用時の注意事項の説明を行い、完了とした。 一次原因は、当該設備の使用(消費者)が草刈り作業を実施、作業で用いた草刈り機が誤って配管設備に接触し配管が破損、漏えい発生によりマイコンメーターの遮断に至ったことによるもの。 二次原因は、草が茂っている場所であり配管の存在が判りにくい状況であったことによるもの。	配管(配管用フレキシブル管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事業者への聞き取り。 ・監督部への報告。 対策として販売事業者は、消費者へ配管経路の周知と注意喚起を改めて実施するとともに、さや管使用範囲を拡大し同様の事故防止を図る。
2024/6/29	千葉県印旛郡酒々井町	C2級	漏えい	飲食店	21:30	焼き物器内部左側のスライドガス管のグリス切れによる漏えい	2024年6月29日(土)21時12分、保安機関(7号業務委託先)から販売事業者へ消費者のガスメーターが復帰しないと連絡あり。 2024年6月29日(土)21時30分緊急出動し21時50分に現場到着。自記圧力計にて測定を実施、漏えい有りを確認。(後日確認したところ漏えいしたガスの量は、およそ0.04㎡程度。) 厨下施設が施設させており立会い者も鍵が無く入室出来ない為、バルブ閉及びメーターガス止めにて対応し現場を撤収。 2024年6月30日(日)9時30分に再度訪問し、屋内の焼き物器より漏えい確認。接続管を外し使用禁止処置に対応。 2024年6月3日(水)19時30分 修理業者が漏えい箇所の改善を確認。焼き物器の接続管工事後、使用可能とし完了とした。 一次原因は、焼き物器内部左側のスライドガス管のグリス切れによるもの。 二次原因は、焼き物器の隣に蒸し器があり、熱によりグリスの劣化が進行したことによるもの。	業務用焼き物器	アサヒサンレット	SRG-90	・ガス放出防止器あり ・マイコンBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器あり	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故届書の提出を指示。 対策として販売事業者は、メーカーにグリスアップの頻度を確認し、3年に一度が推奨との事で消費者へ説明済み。供給会社として、グリスアップの期限管理し提案していく。グリスは熱にて劣化しやすいため、蒸し器を焼き物器からこれまでに以上離して使用するよう説明、了承済み。 なお、今回の対応については社内にて共有。
2024/6/29	滋賀県東近江市	C2級	漏えい	宿泊施設 (旅館・ホテル等)	23:46	他工事業者(建設工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2024年6月29日(土) 23時45分 ガスが出ないと消費者から架電あり、メーター表示BCPガス止め。 23時50分 容器委託先、保安機関へメーター指針を伝えたとこ、ガス切れの可能性があるので、容器持参にて出勤するとの事。 23時55分 支店宿直者出勤。 01時07分 漏えい試験で測定圧力まで上がらない為、調査中。 一次原因は、他工事業者(建設業)が工事部材(木材)をガス配管に落下させた衝撃によるガス漏えいによるもの。 二次原因は、他工事業者がガス配管があることを確認せずに作業を行ったことによるもの。	配管(白管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、今後同様の作業を行うときは、前もってLPガス供給会社に連絡の上、現地にて打ち合わせを行うよう消費者に周知した。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/6/29	三重県鈴鹿市	C2級	漏えい	一般住宅	14:30		<p>液石団地(45戸)にてガス切れ発生。調査の結果、団地内道路の埋設配管(供給本管)の引き込みラインのメカニカル接続部が、他工事(電柱支線撤去工事)により損傷したことから、ガスが漏えいした。</p> <p>2024年7月10日(水)23時00分頃、営業所に消費者からガスが出ないと通報(2件)、担当者が現場へ出勤。</p> <p>23時40分頃、消費者のガス圧力がゼロであること、また、供給設備のガス切れを確認。</p> <p>配送業者へ容器交換を手配。</p> <p>7月11日(木)00時30分頃、容器交換後、供給再開前の漏えい検査を実施したところ、圧力低下、本管部の漏えいを確認。</p> <p>01時30分頃、団地内を巡回し漏えい箇所の特定を行ったところ、当該住宅前道路でガス臭を確認したため、ガス管修理を手配。</p> <p>06時00分頃、応急修理をし、消費者への仮設供給を開始。</p> <p>13時40分頃、復旧完了。</p> <p>一次原因は、6月29日(土)に施工された電柱支線撤去工事により、施工場所近傍に埋設されたガス管の接手部が損傷され、当該箇所から漏えいしたことによるもの。</p> <p>二次原因は、4月19日(金)に電柱支線撤去工事施行者から販売事業者に対し、工事に関する埋設物調査依頼があったため、同日調査依頼箇所近傍に埋設ガス管があり、電柱支線撤去工事に影響がある場合は、販売事業者への連絡をするようFAXにて回答した。調査依頼を受けた時の工事予定は7月であった。工事施行者は、当該工事がガス管に影響がある可能性があるにも関わらず、販売事業者への連絡を怠ったことによるもの。</p>	供給管(PE管(継手部(埋設部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	対策として販売事業者は、工事施行者に対し、ガス管に影響がある可能性のある工事を施工する際は、必ず販売事業者に連絡するよう周知した。
2024/7/4	千葉県八街市	C2級	漏えい	一般住宅	9:11		<p>消費者が草刈り中に電動草刈り機を振り上げた時にガス配管に当たってしまい損傷しガス漏えい。その後直にSメーターによるC遮断。</p> <p>(時系列)</p> <p>2024年7月4日(木)8:20頃 電動草刈り機で、10Aフレキシブル管を切ってしまい、ガスメーターが遮断した。</p> <p>9時11分 消費者より、ガスが出ないと販売事業者に入電あり。</p> <p>9時25分 出勤依頼</p> <p>9時38分 現場到着</p> <p>消費者へのヒアリング及び目視点検で損傷箇所特定。</p> <p>10時30分 10Aフレキシブル配管を一部入替にて、漏えい箇所修繕完了。</p> <p>10時40分 気密・漏えい検査実施し漏れがない事を確認。</p> <p>10時00分 ガス使用再開</p> <p>11月2日(土) 本復旧完了</p> <p>一次原因は、草刈りにより配管を損傷させたことによるもの。</p> <p>二次原因は、消費者に対する配管経路の周知不足によるもの。</p>	配管(配管用フレキシ管(本管(露出部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	県が行った措置としては、販売事業者に対して事故届書の提出を指示。 対策として販売事業者は、各販売所に事例の情報共有を行い、訪問時に消費者への声掛け強化を促す。
2024/7/6	茨城県石岡市	C2級	漏えい	病院等	14:20		<p>2024年7月6日(土)14時20分 土木工業者が埋設配管を引っ掛けてしまい折損。土木工業者より販売事業者コールセンターに連絡が入る。14時23分 コールセンターより販売事業所に出勤依頼。</p> <p>14時24分 出勤。</p> <p>14時45分 現場到着。折損部の応急処置状況を確認。ポリエチレン管のためその場で修復不可と判断。事故発生場所の敷地の所有者に説明し一時供給停止とする。16時30分 配管・シリンダーを仮設し漏えいがないことを確認し復旧完了。現場修繕完了。</p> <p>一次原因は、土木工業者がショベルカーで地ならしを実施中に埋設配管を折損したことによるもの。</p> <p>二次原因は、今回の工事に際し工業者は当該スペースにガス配管がある認識はなく、事前に販売事業所への連絡がなかったことによるもの。</p>	供給管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし 	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・各販売事業所に情報共有を行い保安教育資料に活用し同様の事故を防止するよう要請。 ・埋設敷地内での工事を発見した場合、所管内で情報共有を行うとともに工業者への注意喚起を実施するよう要請。 ・事故発生時は迅速な対応と報告を行うよう再度要請。
2024/7/6	千葉県野田市	C2級	漏えい	その他(市道埋設管)	12:40		<p>都市ガス工業者による市道掘削工事中、当社埋設管(支管・埋設深さ1m)を引っかけ破損、漏えいさせた。</p> <p>当日 12時45分キャップ止め 14時15分工事了りガス止め気密検査開始 15時30分 気密検査後ガス開栓、点火テスト終了。</p> <p>一次原因は、掘っている時点で埋設配管の確認不足のため、配管損傷したことによるもの。</p> <p>二次原因は、事前に埋設管図面を渡していたが図面の確認不足及び現場での埋設管の確認不足により配管損傷したことによるもの。</p>	供給管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	県が行った措置としては、販売事業者に対して事故報告書の提出を指示した。 対策として販売事業者は、他工業者に図面及び現場での確認を徹底するよう指導する。
2024/7/7	千葉県山武市	C2級	漏えい	一般住宅	9:14		<p>2024年7月7日(日)9時14分 保安機関(7号業務委託先)より、消費者が草刈り中に草刈り機にて配管を傷付けたと連絡があった。同日9時43分 現場に到着し、消費側フレキシ配管の損傷及びメーターのC遮断を確認した。</p> <p>損傷箇所のガス配管一部引き直し工事を実施し、気密検査にて漏えい無しを確認後、供給を再開した。</p> <p>原因は、消費者が草刈り中に草刈り機にて消費側の配管を損傷させたことによるもの。</p>	配管(不明(本管(露出部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	県が行った措置としては、販売事業者に対して事故報告書の提出を指示した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・配管をフレキシ管から鋼管に一部変更した。 ・配管の近くにガス管注意の札を設置。 ・消費者に対し、ガス配管周辺は草刈り機の使用を控え、ガス管に注意するよう説明した。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/7/7	長野県松本市	C2級	漏えい	飲食店	12:11	配管(埋設管)の腐食による漏えい	・2024年7月7日(日)12時11分に消費者(焼き肉店の店長)からガス臭いと販売事業者へ通報、担当者が出動 ・現地到着後、ガス消費機器の使用停止、原因調査開始 ・LPガス消費側の埋設配管腐食による漏えいを確認、復旧作業を実施・復旧作業完了後、ガス供給を再開 予備用配管として厨房床面から30mm立ち上がり、キャップ止めと防蝕テープ巻きを行っていたPLV配管の床面間隙のネジ部が腐食によりピンホール発生。 原因は、毎日の洗浄水による床洗浄の際、床面亀裂部より洗浄水が侵入し、腐食を起こしたものと推定する。	配管(塩化ビニル被覆銅管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(複数種類)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故発生後、直ちに県の地域振興局へ第一報を入れること ・事故未然防止のため、燃焼機器に未接続の配管を定期的に確認すること。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・床面を掘り起こし、部品交換、床面を改めて埋め立てる。 ・腐食事故を未然に防ぐため、燃焼機器に未接続の配管を定期的に確認する。
2024/7/7	岐阜県揖斐郡大野町	C2級	漏えい	一般住宅	11:05	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	水道管漏水修繕工事のため、水道工事業者が重機により邪魔となった木を抜こうとした際、木の根が近くに埋設されたガス供給配管に接触して負荷が掛かったことによりエルボ部が破損し液化石油ガスが漏えいした。 集合供給により、約40戸の戸建住宅に供給しているガス管のうち1本の事故。 原因は、他工事業者が供給管損傷させたことによるもの。	供給管(その他(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器不明 ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器不明	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・事故後、直ちにガス事業者へ連絡。 到着後、損傷箇所の修復処置、漏えい検査実施、異常がないことを確認。 他消費者への供給も支障なし。 ・工事作業への厳重注意を実施。
2024/7/9	神奈川県川崎市	C2級	漏えい	共同住宅	21:23	供給管(埋設管)の腐食による漏えい	2024年7月9日(火) 21時23分 保安機関(集中監視管理先)に「圧力低下遮断」の情報が入り、復帰操作を依頼したが復帰しなかった。 21時44分 保安機関から販売事業者の事業所へ対応依頼の連絡実施した。 22時20分 事業所の職員が現場到着。ガス切れの状態であったため、50kg1本を納入し、供給設備周りの漏えいが無い事を確認し、点火試験を行い対応完了とした。 2024年7月10日(水) 15時10分 事業所の職員が現場到着。通常の配送サイクルと今回のガス消費量が合わなかった原因の調査を実施した。調査の結果、供給管理設部からの漏えいと判明したが、建物下に埋設されている配管で、掘り起こして漏えい箇所を断定することは困難であった。漏えい停止のため、各戸に説明しプロパンガスの供給を停止した。漏えい量は、100kg(50m ³)と推定される。 一次原因は、築41年が経過しており、経年による配管の腐食・劣化による漏えいと推定される。 二次原因は、築41年が経過しているものの、配管の交換や地上配管への引き直し等の対応をしていなかったことによるもの。	供給管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・供給管理設部からの漏えいのため、地中にプロパンガスが滞留していないか供給管理設部及び周辺でガス検知器を用いて、ガスが検知されないことを確認するよう口頭指導した。 ・販売事業者に対し、事故防止のため白管の埋設状況を確認し、適切な管理と露出配管への交換を促進するよう指導した。 対策として販売事業者は、既設埋設部と縁切りし、地上にて新たに配管を敷設した。
2024/7/9	長野県長野市	C2級	漏えい	一般住宅	14:20	消費者(防草シート設置工事)による供給管損傷に伴う漏えい	・2024年7月9日(火)、遠隔監視装置にて流量式微小漏えい受信、現場着 14時50分頃、漏えい検知メーターB表示確認。ガス臭確認できず、ガス検知器にて漏えい箇所調査するも漏えい箇所特定できず。 ・7月10日(水)、供給ガス停止の上、再調査。埋設部ガス検知器により反応あり、防草シートを剥がし、ペグを抜いたところPE埋設管に穴を確認。 ・7月10日、11日配管修繕工事を実施。完了後に漏えい試験にて漏れの無いことを確認し供給再開した。 ・漏えい以外の2次災害は発生していない。 一次原因は、消費者が防草シートを張るとき地面にロープ用ペグ(長さ18センチ)を打った際に埋設管を傷つけたことによるもの。 二次原因は、消費者に埋設ガス管の位置を知らせていなかったことによるもの。	供給管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故状況の情報収集 ・埋設ガス管への損傷を防止する措置を講じるよう口頭指導 対策として販売事業者は、埋設ガス管について消費者に周知、ガス経路が分かる様標識杭設置(7月11日(木)) ※ 排水桝等の位置関係上、今以上深く敷設することができない。
2024/7/12	新潟県長岡市	C1級	一酸化炭素中毒	学校等	14:00	換気不良による一酸化炭素中毒	・2024年7月12日(金)14時00分頃 幼稚園にて調理師2名と栄養士1名の女性が体調不良(頭痛他)を訴え病院へ救急搬送される。 ・病院にて一酸化炭素中毒と診断され入院する。 ・体調不良で搬送された3名は当時、調理室にて給食の後片づけ作業中でガスブースター式の業務用食器洗浄機を使用していた。 他のガス機器は使用していなかった。 ・業務用食器洗浄機は事故の4日前の7月8日(月)に使用中に黒煙が出て機器の下の方にススが落ちているのを発見したため幼稚園より厨房機器設置業者に点検を依頼。 ・前日、11日(木)に厨房設置業者にてバーナー吸気部のほり取り除去を実施。燃焼異常なしとの判断にて修理完了と伝えてあった。 一次原因は、事故後の警察による検証にて食器洗浄機より4000PPMを超えるCOを測定。メーカーによる分解にて熱交換器及び排気口に多量の黒ススが付着しており、熱交換器の分解清掃後のCO測定で4PPMへなったことから吸気不足による燃焼不良が続きCOが発生したものと推定される。 二次原因は、点検修理時に黒煙、スス等が出ており不完全燃焼状態と推測できるが、CO測定を実施していなかったことによるもの。	業務用食器洗浄機	横河電子機器(株)	GHA-10N-2	・ガス放出防止器なし ・マイコンBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・翌13日(土)に行われた現場検証の立ち合い、原因は立ち合い結果で明確になった。 ・事故届提出の指示 対策として販売事業者は、CO検知器の設置。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/7/14	群馬県高崎市	C2級	漏えい	一般住宅	17:30	消費者(防草シート設置工事)による配管損傷に伴う漏えい	2024年7月14日(日) PM5時30分頃 消費者より本社へ、流量遮断によるガス止め表示で復帰作業をしても復帰しないとの連絡があり、営業所から消費者へ連絡し、ガス栓・ボンベバルブの閉栓・火気厳禁・外部コンセント等の電気製品等の使用禁止を促し出動した。 同日PM6時15分頃 現場到着し、ガスメーターにて流量遮断であることを確認。給湯ラインのガス管に防草シート固定用の杭が打たれていた。現場確認結果→現場平面図は別紙参照 防草シート固定杭の長さ:25cm AFP埋設深度:施工時20cm AFP埋設部処理:サヤ管付き 同日PM6時30分頃 日没の時間が近いためガスを使用出来るように給湯ラインの配管を仮設の配管へやり替え作業。施工後、漏えい検査・ガス機器の使用点検実施。消費者へ説明・周知し、当日は完了。 2024年7月18日(木) 仮設配管から本設配管へやり替え作業。施工完了後、漏えい検査・ガス機器の使用点検。再度消費者へ説明・周知して完了。 一次原因は、消費者が防草シートを固定するため、誤って埋設配管へ防草シート固定用の杭を打ったことによりガス漏えいは発生し、ガスメーターの安全装置が作動したと推定される。 二次原因は、入居開栓時、消費者へ埋設管の説明、周知文書の説明等を実施し、保安点検時にも埋設管周知文と周知文書を配布していたが保安点検の立ち合い者から、防草シートの施工をしていた者への周知が不十分だったことによるもの。	配管(配管用フレキ管(不明(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事業者への聞き取り。 ・監督部への報告。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・埋設深度を30cmにして杭等にならないように施工した。 ・再発防止対策として、入居開栓時・保安点検時に立ち合い者だけでなく家族や、リフォーム等をする際にはその業者へ呼びかけをしてもらう様に周知・説明する。
2024/7/14	山形県天童市	C1級	漏えい爆発・火災	その他(キッチンカー)	14:30	容器バルブ閉止ミスによる漏えい爆発・火災	イベント出店のためキッチンカーで調理を行っていたところ、調理器具の火が消えたためボンベの残量がなくなっと思いボンベの交換を行った。その際、ボンベと調整器接続部を誤開放した事によりガスが漏えいし、使用中の別の消費設備から引火して火災になった。火災により1名が重傷、1名が軽傷を負った。 一次原因は、使用済みの容器を閉止しようとして、容器バルブではなく、誤って調整器接続部を外す方向に回したことによるもの。 二次原因は、調整器接続部が手締めの為、簡単に開け閉め出来たことによるもの。	容器バルブ	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故届書を提出するように指導 ・消費者への注意喚起を行うよう助言 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・調整器接続部を手締めからスパン締めに変更し誤開放を防止する。取り扱いの周知を再度徹底する。 ・緊急時対応範囲外で使用する消費者への対応(講習の受講確認、保安機関の確保等)を徹底する。 (参考事項)販売事業者から使用場所までの距離:72km(約1時間)、質量販売緊急時対策講習の受講:受講歴なし
2024/7/14	滋賀県野洲市	C2級	漏えい	その他(解体中)	13:36	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	家屋解体工事業者が埋設管が有ることに気付かず解体工事を行い重機でガス管を引っ掛けて本管との接続配管を損傷させガスが漏えいしたまま埋めてしまった。2日後の2024年7月14日(日)に隣家の消費者からガス臭がするとの連絡があった。 原因は、ガス管の有無を確認せず解体工事を行ったことによるもの。	供給管(不明(不明(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、他工事業者の方に工事前に連絡して頂くよう周知し団地内を巡回して工事の気配が無いかの状況把握に努める。
2024/7/15	神奈川県相模原市	C2級	漏えい	一般住宅	1:20	調整器安全弁シール部への異物噛み込みによる漏えい	2024年7月15日(月) 16時30分頃、販売事業者供給先の一般消費者から、ガスが使用できないとの連絡を受けた。 17時頃、ガスがなくメーター復帰できないことを確認したため、漏えい検査を実施し異常がなかった。その後、交換器の配達依頼を行った。 19時15分頃、配送センターにより、容器を交換し、漏えい検査を行ったところ、調整器切替レバー付近からガス漏えいを確認した。 19時45分頃、調整器を交換し、ガスメーター復旧、漏えい検査により異常がないことを確認し、作業完了した。 7月16日(火) 日中、原因を確認していたところ当該調整器は2022年1月にメーカーからリコール対象のため自主回収するよう通知が出ていたが、販売事業者が当該消費者の調整器の管理情報を誤入力しており、未交換となっていたものであった。また、容器は30キロ容器2本が設置されており、漏えい量については推定32キロと判明した。 一次原因は、安全弁が作動して閉止した際に、偶発的に安全弁シール部に異物が噛み込んだことにより、漏れに至ったものと判断する。また、経年使用に伴うゴムの弾性低下によって気密性の低下を招くこともあり、過去に噛み込んだものが、次第に漏れに至ることも考えられる。漏れの原因となる異物は構成部品である入口側装着のストレーナ取付部の隙間が大きくなっており、そこを通過した異物が調整器内部に侵入したと判定した。(調整器メーカーによる調査報告書4「原因」より引用) 二次原因は、メーカーから2022年1月からリコール対象のため自主回収するよう通知が出ていたが、調整器の管理情報を誤入力していたため、未交換となっており、今回の漏えいにつながった。	調整器(自動切替式)	I.T.O(株)	AXS-8B-2TH	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ①販売事業者から事故に至った原因の聴取。 ②再発防止策の確認。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ①調整器のリコール対象製品を社内にてすべて抽出し、現在の登録情報と整合性を確認する。 ②今回の事故事例を社内にて周知し、同件が起きないように登録管の徹底を周知する。 ③点検時における漏えい検査方法等について再度確認し、作業工程の遵守をする。
2024/7/15	香川県丸亀市	C1級	漏えい爆発	その他	7:00	点火ミスによる業務用こんろの漏えい爆発	2024年7月15日(月)午前7時ごろ、消費者が業務用バーナーの点火棒にてメインバーナーに火を点けようとしたところ直ぐに点火せず、時間をおいて再度点火を試みたところ、爆発して軽傷を負った。 なお、当該業務用バーナーはその後、支障なく調理に使用できたことから、消費者の操作誤りが事故の原因と推定される。 原因は、消費者が点火操作を誤り、滞留していたLPガスに引火したことによるもの。	業務用こんろ	不明	TS-2000	・ガス放出防止器あり ・マイコンSありなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・2024年7月16日(火)販売事業者に状況を確認し、保安監督部保安課へ事故発生報告書(急報)を提出した。 ・販売事業者に対しては改めて、消費者に対して使用の際の注意点を十分に周知するよう指導した。 対策として販売事業者は、容器の貸出の際には、使用者及び責任者に対して、容器の取扱い方、器具の操作方法などを含めて周知を行うこととする。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/7/17	滋賀県大津市	C2級	漏えい爆発	共同住宅	15:10	屋外給湯器の漏えい爆発	2024年7月17日(水)15時10分 施設に消防設備点検に来ていた業者が、点検中に屋外の給湯器が突然爆発したとの内容で通報を受け、支店より現場に出動。 15時56分 現場到着時、現場には消防隊員がすでに到着済みで周辺を調査中。(点検業者が消防へ通報) 屋外の壁面設置タイプ給湯器6台のうち、1台の給湯器が前面パネルは吹き飛んで側面パネルも大きく変形、給湯器の下付近にある雨水マス3か所の蓋が外れている状態を確認。ガス漏えい調査の結果、ガス管及び給湯器内のゲージテスト及びガス漏れ異常なし。雨水マス内の可燃性ガス反応無し。 18時45分 爆発した給湯器を取り外し、その他ガス機器の使用は問題がないのを確認してガス供給を再開。爆発を起こした原因については、現時点で特定出来ず、取り外した給湯器をメーカー点検の手配など引き続き調査を実施予定。 原因は、2024年8月1日(木) 消防局、製品評価技術基盤機構、メーカー、当社において現地調査実施し、下記のように結論付けられた。 ・ガスもれ、給湯器は問題なし ・瞬間湯沸器カバーと内蔵部材との隙間で爆発したと推定 ・汚水マスから瞬間湯沸器のドレン配管を通じて何かしらの可燃性ガスが隙間に入り込み爆発したと推定	給湯器(FP式)	リンナイ(株)	RUX-E2400W	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	原因不明につき未記載
2024/7/17	北海道札幌市	C2級	漏えい	共同住宅	8:00	充てん設備の液側中間ホースが充てん作業中に破断したことによる漏えい	・2024年7月17日(水)7時40分頃、バルクローリーから充填ホースを延長し、マンションへLPガスを供給するバルク貯槽に充てん作業を開始した。 ・同日午前8時、充てん作業継続中に充填ホースの液側中間ホース絞め部分が破断し、当該箇所からガスが漏えいしたため、充てん作業者が緊急遮断弁操作及び各元弁を閉止したものの。 ・人的及び物的損害なし。 一次原因は、充てん設備の液側中間ホースが充てん作業中に破断しガスが漏えいしたことによるもの。 二次原因は、液側中間ホース(鋼線編組式)の鋼線自体が切れたことで、内部のガス圧力によりホースが破断したことによるもの。	充てん設備	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対して充てん事業者と連絡を密にして、同種事故発生防止の徹底に努めるよう指導した。対策として販売事業者は、充てん作業前中間ホース等の点検を行い、異状がある場合は作業を中止して、ホースの交換を実施する。
2024/7/22	大阪府貝塚市	C2級	漏えい爆発・火災	一般住宅	0:20	未使用側ガス栓の誤開放による漏えい爆発・火災	2024年7月22日(月)0時20分頃、消費者が消防に火災を通報。販売事業者は、消防より連絡を受け、現場出動した。1時20分頃、販売事業者が現場に到着したところ、すでに消費者により消火しており、容器バルブも消防により閉鎖済みであった。その後、現場調査を実施したところ、片側のみが家庭用ガスコンロと接続されている2口ホースガス栓(ヒューズ機構有)の両方(家庭用ガスコンロ側と未使用側)が開放されていることを確認した。事故は0時18分頃、消費者がフライパンでジャムを温めようとして2口ホースガス栓を2口開放し、真下のガスコンロを点火したところ、漏えいたガスに引火し火災になったと推定される。なお、原因にあつては、ガスコンロ購入時に付属していたガス栓のプラスチックキャップを2口ホースガス栓の未使用側にはめてゴムキャップの替わりとして取り扱っており、キャップとガス栓の隙間からヒューズ機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいしたものと推定される。その他の情報としては、ガス開放から3週間しか経過しておらず、供給開始時点検調査では、消費設備調査の対象はふろがまだで、家庭用ガスコンロは未調査であったことも原因としてあげられる。 一次原因は、消費者が2口ホースガス栓の未使用側を誤開放したことによる漏えいたガスに、ガスコンロの火が引火したことによるもの。 二次原因は、一般消費者が、未使用のガス栓にゴムキャップの代わりにプラスチックキャップをはめており、ヒューズ機構が正常に機能しなかったことによるもの。	末端ガス栓(未使用側)	不明	二口ホースガス栓(ヒューズ機構あり)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	府は以下の措置を実施。 ・今後、一般消費者等に対しホースガス栓(ヒューズ機構付き)の構造と機能について説明し、法定周知文書を手交するよう販売事業者に対し口頭指導を行った。 ・燃焼器を購入し使用する際、消費設備調査を受けることを口頭ではなく書面、周知文書により行うよう販売事業者に対し口頭指導を行った。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・販売事業者は消費者に対しホースガス栓(ヒューズ機構付き)の構造と機能について説明し、法定周知文書を手交するとともに、使用しないガス栓にガス栓誤開放防止のカバーの使用を促すこと。 また、販売事業者は、社内教育を実施し、事故情報を共有するとともに、社員が消費者を訪問する際には、注意喚起をすること。 ・燃焼器を購入し使用する際、消費設備調査を受けることを口頭ではなく書面、周知文書により促すこと。
2024/7/22	福岡県福岡市	C1級	一酸化炭素中毒	飲食店	13:02	換気不良による一酸化炭素中毒	2024年7月22日(月)13時頃、飲食店にて体調不良者(店舗従業員)が3名発生し、救急搬送される。厨房にてガス機器を使用していたため、一酸化炭素中毒の疑いがあることから、14時06分に飲食店関係者がガス販売事業者へ連絡し、ガス保安員が現場に向かう。確認の結果、ガス機器等に異常は見られなかった。 原因は、窓及び扉を締め切った密閉状態でガス機器を使用していたため、レンジフードからの排気のみとなり、給気不十分で、酸素欠乏状態となったと推定される。 なお、現地調査の結果、ガス漏れなし。厨房機器のCO検知も異常なし。	不明	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・7月22日(月)、1消防から、酸欠事故の情報を入力し、事故発生場所からLPガスの供給設備設置が確認できたため、過去の届出情報から販売事業者を特定し、連絡する。販売事業者も事故については覚知しており、現場急行中である旨聴取。現地調査で確認できたことを連絡するよう事業者に伝える。また、負傷者が発生しているため、速やかに、保安監督部への報告を実施。また、販売事業者の所管行政庁である県への情報共有を実施。 ・7月26日(金)、店舗事業者・販売事業者とともに現地確認。消費時に、店舗入り口や裏側の排煙窓を開けることを条件に、ガス開栓を確認。 ※CO警報器(業務用換気警報器)については、7月31日(水)に設置済み。また、店舗事業者にも、換気フードの定期的な清掃及び作業手順をマニュアル化するよう指導する。 ・建築基準法上の換気の基準について疑義があるため、市の建築部局に情報提供を行う。 対策として販売事業者は、店舗事業者及び従業員に対して、換気的重要性を再周知。また、CO警報器・業務用換気警報器の設置の提案。
2024/7/24	千葉県館山市	C2級	漏えい	宿泊施設(旅館・ホテル等)	16:23	他工事業者(設備工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	集中監視でメータ遮断(C遮断)の通報があり、現場に訪問したところ他工事業者起因により埋設部分のLPガス消費配管が切断されたことによりガスが漏えい。 一次原因は、新たに電気のFケーブルを埋設に延長することとなり、設備工事業者がコンクリートを掘削する際に、誤まってガス配管を損傷したことによるもの。 二次原因は、工事業者が、外構工事を行う際のガス配管埋設部分の確認不足(当社に対して工事の連絡が無かったことによる)によるもの。	配管(配管用フレキ管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故報告書の提出を指示した。 対策として販売事業者は、他工事を行う際の連絡をいただくよう周知を継続的に行う。(現在も定期的に継続)

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/7/27	愛知県大府市	C2級	漏えい	共同住宅	16:17	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2024年7月27日(土)16時17分、解体業者から営業所に通報。容器庫解体時にガス管を損傷した。解体業者にて容器バルブ閉止。16時42分、当該営業所員が現場到着。容器庫内の供給管損傷を確認。容器バルブが既に閉止されており、漏えいの無いことを確認。17時30分、供給センターにて容器50kg×6本を回収。18時15分、子メーター8戸撤去完了。7月22日(月)、ガスメーター検針時は足場が組まれておらず、供給会社は解体工事が開始されることを認識していなかった。解体工事は7月24日(水)から開始されていた。原因は、解体作業の作業員が、LPガス容器庫内にボンベが無いと思い込み、容器庫を撤去しようとしたことによるもの。	供給管(不明(継手部(露出部))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故届を提出するよう指導。販売事業者は、以下の対策を実施。 ・解体業者に解体前に、実施に係る事前紹介を販売事業者に行うよう周知徹底を実施した。 ・管理会社及び所有者についても、解体等の情報は事前に連絡いただくよう依頼。 ・全戸閉鎖になった場合などに、解体の可能性を想定し、適宜、消費者へ状況を確認する。
2024/7/28	岡山県美作市	C2級	漏えい爆発	一般住宅	8:11	未使用側ガス栓の誤開放による漏えい爆発	一般住宅にて消費者が朝食を作るため2口コックを開ける際、両方のコックを開けたため、器具に未接続(キャップ有)側からガスが漏えいした。朝食を作っていたガステーブルが火点になり一時的に爆発が発生した。その後、外のボンベバルブを閉めて消防署に連絡した。人の被害なし。 一次原因は、ガス栓の開閉ミス(ガステーブルに接続していない方のガス栓を誤って開閉した)による漏えい。 二次原因は、消費設備に未接続であるコックが、開閉可能な状態であったことによるもの。	末端ガス栓(未使用側)	富士工器	2口ヒューズコック	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、消費者に対して2口コックの使用方法について注意喚起し、更に1口コックに交換することを消費者に提案する。
2024/7/28	鳥取県鳥取市	C2級	漏えい	共同住宅	1:04	外壁(モルタル壁)倒壊に伴う供給管損傷による漏えい	・2024年7月28日(日)午前1時頃 共同住宅一般消費者にてガス漏えい事故発生。 ・当該アパートの北側(正面から見て左側)の外壁(モルタル壁)が倒壊したことにより外壁面に固定していた供給側ガス配管が外壁とともに倒れ、埋設管立ち上がり配管の継手部が折損しガスが漏えいした模様。 ・消費者の方が消防と販売事業者へ通報し、販売事業者社員が現場へ急行。現場到着時、容器バルブは消防署員が閉止しておりガスの漏えいは止まっていた。 ・現場周辺へ関係者以外立ち入りは禁止しており、二次災害がないことを確認し消費者へ説明を行い、ボンベを一時回収。 ・当日11時30分頃、仮設にて復旧。 原因は、当該アパートの外壁(モルタル壁)が倒壊したことにより、供給側ガス配管も一緒に倒れ、埋設管立ち上がり配管の継手が折損したことによるもの。	供給管(白管(継手部(露出部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して情報収集及び保安監督部への報告。対策として販売事業者は、外壁補修工完了後ガス配管復旧工事を行う予定。
2024/7/29	東京都昭島市	C2級	漏えい	一般住宅	20:40	容器の経年により内在していたブローホールが表面に貫通したことによる漏えい	2024年7月29日(月)20時40分、ボンベ付近から異臭がするとの連絡があり現地調査を実施。配管漏えい検査を実施したが異常なかった。50kg容器×2本中1本の下部の溶接部からの漏えいを確認したので、当該容器を撤去し供給を再開した。漏えい量は約3.6kgと推定される。翌日30日(火)朝に、撤去した1本と入れ替わる充てん容器を設置し復旧した。異常があった容器(2024年2月に耐圧検査(5年×5回目)実施)は、充てん所でガスを抜き、容器メーカーへ引渡して原因究明を依頼した。容器メーカーによる調査結果は以下のとおり。当該容器の製造時の、胴と下鏡を接続する円周溶接工程において、不純物が混入していたことによるブローホール(空洞)が発生し、十分な肉厚が確保できていなかったと推定される。当該容器の製造は2002年2月であり、出荷時の検査には合格する状態であったが、その後の使用や容器再検査時のショットブラスト等により摩耗が進み、内在していたブローホールが表面に貫通したものと考えられる。原因は、容器メーカーによる調査結果より、当該容器の製造時の、胴と下鏡を接続する円周溶接工程において、不純物が混入していたことによるブローホール(空洞)が発生し、十分な肉厚が確保できていなかったと推定される。なお、当該容器の製造は2002年2月であり、出荷時の検査には合格する状態であったが、その後の使用や容器再検査時のショットブラスト等により摩耗が進み、内在していたブローホールが表面に貫通したものと考えられる。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故届書の提出を指示。 ・原因調査、事故再発防止策の検討及び報告を指示。 対策として当該容器は引き継いだ製造会社においてX線検査や溶接時の不純物除去等、同様の不良を生じさせないようにしている。また、現在の製造会社でもX線検査や溶接時の不純物除去等、同様の不良を生じさせないようにしている。
2024/8/1	岐阜県高山市	C2級	漏えい	一般住宅	13:20	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2024年8月1日(木)13時20分頃、水道メータ取付工事のため、当該共同住宅の犬走部コンクリートの研り作業を行っていた作業員が、電動ハンマドリルにて誤ってLPG低圧配管を損傷させたことにより約0.1m ³ (0.2kg)の液化石油ガスが漏えいした。漏えい時間は約15分間。原因は、電動ハンマドリルのコンクリート研り用ブルポイントで、低圧配管を損傷(穴あき)させたことによるもの。なお、損傷した配管は、被覆鋼管(50A)及びエルボである。	供給管(その他(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は事故発生直後の現地調査(措置なし)を実施。販売事業者は、以下の対策を実施。 ・当該作業員は事故発生後直ちに、販売事業者従業員と当該共同住宅の所有者である不動産事業者に連絡を入れた。 ・配管の損傷部に研り用ブルポイントを差し込み、その周囲を軍手で覆い漏えいを最小限に抑える措置を行った。それとともに、同僚の現場作業員にガス漏れの周知を行った。 ・連絡を受けた販売事業者は、現場直近を移動中の従業員にバルブ閉鎖を指示し、13時35分にバルブを閉鎖した。その後、仮復旧のため共同住宅各戸に個別で容器を接続する作業を開始した。 ・住民への周知は、連絡を受けた不動産事業者が各戸に通知文を配るとともに、仮復旧終了後に販売事業者からも周知された。 ・8月5日(月)、修復作業終了し通常供給が再開された。破損部分のみ露出配管に変更された。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策	
2024/8/2	広島県福山市	C2級	漏えい	一般住宅	19:50		2024年8月2日(金)19時50分頃 供給先よりガス臭いと連絡があったため現地へ向かった。到着時、車から降りた時点で外がガス臭かったことから、ボンベの所へ行くことと高圧ホースが本緩んでいるのを確認。高圧ホースを接続し直し、他にガス漏れがないか自気圧計にて計測し、漏れがないことが確認できたことから供給を再開。 8月2日の時点で供給側のボンベが空になっていたことから、8月5日(月)に配送会社に対して状況の説明と配送を依頼し当日に交換。 一次原因は、供給側接続の高圧ホース1本が緩んでた状態であったことによるもの。 二次原因は、配送時の高圧ホース締め込み不良が原因と推定される。 なお、供給側のみが緩んでいて、予備側は問題なかった為、悪戯などの可能性は低いと思われる。	高圧ホース	I.T.O(株)	不明		・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者から提示された再発防止策を徹底するよう指導。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・配送会社に対して、容器交換時に高圧ホースが確実に接続してあるか要確認するよう伝えた。 ・事故報告が遅れたことに関して、事故届を広島県に提出することの認識が欠けてしまっていたため遅れた。 ・LPガス事故に該当するものについて把握をしっかりとすること、確認することを社内で話し合った。今後、社内教育においても事故時の流れについて教育していく。
2024/8/2	岐阜県揖斐郡大野町	C2級	漏えい	一般住宅	10:15		浄化槽設置のため、浄化槽工事業者が小型ショベルカーにより敷地内を掘削中に、ガス供給管を折損させ液化石油ガスが漏えいした。一つの供給設備(50kg×18本)により10戸の戸建住宅に供給しているガス管のうち1本の事故。 原因は、他工事業者が供給管損傷させたことによるもの。	供給管(その他(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器不明 ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器不明	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・事故後、直ちにガス事業者へ連絡。到着後、折損箇所をプラグ止め処置、漏えい検査実施。異常がないことを確認。 ・今後は、事故宅は個別供給に変更予定。工事作業者への厳重注意を実施。	
2024/8/5	鹿児島県日置市	C2級	漏えい	一般住宅	20:30		2024年8月5日(月)20時30分頃、付近住民からバルク貯槽付近でガス臭がする旨の通報を受けた消防から販売事業者に連絡があり、当直担当者が現場に緊急出勤。 20時40分頃、当直担当者が現場に到着しガス臭を確認。点検の結果、バルク貯槽底部にあるピンホールより漏えいしていることを確認。 21時20分頃～応援社員とガス漏れ処理作業を実施。バルク貯槽は漏れ止め処置後、充填所に移送し残ガスを回収。配送時点検にてバルク貯槽の外観点検で問題があった為、LPG容器供給への切替の段取りをしていた。 連日の猛暑によるバルク貯槽内のガス圧力上昇も影響し、バルク貯槽底部腐食部からピンホールが起きたものと考えられる。 バルク貯槽底部の結露及び経年劣化による腐食。 バルク貯槽底部の状態確認不足、錆止めや塗装補修が十分に行われていなかった。	バルク貯槽	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故概要を整理し、事故報告書等を作成、提出するよう指示。 ・再発防止策の検討について指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・充填時に外観点検を確実にし、貯槽に腐食劣化による補修など必要な場合は必ず維持管理の為の作業を徹底させる。 実施した維持管理作業の内容を配送伝票に記載させ、所属長(業務主任者)への報告を行う。 ・特に貯槽底部など目視にて確認しづらい部位も、定期的なガス漏れ確認を鏡・検知器等を用いて必ず確認し、点検内容を配送伝票に記載して所属長へ報告、情報共有を徹底する。 ・所属長は所員から上がった情報を精査し、問題があると考えられる貯槽は順次LPG容器供給への切替を指示し供給設備の環境を改善し、今回のような漏えい事故を未然に防ぐ。	
2024/8/6	佐賀県佐賀市	C2級	漏えい	その他店舗	17:15		2024年8月6日(火)、給湯器を交換後、自記圧力計にて気密試験を実施した際、計測圧力が低下。ガス漏れがないかガス漏れ検知器にて配管等を検査したが反応なし。ガスメーターの端子カバー下にガス漏れ検知器を当てたところ反応があり、カバーを開けガスメーター内部に検知器を当てたところ、ガス漏れの反応。漏えい箇所はガスメーター端子部と判断し、ガスメーターを交換後、気密試験を実施したところ、漏えいなし。 一次原因は、製造時にガスメーター内部の中間軸部のオイルシートの間に隙間ができていたことによるもの。 二次原因は、出荷時の漏えい試験で不具合が発見できなかった理由は、ゴムの弾性及びグリッドによりシール性が保持されていたためと推定される。その後シール性が不十分となり漏えいに至った。	ガスメーター	東洋計器(株)	STK25MT1	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故情報の報告徴収 対策として販売事業者は、ガスメーター交換により改善。	
2024/8/7	千葉県千葉市	C2級	漏えい	共同住宅	18:10		販売事業者の対応 2024年7月18日(木) 期限切れを迎えるガスメーター交換工事を外注業者に発注実施。 8月7日(水) 18時10分 緊急時委託業者より当該室のガスが出ないと入電。 18時25分 到着 販売事業者社員が現場確認をしガス切れと判断した為委託先配送センターに至急の配送を依頼。容器を取り付けたところ当該ガスメーター付近でガス臭がした為調査したところメーターユニオンねじ接続部に緩みを発見した。 19時30分 該当箇所の締め直し及び検知液により改善を確認して完了。翌朝明るい時間帯にも再度確認した。 一次原因は、接続不良によるもの。 二次原因は、施工不完全によるもの。	供給管(その他(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・再発防止策の検討を指示 ・事故届書の提出を指導 対策として販売事業者は、委託工事業者(7月18日(木)ガスメーター交換おこなった)への厳重注意。	

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/8/7	千葉県富里市	C2級	漏えい	事務所	8:00		(時系列) 2024年8月7日(水)9時00分頃 消費者(工事業者が自前より工事)にて混合水栓取り付けのため、台所にて施工 9時05分 給水・給湯用の配管施工のためシンク壁部にホールソーにて穿孔工事中、隠ぺい部のガス配管に気づかず配管損傷、ガス漏えい、ガス具がした為、施工業者に急いでシリンダーバルブ閉止 9時30分 販売事業者コールセンターに出勤依頼 9時33分 営業所より出勤 10時00分 現場到着 10時15分 破損した配管を撤去し宅内の可とう管ガス栓、ヒューズガス栓を撤去 宅内配管経路は屋外で取り外し。給湯器用配管のみの供給都市気密検査実施 11時05分 検査に異常が無いことを確認し復旧工事完了。 一次原因は、穿孔工事により配管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、消費者の認識不足及び消費者に対する配管経路の周知不足によるもの。	配管(配管用フレキ管(本管(隠ぺい部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故届書の提出を指示。 対策として販売事業者は、各販売所に事例の情報共有を行い、訪問時に消費者への声掛け強化を促す。
2024/8/8	愛媛県宇和島市	C2級	漏えい	その他(公民館)	9:00		メーターの使用時間オーバー遮断による連絡をうけ、販売事業者従業員が出勤。 現場での原因調査にて、屋内施設(調理室)の埋設配管からの漏れを確認。 露出部配管をガス漏れ検知器等を用い調査を行ったが漏えい箇所を特定できず、漏えい部は埋設部と判断。 噴出・漏えいの詳細については、既存の埋設配管から切り離し、地上配管としたため不明。 原因は調査中。	供給管(不明(不明(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事情聴取。 対策として販売事業者は、原因は特定できていないが、一時的な措置として、既存の埋設配管から切り離し、地上配管にてガス仮設供給をすることとした。
2024/8/15	滋賀県長浜市	C2級	漏えい	一般住宅	16:55		(1)事故内容:調整器付近からの、設置していた20Kg容器(2本)のガスが漏えいした。推定漏えい量 19.2m3 (2)対応状況: ア. 2024年8月15日(木)16時55分 該当消費者がガスコンロが着火せず、ボンベが空になっていると連絡があった。 イ. 17時15分 担当者が現地へ向かい、ガス検知器にて調整器ガス栓より漏えいを確認したためその場で取り替えた。 ウ. 翌日 取り替えた調整器の本体、付属するガス栓、高圧ホース接続部の漏えいを検査したが漏えいは発見できなかった。 ※ 容器配送の状況を確認したところ、8月6日(火)に20Kg容器を2本交換しており、8月10日(土)に自動切換調整器が切り替わっていた。(切替情報は集中監視システムの情報) 原因の特定には至っていないが、何らかの要因で調整器ガス栓と供給管を接続するねじ接続部が緩んだ可能性がある。	供給管(白管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、調整器接続部の緩みが発生しないよう接続位置を高くした。
2024/8/17	神奈川県横浜市	C2級	漏えい	共同住宅	9:12		2024年8月17日(土)9時12分頃に集合住宅の消費者よりボンベ付近から音とガス臭がするとの入電があり、販売事業者職員が出勤したところ、調整器からのガス漏れが確認された。その後、ガス閉止作業を行い、調整器の交換を行った後に、ガス供給を再開した。なお、漏えいしたガス量は不明であるが、20キロ容器4本の残量がほとんどなくなっていたとのこと。 原因は、調整器ケース部分からのガス漏えいが推定される。(調整器の不具合)	調整器(自動切替式)	富士工器(株)	RH10R	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して原因調査を指示。 対策として販売事業者は、調整器の交換及び容器交換時の際に漏えい確認を行う。
2024/8/17	東京都足立区	C2級	漏えい	共同住宅	18:10		2024年8月17日(土)18時10分、消防から「ボンベ付近がガス臭いという通報が入った」との連絡があり、販売事業者社員が緊急出勤した。 18時25分頃、現場に到着し、ボンベ付近で臭気を確認。調整器のユニオン部の気密部材であるOリングが断裂している状況である事を確認したため、別のOリングを使用しユニオン部分の接続を実施した。その後、接続箇所へ漏えい検知液を吹き付け、漏えいが無いことを確認して作業終了した。 原因は、調整器のユニオン部分の接続工事の際、誤ってOリングがずれ、ねじ部のねじ山にOリングが引っ掛かったまま締め込んだことで、Oリングが断裂したと推定される。	調整器(自動切替式)	(株)桂精機	HL-30BU	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故届書の提出を指示 ・原因調査、事故再発防止策の検討及び報告を指示 対策として販売事業者は、調整器交換の際に、交換作業終了後に漏えい検査を行っているが、交換工事完了後すぐに行う漏えい検査のほか、暫く経過した後も漏えい検知液などにより漏えい確認作業を行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/8/20	長野県長野市	C2級	漏えい	一般住宅	10:00	都市ガス施工業者による供給管損傷に伴う漏えい	2024年8月20日(火)10時00分頃 都市ガス事業者から配管工事の委託を受けた設備業者から、重機による掘削作業中に埋設ガス配管(深さ90cm程度)を損傷した旨の電話連絡を受ける。 10時45分頃 現場着状況確認。圧着機にてガス漏えいが止まっていることを確認する。設備業者と打合せ 11時00分頃 設備業者(特定液化石油ガス設備工事業者の届出あり)による修理開始(作業員は液化石油ガス設備士の免状所持)。 11時50分頃 作業復旧完了。販売事業者において気密試験を実施及び消費者宅のガス器具点火試験実施(問題なし)。対応完了 当該の供給設備は24戸の消費先に集中供給(損傷箇所から末端までの供給先は1戸のみ) ・損傷箇所周辺に埋設管の表示の設置はない。 ・5月中旬頃、事前に都市ガス事業者から埋設管に関する照会があり、埋設配管図面(平面図)の写しを手渡しにて提供している。その際ガス管の正確な埋設位置、埋設深度を確認できる図面が無いため十分に注意して工事にあたるよう依頼した。 一次原因は、他工事業者による掘削工事中に、重機により埋設管を損傷したことによるもの。 二次原因は、他工事業者の不注意によるもの。	供給管(PE管(本管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故状況の情報収集、対策として販売事業者は、営業所内での情報共有、注意喚起を行った。
2024/8/20	山口県山口市	C2級	漏えい	その他(集合住宅)	10:57	他工事業者(設備工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	8月20日(火)10時57分、配送会社より販売事業者へ、設備業者が浄化槽工事中にガス埋設配管を損傷したとの連絡が入る。販売事業者が設備業者へ連絡し、容器バルブの閉止を依頼するも容器庫内の為、閉止できなかった。 11時25分、販売事業者が現場に到着し、現状を確認(供給側ガス埋設配管(ポリエチレン管 20A、埋設深さ1.1m)の損傷、埋設標示、警戒標識なし)。容器バルブを閉止し、供給先3軒へ事故の状況と供給停止の旨を説明した。 13時30分、ガス配管修繕工事・気密試験を行う。 14時39分、修繕工事後、供給先へ工事を連絡し、供給を再開した。 なお、当該工事を施工するにあたり、販売事業者への事前連絡はなかった。 一次原因は、設備業者が掘削作業中に重機を埋設管(ポリエチレン管)に接触させ、損傷させたことによるもの。 二次原因は、販売事業者に事前連絡がなく、当該工事が施工されたことによるもの。	供給管(PE管(本管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故情報の報告を求めた。また、類似事故の再発防止対策(周知方法等)を指示した。 対策として販売事業者は消費者、管理会社等へ他工事の際には、確認・立会いの連絡が入るよう周知した。今後埋設配管を行う際には、ガス配管の埋設標示、警戒標識を行っている。
2024/8/20	福岡県大牟田市	C2級	漏えい	事務所	13:30	調整器のリングの欠損による漏えい	2024年8月20日(火)13時30分頃、湯沸かし器のお湯が出ないという通報を受け訪問したところ、容器の残量が無くなっていること、ならびに、放出防止型単段調整器の容器接続側のリング欠損を確認した。配達委託先に容器配達を指示し、容器配達済。リング交換を行い、漏れなしを確認した。 一次原因は、リングの欠損によるもの。 二次原因は、容器交換時等の不備によるもの。	調整器(単段式)	桂精機	SKL-5BH-B	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故の詳細報告を指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・容器交換時にリングに欠損が無いかを目視確認する。 ・容器交換を済ませて、容器バルブを開けた後に、石鹸水等によるガス漏れがないかをチェックする。
2024/8/21	青森県青森市	C2級	漏えい	共同住宅	9:15	原因不明の漏えい	現場アパート付近を散歩していた近隣住民よりガス臭いと消防へ通報が入った。ガス配達員と工事業者が現場到着し50kgボンベ2本が空になっていることを確認。販売事業者において、事故直後、メーター調整器・高圧ホース・供給配管・消費配管の外観を確認後、検知器・検知液等にて漏えい点検。また、自記圧力計にて消費設備へ漏えい検査、調整器へ調整圧・閉塞圧検査を実施し共に異常無しを確認。さらに、ボンベ配達員及びメーター交換業者に対し、それぞれボンベ交換時及びメーター交換時に不備がなかったか聞き取り調査を実施し、異常無しを確認。翌朝にボンベの漏えいの有無を確認したところ、2本共に異常なしを確認。2024年10月10日(木)、県が販売事業者に対し立入検査を実施して、販売事業者の保安体制を確認したが、特段問題は認められず、事故の再発防止を指導。 上記調査の結果、直接原因は確認できなかった。 上記調査の結果、間接原因は確認できなかった。	不明	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器不明 ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・販売事業者に対する立入検査を実施。 ・事故の再発防止を指導。 対策として県としては、販売事業者が原因究明のため必要な調査を全て実施したが、原因を確認できなかったものと認めるが、約100kgのガス容器からガスが住宅へ放出されたことは一歩間違えれば爆発や火災事故につながるおそれがあったことから、今後事故が発生しないよう点検、調査等に万全を期するよう販売事業者に指導した。
2024/8/21	神奈川県川崎市	C2級	漏えい	共同住宅	14:30	他工事業者(リフォーム工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2024年8月21日(水)14時30分頃、当該建物の管理会社の下請業者から、ガス配管を損傷したようでガスが噴出していると連絡あり。工事部屋は空室で、ガスメーターにて遮断状態のため、供給側配管、もしくは他の部屋の消費側配管が損傷した疑いがあったため、下請業者にLPガス調整器の下にあるコックを閉めてもらったところ噴出は収まった。 14時55分 当社社員が現場に到着し漏えい箇所を確認し工事部屋と別の部屋の消費側配管から漏えいを確認。他の部屋は漏えいかなかったため当該部屋のみメーターコックを閉め、LPガス調整器下のコックは開放した。 16時30分、損傷した配管の再配管が完了し漏えいがないことを確認して終了した。 事故の原因は、当該建物で空室のリフォーム工事を行っていたところ、トイレの床を解体した際に床下に敷設されている別室の消費側配管にノコギリの刃を接触させ、損傷させたこと。 なお、当該建物の管理会社の下請業者から販売事業者に対し、事前に工事の連絡は行っていなかったこと。 一次原因は、当該建物の管理会社の下請業者がリフォーム工事を行っていたところ、トイレの床を解体した際に使用したノコギリの刃を床下に敷設されている配管に接触させ、損傷させたことによるもの。 二次原因は、当該建物の管理会社の下請業者は、事前に販売事業者へ配管の敷設状況を確認せず、床下に敷設されているLPガス配管の存在を確認せず工事を行ったことによるもの。	配管(配管用フレキ管(本管(隠れ部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、LPガス協会が開催する「LPガス販売従事者講習会」の行政からのお知らせにおいて、事故情報の提供と注意喚起を行った。 対策として販売事業者は、当該建物の管理会社の下請業者に対し、他工事業者による事故について説明し、今後床のリフォーム等を実施する際は販売事業者に対し事前に工事の連絡をするよう注意喚起を行った。また、販売事業者は社内教育を実施し、事故情報を共有するとともに、社員が消費者を訪問する際には注意喚起をすることとした。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/8/26	千葉県八街市	C2級	漏えい	共同住宅	9:00		<p>(時系列) 2024年8月26日(月)9:40 他工事業者により下水道工事中に掘削機にてガス配管を傷つけてしまったとの連絡が販売事業者コールセンターに入る 他工事業者担当者がビニールテープを巻き付けて応急処置 9時43分 販売事業者より出勤 9時55分 現場到着、破損状況を確認しLLFAテープ(漏えい修理用テープ)にて応急処置、漏えい検査で異常なしを確認 14時00分 販売事業者が手配したガス工事業者にて漏えい箇所のPE管入れ替え工事 15時24分 気密検査・漏えい検査にて異常が無いことを確認し本復旧とする 15時30分 他工事業者により埋め戻し作業終了し現場撤収 一次原因は、掘削工事により配管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、施工業者の認識不足及びオーナーへの他工事に対する周知不足によるもの。</p>	供給管(不明(本管(埋設部))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故届書の提出の指示。 対策として販売事業者は、各販売所に事例の情報共有を行い、訪問時に声掛け強化を促す。
2024/8/26	長野県上田市	C2級	漏えい	共同住宅	9:35		<p>2024年8月26日(月)8時40分:シロアリ駆除業者と販売事業者で工事箇所の確認を実施 9時35分:アパートの床下(ベタ基礎の下の地面)に薬剤を散布するため、室内の床に穴をあける作業をしていたところ床下に埋設されているLPG配管(供給側)を損傷しガス漏れが発生した。 9時35分:ガスの漏れに気付いた業者から販売事業者の営業所に連絡があり。 10時01分:到着した販売事業者がガスの元弁を閉め、ガス漏れは収まった。 17時30分:復旧作業終了し、ガス供給再開。 一次原因は、埋設されていた供給管にドリルで穴を開けガスが漏えいしたことによるもの。 二次原因は、業者から事前の相談があり、工事の際、現場で打合せを実施したが、供給管の埋設後に販売事業者が複数回切り替わったことにより、現販売事業者は埋設管の位置を示す図面を所持しておらず、埋設管の位置を正確に把握できない状況にあったことによるもの。(販売事業者は室内に埋設管があるとの認識がなかった) また、埋設された供給管の近傍に、液化石油ガス又はLPガスの表示が無かったため、業者が慎重を期することができず、供給管の損傷に至った。</p>	供給管(不明(埋設部))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし 	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故届の提出を指示。 ・埋設された供給管の近傍に、液化石油ガス又はLPガスと明瞭に表示するよう指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・従前に埋設された供給管について、その近傍に液化石油ガス又はLPガスと明瞭に表示し、周知を徹底する。 ・埋設管が存在する可能性のある工事については、可能な限り図面と照らし合わせながら工事を行う。不可能な場合は、必ず常時工事に立会い、異常が発生した際に直ちに処置する。
2024/8/28	千葉県銚子市	C2級	漏えい	病院等	14:30		<p>バルク貯槽の点検時に気化装置安全弁からのガスの漏えいを確認した。 当該ラインの上流バルブを閉にすることで漏えいは停止した。 一次原因は、気化装置の部品である気化圧力調整弁の閉塞圧力が上昇し、安全弁が作動する圧力に達したことによるもの。 二次原因は、気化圧力調整弁において、配管スケールと思われる異物が弁部に噛み込んだため、不具合に至ったと推定される。</p>	供給管(その他(不明(不明)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故報告書の提出を指示した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・当該部品を交換し対応済。 ・当病棟の担当者へ気化圧力調整弁を定期的に交換するよう依頼した。
2024/9/2	千葉県銚子市	C2級	漏えい	病院等	13:30		<p>バルク貯槽の点検時に貯槽の液相ラインのフレキシブルホースからガスの漏えいを確認した。 仮補修により漏えい停止を確認した。 原因は今後、当該部分を交換後に調査予定。</p>	供給管(本管(不明(露出部))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故報告書の提出を指示した。 対策として販売事業者は、仮補修による対応済。
2024/9/3	茨城県行方市	C2級	漏えい	病院等	15:10		<p>事故発生日時に消費者からガス臭いとの一報があり、その後、エアコン取付業者より天井裏配管工事中にガス配管を傷つけてしまったとの連絡があり、現場確認すると25Aフレキ配管にドリルで穴を開けてしまいガス漏えいが発生したことが分かった。 原因は、天井裏スラブ壁貫通部分25Aフレキ管の脇をエアコン電線を通すためドリルで穴をあけて作業中誤ってフレキ管に穴をあけてしまったことによるもの。</p>	配管(配管用フレキ管(不明(不明)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器不明 	対策として販売事業者は、他工事がある時は連絡を密にする。消費者にも周知。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/9/5	長野県長野市	C2級	漏えい	共同住宅	13:10		2024年9月5日(木)13時10分頃、集合住宅の消費者より、「ボンベ庫付近からシュー音がし、ガス臭い」との電話連絡を営業所にて受ける。 13時15分頃、営業所社員が現場に到着。状況確認の結果、ボンベ庫外の露出部供給配管のエルボ継手部から、カニ池程度の漏えいを確認した。ただちにボンベのバルブを閉止し、各住居へ声掛けを行った。 13時30分より自社社員による修繕工事を開始し、18時00分頃に完了。気密試験を実施し、問題無いことを確認し、ガス供給を再開した。 (参考) ・当該の供給設備は8戸の集合住宅に同敷地内ボンベ庫より各消費先に供給している。 ・露出部から埋設部へ至る基礎面が歪み、露出部の継手部に負荷がかかり、配管に亀裂が生じてガスが漏えいしたものの。 一次原因は、ガス配管ねじ部の亀裂によるもの。 二次原因は、本物件は築20年以上経っており、基礎面の経年劣化により基礎面に歪みが生じ、配管埋設部が傾き、配管露出部との接続部分に負荷がかかったことによるもの。	供給管(塩化ビニール被覆銅管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故状況の情報収集、販売事業者は、以下の対策を実施。 ・再発防止のため、配管の一部にフレキ管を使用。 ・当該事故についての各営業所への周知及び注意喚起。 ・埋設管等の供給設備の維持管理についての社内勉強会を開催し再発防止に務める。(9月下旬で調整中)。
2024/9/5	大阪府大阪市	C2級	漏えい火災	その他(露店)	12:48		飲食店の店先にテントを設け、焼肉を販売するため調理していたところ、容器と調整器の結合部からLPガスが漏えいし、引火したことによりゴムホースが若干焼損した。当該飲食店の消費者(店員)が消火のためゴムホースの燃焼部位に水をかけた後、隣接物販店の店員が消火器2本使用し初期消火実施。容器/バルブの閉栓は到着した救助隊が実施した。その後、消防機関からLPボンベの販売事業者である中岸商事に電話連絡し、当該事業者が現場へ到着後、販売方法や周知内容を聴取した。原因は、店舗内外への度重なる容器の運搬により、容器と調整器の結合部分が緩んだものと推定される。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器不明 ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明	府の行った措置としては、販売事業者に対して立入検査実施。対策として飲食店に対し今後、LPガスを使用する前に容器と調整器の結合部分の締め付けの確認を必ず行うよう指導した。また、同内容を販売事業者にも伝え、販売の際に周知を徹底するよう指導した。
2024/9/6	茨城県小美玉市	C2級	漏えい	一般住宅	13:00		新築現場にて、水道管設備事業者が敷地内埋設配管を重機により損傷させた。同日、配管改修工事をを行い修繕を完了した。 一次原因は、重機による損傷によるもの。 二次原因は、水道管設備工事事業者の不注意によるもの。	供給管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、改修工事は即日完了した。水道事業者と配管経路の確認と今後の工事時の立ち合い予定を調整した。
2024/9/6	静岡県静岡市	C2級	漏えい	一般住宅	11:10		2024年9月6日(金)11時00分頃、施工業者が都市ガス切替の事前工事を開始。 11時11分頃、施工業者から元請けの都市ガス販売業者へ埋設管を損傷しガスが漏えいしたとの連絡が入る。都市ガス販売業者は確認のため現場へ出動した。 11時15分頃、都市ガス販売業者が現場に到着、施工業者により容器のバルブが閉止され、ガス流出防止がされているのを確認した。 11時22分、都市ガス販売業者から販売事業者へ埋設管を損傷したとの連絡が入る。販売事業者は確認のため現場へ出動した。 11時50分頃、販売事業者が現場に到着し、配管損傷部分と容器が閉止され、ガス流出防止がされていることを確認した。 事故原因は、施工業者が埋設管の経路を把握せずに、舗装面の切断作業をしたことで誤って埋設管を損傷させたことである。なお、損傷した配管は、貯蔵設備の移設した際に縁切りした埋設管を、一部残して使用していたもので、復旧の影響は少なく、15時50分に完全復旧した。 一次原因は、施工業者が舗装面の切断作業をしたことで埋設管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、施工業者が埋設管の経路を把握していなかったことによるもの。	配管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・現場に出向し、事故調査を実施した。 ・販売事業者及び施工業者に対して、工事を行う際は配管経路を共有するよう指導した。 以下の対策を実施。 ・施工業者は工事を行う際、事前に販売事業者へ配管経路の確認する。 ・販売事業者は工事業者に対し、配管経路を提示する。
2024/9/12	岐阜県中津川市	C2級	漏えい	学校等	18:00		2024年9月12日(木)18時頃、当該中学校の職員がガス臭を確認。直ちに販売事業所に連絡し、当該中学校に来てもらう。周囲を確認してもらったが、その日は原因究明には至らず。 翌日日記任計にて検査を実施。3系統ある内の1系統(職員室へ繋がる配管)に微量のガス漏れを確認。 9月20日(金)、市職員と当時の配管施工業者と販売事業者で再度検査を実施。 地上へ繋がる配管に腐食があり、そこからのガス漏れを確認。元栓を閉める措置をとった。 一次原因は、地上に繋がる配管(地中)に経年劣化による腐食があり、そこからガス漏れが発生したことによるもの。 二次原因は、配管が砂で埋まっていた為、目視点検のみでは確認できなかったことによるもの。	配管(不明(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して維持管理に努めるよう指示した。 対策として販売事業者は、元栓を閉め、工事業者へ修理依頼をした。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/9/15	愛媛県西条市	C2級	漏えい火災	その他	18:20		<p>屋外で実施しているいもたき会場で使用していたLPガスが漏えいして近くのコンロが火種となり出火し、女性2名の髪が焼けたと警察・消防に通報があった。出火は火柱50cm程度とみられ、会場スタッフがボンベのバルブを閉止し、出火箇所へ水をかけて鎮火した。販売業者には会場スタッフから連絡があったが、到着時には鎮火していた。</p> <p>なお、営業前に会場スタッフが消費設備の目視点検を実施しており、その際は異常はなく、ガス臭もなかったとのことだった。</p> <p>一次原因は、両端に銅材をリボルトで固定して浮かしている銅管端のガス栓用プラグが何らかの要因で破損してLPガスが漏えいしたことによるもの。</p> <p>二次原因は、販売事業者が事故時の目撃者から、ガス管が踏まれて倒れていた旨の話聞いており、いもたき参加者の方が銅管に接触してガス栓プラグに負荷がかかって損傷したものと推定される。</p> <p>なお、消防署による検証結果として原因は特定されなかったとのことだった。</p>	中間ガス栓	練ハーマン	JG100B	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器不明 ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器不明 	<p>県は、以下の措置を実施。</p> <p>販売業者等への事情聴取及び指導</p> <p>・液石法施行規則第44条の温度上昇対策、転倒防止措置及び流出防止対策が未実施だったため、速やかに実施するよう販売事業者に口頭注意。</p> <p>・一般消費者については、消費設備の管理責任の認識徹底や販売事業者と同内容の口頭注意を実施。</p> <p>販売業者から、下記のとおり消費設備の技術上の基準を満たしている旨報告があった。</p> <p>(1)調整器は調整圧力や閉そく圧力が基準に適合しているか確認している。</p> <p>(2)5kg/hの容量の調整器に対して、0.14kg/hの燃焼器20個(合計2.8kg/h)を使用しており、1.5倍しても調整器の容量の方が上回るため、調整器の能力は十分である。</p> <p>(3)燃焼器の損傷確認や燃焼確認は毎年度確認しており、燃焼器の入口圧力については、10年前に確認している。入口圧力の確認については、消費設備点検と同時に実施するよう提案した。</p> <p>販売事業者は、以下の対策を実施。</p> <p>(1)銅管を固定している銅材に穴あけ加工をし、ペグにて地面に打ち付けて、配管が倒れるのを防止する。</p> <p>(2)スタッフの巡回はこれまで閉店前後だけしていたが、営業中も巡回を実施する。</p> <p>(3)ボンベの温度上昇対策、転倒防止対策及び流出防止対策が未実施だったので、別添のとおり容器転倒防止用支持具を設置し、木枠で温度上昇対策をして、ロープ杭でボンベのプロテクターにチェーンで固定する。</p> <p>このうち、(1)、(2)及び(3)の容器転倒防止支持具については、別添のとおり対策実施済みであり、(3)の木枠の設置及びボンベの固定については、次回いもたきを開催する前に提案のとおり対応しているか確認することとしたい。</p>
2024/9/17	新潟県新潟市	C1級	漏えい火災	共同住宅	7:55		<p>一般消費者がふろがまを点火させようとしたところ、ガス栓とふろがまの間の金属フレキシブルホースから漏えいしていたガスに引火したものの、当該消費者が軽度のやけどを負ったもの。なお、焼損、破損等の物的被害は認められなかった。</p> <p>金属フレキシブルホースの亀裂からLPガスが漏えい・滞留しているところに、ふろがまの点火時の火花が着火源となり、引火したものの。原因は、金属フレキシブルホースの経年劣化により、亀裂が発生したものと推定される。</p>	金属フレキシブルホース	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし 	<p>県の行った措置としては、販売事業者に対して原因究明及び再発防止を指示。</p> <p>対策として販売事業者は、当該共同住宅の所有者及び各消費者に事故発生について周知を行うとともに、全室の金属フレキシブルホースを交換した。</p>
2024/9/18	福井県福井市	C2級	漏えい	共同住宅	10:50		<p>バルク貯槽に充填中に充填ホースからガスが漏えいした。即時バルクローリーの間接バルブ及びバルク貯槽のバルブを閉め漏えいを止めた。</p> <p>原因は、充填ホース先端に亀裂が入り漏えいしたもので、ホースの劣化が原因と推定される。</p>	バルク貯槽	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器不明 ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明 	<p>県の行った措置としては、販売事業者に対して当該充てん設備の保安検査結果(2024年7月に受検)にて、ホース部分に問題がないことを確認。その上で、ホースの交換を依頼した。</p> <p>対策として販売事業者は、当該ホースを新品交換した。今後は5年ごとに中間バルブから充填口までの間のホースを交換することとした。</p>
2024/9/19	長崎県佐世保市	C1級	一酸化炭素中毒	その他店舗	7:55		<p>2024年9月19日(木)7時55分頃(推定)、弁当店の業務用厨房内において鍋をかけたままの2台のコンロ前で倒れている消費者(店主)を妻が発見。妻はすぐに火を止め閉まっていた窓や勝手口を開け動いてなかった換気扇も作動させ7時59分に消防へ救急搬送を要請。6分後に到着した救急隊が消費者を屋外へ搬出し酸素投与を開始。その10分後に到着した救助隊がCO濃度を計測し82PPMだったため消費者をCO中毒と見立て救急隊が病院へ搬送した。併せて事件性確認のため救助隊は警察へ通報。CO濃度がゼロ値を示した8時27分に警察が厨房に入り9時30分頃に警察から販売事業者へ連絡がなされた。10時10分頃に販売事業者社長が到着し警察及び弁当店従業員とともに現場を確認したところ2023年11月15日(水)の定期点検時には設置が確認されていたCO警報器が無くエアコンが作動していたことから、消費者は厨房内の冷房のため換気しないままコンロを使用しCO濃度上昇に気付かず中毒に至ったものと推定。なお、CO警報器は同様の状況下で度々鳴動していたため(鳴動後は換気実施)店主が撤去し別室に放置していた(いつ頃撤去したか覚えていないとのこと)。また、消費者は当日深夜2時頃に厨房に入り5時頃以降の記憶がない(失神)とのことだったが、CO警報器撤去後も通常は途中から換気していたところ当日は換気前に失神したこと。(消費者は9月19日(木)入院時点で血中CO濃度48.2%の一酸化炭素中毒と診断されたが翌日には濃度1%台に低下、その後快方に向かい9月27日(金)に退院、弁当店も10月7日から再開している。)</p> <p>一次原因は、消費者が厨房内の冷房のために窓を開けず換気扇を作動させないまま業務用ガスコンロを長時間使用していたことで、不完全燃焼を起こし厨房内のCO濃度が上昇、CO中毒に至ったもの。</p> <p>二次原因は、以前から、窓を開けず換気扇を使用しないなど換気の悪い状況下でCO警報器が度々鳴動していたためCO警報器を消費者が撤去しており、その機能が発揮できなかったことによるもの。</p> <p>なお、撤去時期については消費者自身が不明とのことであるが2023年11月15日(水)の保安機関による定期点検時には設置が確認されており、それ以降(おそらく冷房開始頃と推測)と思われる。</p>	業務用コンロ	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし 	<p>県は以下の措置を実施。</p> <p>・事故当日以降、販売事業者・消防からの情報収集に努めるとともに事故翌日には保安監督部とともに事故現場に入り、販売事業者、卸業者及び消費者家族からの状況聴取を行った。</p> <p>・販売事業者に対しては、今後、業務用厨房を使用する消費者へ機会をみてCO警報器・換気等の稼働状況確認や助言及び啓発チラシの配布など再発防止に努めるよう指示した。併せて業界団体に対して販売事業者への啓発資料による情報発信や会合等の機会における事故情報共有・注意喚起を行うよう協力を要請した。</p> <p>対策として販売事業者から当該消費者(店主)に対し、換気の確実な実施とCO警報器を撤去しないよう販売事業者から説明を行った。併せて、同様の事故発生の可能性が他の業務用厨房消費者に対しては、検針時や定期検査時等の機会に、CO警報器や換気等の状況確認やアドバイスを行い啓発チラシを配布するなどCO中毒の危険性の周知に努め業務用消費者のCO事故防止の意識向上を図っていく。さらに、CO警報器未設置の業務用厨房消費者に対して今後警報器の設置を進めていく。</p>

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/9/20	大阪府茨木市	C1級	漏えい火災	その他店舗	13:00	腐食・劣化による業務用こんろからの漏えい火災	2024年9月20日(金)12時ごろ、販売事業者従業員が鍋物こんろの清掃及び金属フレキ管の交換を行い接続。自記圧力計による気密検査は実施せず。当該フレキ部に検知液を塗布及びガス検知器にてガス漏えいが無いことを確認後、消費者がこんろに点火したところ引火。販売事業者従業員が直ちにガス栓を閉め消火を行った。消費者は左顔面及び左腕に熱傷を負ったもの。 原因は、鍋物こんろパイロットコック付近に穴が開いていたことから、当該こんろ清掃時に数回地面に打ち付け残りカスを取り除いた際に錆が剥がれ、当該部分からガスが漏えいたものと推定される。	業務用こんろ	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	府の行った措置としては、販売事業者に対して事故届の提出及び同様事故防止対策を講ずること。また、事故報告については発生後すみやかに報告するよう口頭指導。 対策として販売事業者は、機器交換及び清掃後はガス検知器、検知液での漏えい検査の実施、自記圧力計を使用した気密、漏えい検査を実施する。
2024/9/28	千葉県白井市	C1級	漏えい火災	その他(キッチンカー)	9:15	容器接続作業時の調整器取付不備による漏えい火災	2024年9月28日(土)9時15分 容器接続時に調整器取付があまく漏えい、周辺火気を消火せずに独断で作業したため爆発火災発生 9時20分 取外作業(ガス購入者)が消防へ通報 9時40分 ガス購入者、従業員1名がそれぞれ救急車で病院に搬送 11時30分 ガス購入者全治3週間、従業員全治2週間で診断され現場に戻り消防立会いのもと現場検証、火災認定あり 当日は営業なし 10月1日(火)9時50分 販売事業者からガス購入者から事故連絡あり(社内共有済み)があったので産業保安課に連絡 10月2日(水)15:00 ガス購入者が販売事業者に来社し事故詳細を説明、販売事業者による現場調査でキッチンカー消費設備点検、漏えいしないで使用に問題ないことを確認 10月23日(水)11:00 ガス購入者と従業員の完治を確認 一次原因は、バルブ逆閉閉により漏えい、周辺火気を消火せずに交換作業を実施したことによるもの。 二次原因は、予備ポンペは販売事業者がポンペを交換する際に充てん所への依頼を省略することで迅速に販売するため、ポンペの交換作業(調整器の脱着)は購入者ではなく販売事業者が行うとして契約時に説明していたが、事故当日は購入者が独断で交換作業をしたことによるもの。 なお、火気距離についても販売事業者から説明済みだが購入者が対応しなかった	調整器(単段式)	桂精機	SKL5B	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故届書の提出の指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・他の質量販売消費者への周知徹底。 ・社内にて事故事例の情報共有。 ・容器と調整器はセット販売、レンタルすることとする。 ・調整器接続部に「取外厳禁」札を付ける。
2024/9/30	東京都小金井市	C2級	漏えい	飲食店	14:09	配管の腐食による漏えい	住居・店舗の集合建物1階の飲食店のガスメーターに、BR表示(圧力式微小漏えい警告)が出ていたため、販売事業者が訪問し、漏えい検査を実施したところ、2分間で0.39kPaの漏えいを確認。厨房内の茹種器に通じる配管の樹脂被覆が膨張しており、継手部分での漏えいを石鹸水により確認。その他漏えい箇所は無かったため、茹種器に通じる部分を再配管し修繕を完了した。 一次原因は、漏えいが生じた配管は、厨房内の低い位置(床付近)に敷設されており、平時から清掃等の水がかかりやすい状況下にあるほか、配管周辺の温度変化も激しい環境にあった。このような温湿度環境が影響し、当該配管の劣化・腐食を進行させたものと推定される。また、配管外面には樹脂被覆が施されていたが、前記の温湿度環境の影響で劣化して膨張・損傷しており、樹脂被覆の割れ目等から水分・湿気が侵入し、暑く乾きづらい状態が長期間続いたことも、配管の劣化・腐食を進行させる要因となったと思われる。 二次原因は、配管周囲の環境(水分、湿熱等)について、水がかからないようにする等、日頃の注意が行き届かなかったことによるもの。	配管(塩化ビニル被覆銅管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・マイコンSBあり ・原因調査、事故再発防止策の検討及び報告を指示 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・再配管に際しては、前記の温湿度環境を考慮し、被覆が無い白ガス管を使用し塗装した。 ・今後は、定期的なサビ等のチェックを行い必要に応じて再塗装する。
2024/10/3	大阪府堺市	C1級	漏えい火災	その他(キッチンカー)	11:15	ポンペのガス残量を確認するためにバルブを開いたことによる漏えい火災	キッチンカー内において、消費者が唐揚げとうどんを別々のポンペからLPガスを供給し調理していたところ、うどんの調理のためのコンロの火が消えたため、ポンペのガスが無くなったと思い、ポンペを交換するため調整器を外そうとしたとき、シュッと音がしたことから、ポンペのガス残量を確認するためにバルブを開いた。その結果、ガスが噴き出し約1m前にあった唐揚げ用のフライヤーの種火に引火し、キッチンカー内壁の一部及び消費設備の一部が焼損焼損、また消費者が手に軽いやけどを負った。後に消費者に当時の状況を聴取した際に、ゴムホースを踏んでいたと報告しており、ゴムホースを踏んだことにより一時的にガスが出なくなったことにより火が消えてしまった原因と推測する。 一次原因は、ポンペ内のガスの有無確認方法、漏えい時の対応が不備だったことによるもの。 二次原因は、保安業務の周知について、初回の引き渡し時には質量販売用パンフレットを渡していたものの、それ以降は口頭により行っており十分な周知が出来ていなかったことによるもの。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	府の行った措置としては、販売事業者に対して原因究明及び再発防止対策を講ずることを指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・緊急時連絡の徹底(事故報告は2024年10月8日(火)、報告を受けポンペ回収は10月10日(木))。 ・質量販売における使用上の周知の徹底。『(引き渡し時に大阪府LPガス協会のパンフレットの手交及び当該事故の情報を共有)』 特に使用者・消費者に調整器を外させない、カチット接続(元弁が開いても調整器でガスが止まる)によるポンペ交換、火気よりポンペまでの距離を離す様に周知徹底。 ・同時に、質量販売の消費者に対し、LPガス質量販売緊急時対応講習の受講を奨励して頂き修了証を確認した業者との取引を徹底しようと考えている。
2024/10/4	福岡県行橋市	C2級	漏えい	共同住宅	11:20	供給管(埋設管)の腐食による漏えい	2024年10月4日(金)11時20分、容器交換の為に配設業務担当者が当該集合住宅(11戸)を訪問、容器交換時等供給設備点検にて、供給設備に設置している漏れ検メーターにB表示を確認した。災害防止措置のため、入居中の消費者5戸のガス使用状況及び不在を確認後にガス容器バルブ及び元バルブを閉止。 11時50分、漏えい箇所特定のため、漏えい検査を実施。自記圧力計による検査によりガス供給配管側より漏えいを確認。消費側配管は漏えい無し。漏えい検査5分間/開始圧力3.61Kpa-終了圧力1.99Kpa=低下圧力1.56Kpa。漏えい箇所確定のため、露出部配管を検知器、検知液にて検査を実施したが異常無し。 漏えい箇所が埋設部、隠蔽部と思われる、当日での修理が不可と判断し、供給側配管の仮設供給工事を実施。 19時30分、入居中5戸の仮設供給工事を完了。 漏えい箇所が埋設又は隠蔽部のため、目視での確認が出来ず原因は断定出来ないが、竣工年月が2011年3月にて13年7ヶ月と経過しており、ガス供給開始から建物、容器置場、ガス供給配管周辺での他工事による工事もなく、地盤沈下、電気設備等もないため、経年劣化による腐食劣化と思われる。 特に無し。 補足:埋設部ガス配管:プラスチック被覆銅管使用	供給管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器不明 ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故の詳細報告を指示。 対策として販売事業者は、漏れ検メーターへ集中監視システムを設置し、ガス供給設備についても警告情報など速やかに感知できる体制を構築する。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/10/7	茨城県古 河市	C2級	漏えい	一般住宅	19:11	配管の腐食による漏えい	事故発生場所の消費者からガスメーターの「C遮断」が復帰出来ないと連絡があり、駆け付けるとガス給湯器接続部の金属フレキから漏えいしていた。 原因は、金属フレキの自然劣化による腐食によるもの。	配管(塩化ビニル被覆銅管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、継手金具付き低圧ホースへ交換。
2024/10/7	秋田県鹿 角市	C1級	漏えい爆 発	学校等	9:55	ガス回転釜の種火が消えているのに再点火したことによる漏えい爆発	消費者(調理員5名)で園児の給食調理中、ガス回転釜の種火が消えているのに気がつき、再点火作業をしたところ小爆発が発生し右腕に火傷を負った。火傷した調理員は当日病院を受診し軽火傷と診断され当日を含め2024年10月9日(水)午前中まで休業した。(10月9日午後より出勤中) 一次原因は、回転釜種火に着火した消費者が種火への着火を確認してなく、メインバーナーを消火して持ち場を離れた際、不着火の種火バーナーよりガスが漏えいしていた。その後別の調理員が種火に着火してないことに気づき、再点火したところ小爆発が発生したことによるもの。 二次原因は、一時的点火者は種火の確認をしていなかったが、二次点火者の消費者(負傷者)は種火バーナーへの点火操作の前に消えていることを事前に声掛け等確認をせず、自分が2回目の点火操作者とは気がついていなかったことによるもの。	業務用煮炊釜	不明	日本調理器製 DKG-30C-DR	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は以下の措置を実施。 ・10月8日(火)(事故発生の翌日)に、液化石油ガス販売事業者から電話にて第一報があったため、「液化石油ガス事故速報」の様式にて報告するよう指示。 ・事業者から電話での第一報があった直後に、LPガス協会へ情報提供、事業者と連携し、事故現場や被災者への必要な対応について事業者へのフォローを依頼。 ・事業者に随時報告するよう指示。LPガス協会に情報交換と必要に応じた注意喚起等を依頼。 対策として販売事業者は、調理業務に従事する者全員に回転釜操作(ガス点火に関する留意点(特に種火からメインバーナーへの着火確認の徹底))についての教育訓練を管理者の協力を得て行った。
2024/10/7	長崎県諫 早市	C2級	漏えい	飲食店	9:40	配管(埋設管)の腐食による漏えい	2024年10月7日(月)09時40分頃、消費者から「業務用厨房に入ったところガス臭がする」との通報が販売事業者にあった。 10時00分頃、販売事業者従業員が現場へ到着しガス検知器と検知液にて調査を行った。コンロ下の配管(SGP-20A)の一部が腐食しており、当該箇所からの漏えいを確認した。店舗が営業日であったことから一旦12時00分頃にフレキ管により仮復旧を実施し、翌々日の定休日に被覆銅管(PLS-20A)により本復旧を完了した。 漏えい確認時までガス漏れ警報の鳴動及びマイコンメーターによる異常表示等はなかった。 一次原因は、配管の経年劣化による腐食部分からの漏えいによるもの。 二次原因は、2024年1月に他社から当該販売事業者へ切り替えられた新規物件であり、供給開始時点検における気密試験では漏えい等の異常はなかった。当該配管は厨房の床面近くにあり水分や油分が腐食しやすい環境下であったうえ、防食性の高い被覆銅管ではなかったことによるもの。	配管(白管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故情報の報告を求めるとともに今後同様の案件についての再発防止策を指示。 対策として、今後同様の環境下において腐食の危険性が高いと思われる設備については、点検時に異常がなくとも腐食防止に対応した設備となるよう、販売事業者において消費者への改善提案や折衝を徹底するなどの対策を講じる。
2024/10/8	京都府京 都市	C2級	漏えい	一般住宅	11:30	他工事業者(リフォーム工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2024年10月8日(火)11時30分 浴室リフォーム工事中に床下隠ぺい配管を電動のこぎりで損傷し、臭気がしたため、業者にて容器のバルブを閉止後、販売業者へ連絡した。11時33分 支社から社員が1名現場へ出勤 12時10分 現場へ到着し、周囲へのガス滞留がないことを確認した。給湯器に接続している25Aのフレキ配管の損傷している部分を確認し、修繕を開始した。 13時09分 修繕完了後、気密試験を実施し、異常がないことを確認した。 一次原因は、解体中に、隠ぺい配管があることを確認せず、電動のこぎりで損傷させたことによるもの。 二次原因は、床下の隠ぺい配管であったため、確認不足であったことによるもの。	配管(不明(不明(隠ぺい部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	府は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・10月8日(火)販売事業者支店から、事故速報を受理した。 ・10月15日(火)販売事業者支店から、事故届を受理した。再発防止を徹底するよう指導した。 対策として販売事業者は、当該消費者及びリフォーム業者に対して、工事前の事前連絡を行うよう指導した。
2024/10/9	東京都八 王子市	C2級	漏えい	共同住宅	13:30	容器交換時の調整器ユニオン接続部緩みによる漏えい	2024年10月9日(水)01時30分頃、監視センターから販売事業者へ「集合住宅一室のメーターで圧力低下遮断」との通報が入った。 01時55分、販売事業者が現地に着し自記圧力計、検知液により調査したところ、ボンベ庫内の調整器ユニオン接続部で漏えいを発見した。増し締めを行い、漏えいが止まったことを確認し供給を復旧した。 一次原因は、調整器側面に擦れたキズが有ったことから、容器交換時に容器が接触したことにより、調整器ユニオン接続部に緩みが生じたことと推定される。 二次原因は、容器置場の空間が十分に確保されていなかったため、容器交換時に調整器に接触しやすかったことによるもの。	供給管(不明(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	都は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故届書の提出を指示。 ・原因調査、事故再発防止策の検討及び報告を指示。 対策として販売事業者は、容器の大きさを50kgから30kgへ変更して空間を作り、調整器と容器の接触を避ける。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/10/10	広島県福山市	C2級	漏えい	その他(寺院)	13:32	他工事業者による供給管損傷に伴う漏えい	2024年10月10日(木)に消費者にて工事中の業者から社員に「工事中に埋設ガス配管を傷つけた」との連絡があったことから、社員が遠隔でセンター遮断を行った。社員が現場に到着し現場確認した。埋設配管を撤去し露出配管に変更する為に、供給停止状態を継続している。 ・埋設深度一番浅いところで30cm程度 ・埋設管がある旨の表示は特になし 一次原因は、他業者が埋設配管の場所を把握しておらず、コンクリート工事を行っていた際に誤ってガス管を傷つけたことによるもの。 二次原因は、消費者に対して埋設ガス管がある旨の周知が徹底できていなかった為、工事前に連絡がなかったことによるもの。	配管(不明(不明(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・他工事業者が埋設管の敷設状況が分かる対策を講じるよう、販売事業者に対して指示。 ・事故報告が発生日当日ではなかったため(1日遅延)、事故届提出の意図について社内で周知するよう、販売事業者に対して指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・埋設ガス管ルートに表示杭の設置を徹底し、他工事業者がわかるようにする。 ・工事を行う場合は事前に連絡するよう、消費者に周知する。
2024/10/12	奈良県磯城郡田原本町	C2級	漏えい	一般住宅	11:04	容器交換時の異物混入に伴う接続不良による漏えい<法令違反>法第27条第1項第1号、法第34条第1項、規則第36条	内容及び経緯: 10月12日(土)11時04分 消費者より容器辺りでは臭気と音がするとの事で受付。 11時06分 支店より社員が出動。 11時32分 現場到着。現場確認すると供給側の高圧ホースと容器の接続部に異物(泥)を確認。異物を取り除き高圧ホースを締め直すかネジ部からガス漏れの反応があるため高圧ホースを取替。 12時15分 ガス漏れ検査を実施し異常無し確認。前回配送は9月18日(水)日交換 次回交換予定は11月5日(火) 到着時のメーター指針は3089.2m3/h 容器は2本ともほぼ空とのこと。※自社配送 原因は、容器交換時の異物混入によるもの。	高圧ホース	桂精機	BS-6	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・適切な現場復旧および安全確認を行ったかの確認。 ・容器交換時の安全確認および漏えい検査の徹底を行うよう周知を行ったことの確認および周知徹底の注意喚起。 対策として販売事業者は、容器交換時等供給設備点検時、漏えい検査を徹底。また、漏えい検査の再徹底を社内周知。
2024/10/15	三重県鈴鹿市	C2級	漏えい	一般住宅	17:00	原因不明の漏えい	2024年10月15日(火)17時15分、集中監視システムにて当該物件の圧力低下遮断を検知し、近隣を巡回していた販売事業者社員(業務主任者、以下担当者)が現地到着。設置容器(供給側及び予備側)のガス残量無しを確認したため容器交換を実施した。 17時30分、漏えい試験(供給側及び消費側)を実施して漏れなしを確認。 今回のガス切れについて、容器配送または配送管理システムの入力に起因する事案として判断した。 10月16日(水)、配送委託事業者に容器配送および配送管理システムの入力状況を確認し、前回容器交換(7月2日(火)時の実施状況)についても異常が無い事を確認。 前日の対応が夜間であったため当該物件の供給設備周辺の再調査について、保安監督責任者から担当者に指示し当該物件にて再調査した。 14時00分、6月17日(月)に期限管理で交換した自動切替調整器の切替つまみ部よりガス漏えいを確認した。 14時40分、担当者は社有車に積んでいた代替の自動切替調整器(新品)と交換後、漏えい検査を実施し漏れなしを確認し復旧完了した。 原因は、下記により不明。 2024年10月22日(火)、製造メーカーより製品の圧力検査及び水没調査の結果、ガス漏れなしの報告あり、販売事業者から製品の分解検査を依頼した。 2024年11月22日(金)、製造メーカーより分解検査の結果、ガス漏れに繋がる異常なしの報告あり、今回調査依頼した製品について、製造上の不具合が無い事を確認した。 2024年11月29日(金)、製造メーカーより自動切替調整器のガス漏れ原因についての資料を取得して社内で確認したうえで、今回のガス漏れ事案について、明らかな証拠がなく原因不明であると判断した。	調整器(自動切替式)	(株)桂精機製作所	CA8A	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 今回(原因不明)ではあるが、製造メーカーより入手した自動切替調整器のガス漏れ原因についての資料を参考として、「容器交換時の自動切替調整器への異物混入による漏えい事案」等を社内及び 配送委託事業者に周知し、容器交換作業時の注意徹底と容器交換時等供給設備点検の確実な実施による未然の事故防止、そして定期供給設備点検時の適切な調査点検を実施する。 また、弊社社員は消費者との接点機会時に供給設備周辺に異常がないか確認し、消費者に安心してLPガスをご利用いただける事を周知してLPガスの安心安定供給に努める。
2024/10/16	熊本県荒尾市	C1級	漏えい火災	一般住宅	9:30	調整器とホースの接続部のつなぎが緩いことによる漏えい火災	消費者がボンベから供給管を外し、ゴム管に直接一口ころろに接続し火を着火したあと、20分程度現場から離れて戻ったところ、火が外壁等に燃え移っていたため、家に設置している消火器で消化し鎮火した。 付近の住民が消防に通報し、現場検証が行われた。販売事業者が前回訪問した際、ボンベからコンロに直接接続し使用していたため、不適切な使用はしない様注意していた。 現場は、簡易な屋根や壁でおおわれた小屋(消費者が後から設置した)の内部に充てん容器や調整器等の供給設備が設置されている。 一次原因は、消費者の不適切な使用(調整器から供給管を外し、一口コンロに直接接続し着火したこと)によるもの。 二次原因は、消防によると、調整器とホースの接続部のつなぎが緩く、そこからガス漏れを起こしたことが引火の原因ではないかとの見解である。 なお、供給施設が置かれている周囲に、簡易的な小屋が設置されており、漏れたガスが滞留した可能性がある。	供給管(白管(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・所管行政庁の中小企業振興事務所に事故の概要を通知。 ・販売事業者に対し、事故防止のため消費者への周知及び消費設備調査の徹底を指導する。 ・一般消費者に対する啓発、関係業界に対する周知、注意喚起等を行う。
2024/10/17	埼玉県さいたま市	C2級	漏えい火災	飲食店	9:05	業務用レンジの点火棒用のつまみを誤開放したことによる漏えい火災	開店準備のため、消費者(従業員)が業務用茹で種機とガス式スープレンジに点火し、その場を離れていた。5分後、厨房内に設置していたガス警報器が鳴動し、ガス警報器から異常信号を受信した警備会社からの電話があったため、消費者4人で厨房を確認するもガス漏れ箇所は不明で、換気をしたところガス警報器の鳴動が止んだため様子を見る判断をした。 再度、その場を離れ客席で会議をしていたところ、厨房から異音があったため、駆けつけると業務用茹で種機本体とガス式スープレンジの点火棒用ガスホースの先端が燃えていた。ガス式スープレンジの点火棒用のつまみを閉め、点火棒用ガスホースの先端は足で踏み消して消火に至った。その後、消費者が販売事業者へ事故の連絡を実施した。到着した販売事業者が消費者へ状況の聞き取りを行ったところ、点火棒用のつまみが緩んでおり、意図せず開放状態になっており、漏えいしたガスが業務用茹で種機の炎に引火したことが分かった。 一次原因は、消費者がガス式スープレンジの点火棒用のつまみを意図せず誤開放した状態で立ち去ったため、ガスが漏えいし、使用中の業務用茹で種機の炎に引火したことによるもの。 二次原因は、ガス式スープレンジの点火棒は、1年以上まえから棒部分が欠損し、ガスホースのみが厨房床面に接触している状態であった。レンジ使用の際は、日常的に点火用具で点火していたため、消費者は、何に使用するホースなのか把握しておらず、移動の妨げになるため業務用茹で種機の下部にゴムホースの先端を配置していた。	業務用レンジ	(株)マルゼン	MLSG-066	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して口頭にて再発防止の注意喚起を実施。 対策として、誤開放してしまったガス式スープレンジの点火棒用のつまみは販売事業者が、閉鎖状態で固定した。また、従業員にはガス警報器が作動した際は販売事業者へ必ず連絡する事、燃焼させた状態で厨房から離れないようにする事を周知した。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/10/17	茨城県鹿嶋市	C2級	漏えい	共同住宅	9:30	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2024年10月17日(木)9時30分 水道工事業者が埋設配管を引っ掛けてしまったと販売事業者コールセンターに連絡が入る。 9時33分 コールセンターより販売事業所に出動依頼。 9時37分 出動。 9時49分 現場到着。損傷箇所をLLFAテープにて応急処置。 10時40分 ガス工事業者現場到着 12時48分 ガス配管損傷部メカ継手にて改善 12時52分 気密検査を実施し漏れのないことを確認 13時50分 供給先の漏えい試験を実施。安全を確認し、入居者に説明後、供給再開 一次原因は、水道工事業者がコンクリートを切断中に埋設配管を損傷したことによるもの。 二次原因は、施工業者の認識不足及びオーナーへの他工事に対する周知不足によるもの。	供給管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、各販売所に情報共有を行い、訪問時の声掛け強化を促す。
2024/10/18	山梨県南巨摩郡南部町	C2級	漏えい爆発	飲食店	18:45	調理中の漏えい爆発	・2024年10月18日(金) 18時55分頃、販売事業者安全センターからの圧力低下遮断信号受信の連絡が入り、当該消費者に電話連絡し確認したところ調理中に小爆発があったと判明したため現場へ急行した。(19時05分頃事務所出発)※圧力低下遮断信号は、ガス容器の本弁閉止後、温水使用によるガス給湯器の運転によるもので、小爆発の影響によるものではない。 ・雨天で交通量が多かったため19時40分頃現場着。グリラーでピザを焼き来店客に提供しようとしたところ小爆発を起こした。その際他のガス器具は使用していなかった。なお、来店客及び従業員の人的被害無し、店舗の壁、天井、サッシの一部損壊あり。火災は無し。 ・ガス漏えい検査にて調整器出口から各器具までの漏えい確認を行い漏えいは無し。 ・当日、消防への通報は行っていない。 一次原因は不明 なお、調整器出口から各器具までのガスの漏えいは確認されなかった。 二次原因は不明 なお、メーカーによる消費機器の気密試験及び動作確認を行ったが、異常は見られなかった。トッププレートが変形していることから、ガスカートリッジ等を置いたことによる破裂・爆発も原因として考えられるが、消費者(従業員)に確認したところ、そのようなことはないと言及があった。	業務用焼き物器	リンナイ(株)	RGP-46SV(A)	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県の行った措置としては、情報収集、販売事業者から消費者への注意喚起等の実施 対策として販売事業者は、適切なガス器具の使用方の周知徹底。
2024/10/18	岡山県津山市	C2級	漏えい	共同住宅	11:10	他工事業者(下水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	土木業者より販売事業者支店に2024年10月18日(金)11時10分に受電。下水道工事で集合住宅の通路を掘削中にガス管に当たってガスが漏えい。緊急対応で11時20分に現場に到着。供給配管の本管を破損させている為、ボンベ6本ともすべて閉止。販売事業者への掘削の作業は事前連絡はなかった。 ・埋設深度は約15cm ・埋設位置の表示なし、連絡先は貯蔵庫の警戒標及び各ガスメーターのシールに表示 原因は、土木業者の掘削作業により、集合住宅の通路の埋設部の供給配管の本管が損傷したことによるもの。	供給管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・物件の所有者・管理会社へ他工事事故対策についての周知・啓発。 ・埋設部の経路を標識等で分かるように表示。
2024/10/20	京都府亀岡市	C2級	漏えい	一般住宅	21:30	配管の腐食による漏えい	集団供給されているオール電化閉栓物件(一軒家)から屋外の臭気通報があった。現場を確認すると、当該一軒家の敷地内の立ち上がり管からLPガスが漏えいを感知した。 一次原因は、接手ネジ部にローケティングワイヤーを密着させ防食テープを巻いていたため、マクロセル腐食が発生したと推定される。(配管敷設時の施工ミス※施工会社は販売事業者と別) 二次原因は、配管敷設時の施工ミスとガス配管維持管理不足によるもの。	配管(配管用フレキ管(不明(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、側溝カットをしていない平面集合(導管供給)閉栓先には、閉栓時に配管の維持管理と緊急連絡先を周知・残置管にシール貼付けする。
2024/10/22	岡山県岡山市	C2級	漏えい	共同住宅	14:10	他工事業者(下水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	一般消費者宅(集合住宅)先において、下水道工事業者による工事中に、コンクリートカッターで宅地内の掘削作業を行った際に、埋設されていたガス配管(プラスチック被覆鋼管、供給設備側)を損傷させ、ガスが漏えいした。 ただちに容器バルブ閉止した。そのため、配管内に残っていたガスの漏えい以外の火災、爆発及び人的被害はなかった。応急処置でメカニカル継手を使用しガス漏れが無い事を確認した為、現在供給中。 一次原因は、下水道工事業者が埋設されたLPガス配管をグラインダーで損傷させたことによるもの。 二次原因は、下水道工事業者又はユーザーから当社へ、工事の立会い連絡等の事前連絡が無かったことによるもの。	供給管(塩化ビニル被覆鋼管(不明(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して情報収集。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・既存LPガスユーザーへも軽微な工事の場合でも連絡いただける様に周知徹底を強化するとともに埋設管表示ピンを設置する。 ・破損箇所の埋設深度が10cm程になっている為、基準深度へ配管修繕を行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/10/22	宮城県栗原市	C2級	漏えい	事務所	9:46	安全弁からの漏えい	2024年10月22日(火)09時46分、消費者より販売事業者にガス漏えいの連絡あり。10時13分、販売事業者にて現場一時対応。10時30分、販売事業者にて容器交換対応。漏えいを遮断する特別なキャップを装着し容器を取り外した。販売事業者にて容器及び調整器をメーカーに送り原因調査。原因は、容器及び調整器をそれぞれのメーカーにおいて調査したが、不具合等は確認されなかった。一時的に内圧が上がったため安全弁の正常動作により、ガス漏れが起こったものと推定される。	容器	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故報告書の速やかな提出の指示。 以下の対策を実施。 ・10月29日(火)、販売事業者より事故発生及び対応について電話連絡があり、販売事業者に事故報告書の速やかな提出を指示。 ・10月29日、担当者より消防課担当者へ事故発生と対応について電話連絡。 11月28日(木)に事故報告書(中間)、12月24日(火)に事故報告書(確定)が販売事業者より提出される。 ・今後の対策として、消費者への安全利用の周知徹底と点検時の確認強化に務める。
2024/10/24	埼玉県比企郡ときがわ町	C1級	漏えい火災	飲食店	17:30	業務用めんゆで器の点火操作ミスによる漏えい火災	2024年10月24日(木)14時頃、販売事業者の保安業務委託先の業者は、定期供給設備点検及び定期消費設備調査を実施した。その後、各燃焼器具の点火試験を実施した。業務用めんゆで器の点火を消費者(従業員)に依頼したところ、点火棒が故障していたため、着火ライターにて点火操作を行った。従業員はパイロットバーナーではなく、メインバーナーへの着火を試みた。直ぐに点火せず、しばらくして異常着火が発生した。消費者の従業員は燃焼器具からあふれた炎が顔にあたり、目に違和感を感じ、病院へ自ら向かった。保安業務委託先の業者の調査員も手に炎があたり、軽度な火傷を負ったが、病院は受診しなかった。その後、保安業務委託先の業者から販売事業者へ事故連絡があり、販売事業者の社員が現場へ急行した。消費者の従業員は病院へ向かったが、時間外だったため受診できず、救急車を呼んだ。これにより、消防署が事故を把握し、現場検証を実施した。2024年10月25日(金)8時30分頃、営業開始前に販売事業者が再度訪問し、メーターガス栓から各燃焼器具までの圧力保持による漏えい検査を実施した結果、漏えいは確認されなかった。業務用めんゆで器の点火棒を清掃し、点火棒による点火操作が可能となった。燃焼器具に異常がないことを確認し、営業を再開した。消費者の従業員は病院を受診し、右目を負傷しており、眼帯と瞼きすと痛みがあるとのことだった。2024年10月31日(木)、眼帯は取れており、回復に向かっているとの連絡あり。原因は、着火ライターの使用やパイロットバーナーを使用せずにメインバーナーへ直接着火させるような手順で点火操作を行っており、正しい手順で点火操作が行われていなかったことによるもの。また、漏えい検査後・グリスタップ作業後に十分にエアバージを行われておらず、点火操作の際に直ぐに着火しなかった。そのため点火操作を繰り返したため未燃ガスが滞留し、異常燃焼したと考えられる。	業務用めんゆで器	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 ①漏えい検査後・グリスタップ作業後は十分にエアバージを行ってから点火試験を実施する。 ②点火棒が故障した場合は着火ライターを使用せず、日本瓦斯株式会社またはメーカーへ連絡するように消費者(従業員)に周知した。 ③パイロットバーナーを使用せずにメインバーナーへ着火させようと誤った点火操作を行っていたため、正しい手順で点火させるよう消費者(従業員)へ周知した。 ④新しい業務用めんゆで器へ交換を推奨した。
2024/10/28	京都府宇治市	C2級	漏えい	一般住宅	18:00	消費者が無断でガス管工事を行ったことによる漏えい	消費者が台所流し台壁面にあった、ガス栓取外したガス管(プラグ止め処置有)を水道管だと思い込み、プラグを取外し水道の蛇口を取り付けていた。一般消費者から、ガスが使用できないとの連絡があり、事態が判明。※蛇口(と思いついてはいるが実際はガス管)を開けると水が出てこないため、開けた状態で放置していたとのこと。これらの理由でガスメーターが遮断、メーター復帰が出来ずガスの使用ができなかった。 一次原因は、消費者が無断でガス管工事を行ったことによるガス漏えいによるもの。 二次原因は、消費者のガス配管確認不足によるもの。	配管(白管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、今後、工事する際、ガス配管かどうかを確認し、不明な場合は作業前に必ず弊社や有資格者に確認をして頂くよう、消費者に周知した。
2024/10/29	香川県善通寺市	C2級	漏えい	宿泊施設(旅館・ホテル等)	12:34	液面計の固定ボルトを外す際に誤って台座のボルトを外したことによる漏えい	2024年10月29日(火)午前中に当該施設のバルク貯槽入替を業者により実施。12時34分頃、液面監視用のLPWAを設置工事をしてしたが、誤って液面計の台座のボルトを外してしまい、そこからLPガスが噴出。噴出を止めることが出来なため、消防へ通報し二次災害防止のための対応をとった。ホテル従業員、利用者の避難連絡、消防による近隣住民への自宅待機要請、交通整理のための消防から警察に連絡し、施設前の道路の交通整理を実施、ホテル敷地内の立ち入りも規制された。約2時間後の14時35分ごろにバルク貯槽からのLPガス噴出が無くなった(気化しなくなった)ことによりバルク液面計台座の取り付けを実施してLPガス噴出停止。ガス検知器により漏えい確認を実施し、15時50分頃にホテルへの供給を再開。 一次原因は、液面計の固定ボルトを外す際に誤って台座のボルトを外したことによってLPガスが漏えいしたことによるもの。 二次原因は、工事経験がないものが工事を実施したことによる人員体制に起因するミス。	バルク貯槽	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり また翌30日販売事業者営業所に詳細を確認し、事故発生報告書(急報)を提出した。 併せて販売事業者営業所所長に対して、電話にて再発防止策を検討するよう指導した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・今後、初めて工事を実施する場合は必ず経験者が付き添うこととする。 ・バルク貯槽にLPWA設置工事は当面の間、業者による設置を基本とし、社員が実施する場合は2名体制で実施(1名は経験者)。 ・社内マニュアルを作成し、マニュアルに添って作業を行う。	
2024/10/29	大阪府摂津市	C2級	漏えい	一般住宅	17:30	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2024年10月29日(火)17時30分ごろ、一般住宅解体工事中に液化石油ガス配管(灯外立管)を破損し、液化石油ガスが漏えいする。解体工事業者から都市ガス事業者に連絡が入り、18時24分ごろ都市ガス事業者従業員が現地に到着し、破損分の配管及び上環部のプラグ止めにて修理完了。その後、19時15分ごろ、都市ガス事業者から連絡のあった販売事業者が現地に到着し、修理状況を確認する。(当該設備は、9月24日(火)に閉栓・マイコンメーター撤去済みであった。) 一次原因は、解体業者が解体工事中に液化石油ガス配管(灯外立管)を破損したことによるもの。 二次原因は、解体業者(他工事業者)がガス配管があることを確認せずに作業を行ったことによるもの。	供給管(不明(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	府の行った措置としては、当市の本事業覚知日時は、2024年10月31日(木)11時00分、販売事業者から加入電話であり、修理状況及び配管撤去状況を確認し、日程調整後、2024年11月7日(木)13時00分に現地確認を実施する。その際、工事業者に対して工事の際は一報するよう周知すること及び埋設管の表示(明示シール等の貼付)を徹底することを販売事業者に伝える。 対策として解体等の工事の際、販売事業者に対し埋設管の表示(明示シール等の貼付)を徹底すること及び、工事業者に指示販売事業者へ一報するよう周知すること。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/10/29	鹿児島県南さつま市	C2級	漏えい	一般住宅	14:20	他工事業者(解体工事業者)に伴う供給管損傷に伴う漏えい	2024年10月29日(火)14時20分頃、解体業者が集合住宅の解体工事中に、誤ってガス配管を折損させてしまいガスが漏えい。解体業者が閉栓処理して漏えいは止まる。 14時23分、解体業者から保安機関に連絡。 14時27分、保安機関から販売事業者に連絡。 14時40分、販売事業者社員が現場に到着、プラグ止め後に漏えい検査を実施し、供給再開した。 一次原因は、建物老朽化に伴う解体作業時、ガス配管を壁固定から外し、手前に傾けたところ、建物基礎からの配管露出部の接手に負荷がかかり折損したことによるもの。 二次原因は、当該現場は、戸建て3軒に対して1か所供給であり、そのうち空室だった建物を解体していた。1か所供給のため、解体建物にはガス容器がない事から、ガスは供給されていないと解体業者が思い込み、販売事業社に連絡がなく、一次原因に繋がったと推定される。	供給管(白管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故概要を整理し、事故報告書等を作成、提出するよう指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・供給中の2軒について、それぞれに容器を設置し、1箇所供給から個別供給に変更する予定。 ・他工事による事故防止策として、物件所有者や管理会社など消費者に対して、ガスとは関係のない工事でも連絡を頂くよう再度徹底予定。
2024/11/4	北海道札幌市	C2級	漏えい	共同住宅	19:25	調整器下の供給管継手(ユニオン)部の接続不良による漏えい	2025年11月4日(月)19時25分、当該物件の消費者が「エントランス付近がガス臭い」と消防へ通報した。 保安機関の臨場有り、消防が建物1階エントランスでガス臭を確認した。 保安機関が、供給設備調整器下の供給管継手(ユニオン)部分でLPガスの漏えいを確認。 21時51分、当該継手の増し締めを行い、LPガスの漏えいがないことを確認した。当日中にLPガス販売事業者が漏えい検査を実施し、異状がないことを確認した。人的及び物的損害なし。 一次原因は、調整器交換が3年前に実施されていたことから、容器交換時の負荷蓄積と推定される。 (容器/バルブと集合装置集合管を接続している高圧ホースの長さに余裕がなく、容器交換の度に高圧ホースが集合管を引っ張り、集合装置全体が「T」形レンガを回す要領と同じように少しずつ正逆の回転を繰り返したことで、継手箇所が緩んだと推定。) 二次原因は、ガスメーターの警報表示が「BR(微小漏えい)」を表示していたにも関わらず、原因の確認と調査を怠ったことによるもの。	供給管(その他(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対してLPガス漏えい事故及び原因について、容器交換時等供給設備点検の委託事業者と情報共有を徹底するよう要請した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・毎月の検針時にガスメーターの警報表示を確認した際は、原因の確認と調査を徹底する。 ・容器の配送業者に、容器交換時は配管等に過度な負荷を与えないよう慎重に交換するよう伝達する。
2024/11/7	長崎県長崎市	C2級	漏えい	一般住宅	14:15	他工事業者(外構工事業者)に伴う供給管損傷に伴う漏えい	2024年11月7日(木)14時15分頃、住宅会社社員から「戸建て住宅の外構工事の掘削作業中に重機にてガス管を損傷させガスが漏れている」と販売事業者へ通報有り。二次災害防止のため、販売事業者から当該通報者に対し、まずはガス管の損傷部分を布等で覆うよう応急処置を依頼するとともに、販売事業者社員が現場へ急行した。 20分弱で現地に到着し供給管(埋設配管:PLS-15A)の損傷を確認。当該住宅はバルクによる集団供給先の一つであったが、オール電化でガスの供給はなかった。当該損傷配管を撤去したうえ、プラグ止めを施工した。埋設箇所付近に埋設管の存在を示す表示等はなかった。 一次原因は、外構工事の施工業者が、埋設管の存在を認識しないまま掘削作業に入ってしまったため、使用していた重機が埋設管に接触し損傷したことによるもの。 二次原因は、外構工事業者から販売事業者に対し、事前に工事実施の連絡がなかったため、販売事業者の立会い及びガス配管経路の説明がなされなかったことによるもの。また、現地にも埋設管の表示類がなかったことから、外構工事業者がガス管の埋設位置を把握できなかった。	供給管(ポリエチレン被覆鋼管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し、工事予定について住宅会社や工事業者との事前の情報共有を徹底するなど、再発防止に努めるよう指示した。 対策として、販売事業者から住宅会社や工事関係者に対し、集団供給エリアなど埋設管が存在する場所での工事予定がある場合は施工前に必ず販売事業者へ連絡し、着工前にガス管理設置位置を照会するよう注意喚起を実施。また、販売事業者においても、埋設管の存在を示す標識シール等に位置表示を行うよう努める。
2024/11/8	千葉県船橋市	C2級	漏えい火災	事務所	20:00	ガス湯沸器と燃焼器用ホースの接続不良による漏えい火災	ガス湯沸器と燃焼器用ホースの接続からガスが漏えいし、当該付近から出火した。直ちにガス栓を閉めて鎮火した。 一次原因は、ガス湯沸器と燃焼器用ホースの接続不良によるもの。 二次原因は、液化石油ガス設備工事後に点火テストを行ったが、出漏しなかったため、ガス湯沸器を取り外して点検を行った。ガス湯沸器再設置において、適正な接続を行わず、更にその後の漏えい試験において末端ガス栓を「開」にせず、「閉」の状態での漏えい試験を行ったことによる。 なお、当社マニュアルでは、漏えい試験時は末端ガス栓を「開」にすることが定められている。	末端ガス栓(使用側)	(株)精機機製作所	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンBあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故報告書の提出を指示した。 対策として販売事業者は、ガス湯沸器と燃焼器用ホースの接続部で緩んでいた接続ネジを増す締めした後、漏えい試験を行い合格。今後、マニュアル通りの手順で作業を行うことを徹底。
2024/11/14	愛媛県鬼北町	C2級	漏えい	一般住宅	11:00	他工事業者(水道工事業者)に伴う配管損傷に伴う漏えい	・水道管工事のため、工事業者の作業員が地面(コンクリート)の掘削作業を行っていたところ、LPガス消費設備の埋設配管を誤って切断し、ガスが漏えいした。 ・工事業者は配管の切断、ガス漏えいを覚知しなかったが、マイコンメータがガス流量超過(C表示)を検知し、ガス供給を停止していた。 ・マイコンメータの遠隔監視を行っていた販売事業者が異常を覚知し、現場へ臨場し、漏えいが停止していることを確認するとともに、供給系統の緑切りの措置を講じた。 ・出火・爆発等の被害なし。 原因は、他工事業者(水道工事業者)による埋設配管の切断によるもの。また、水道工事業者による土地所有者等への埋設物の事前確認(聞き取り調査等)不足もあり。(設計及び施工段階において、当該箇所の地下埋設物への認識が薄く、確認を実施しなかったとのこと。)	配管(不明(不明(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器不明 ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報不明 ・業務用換気警報器不明	県は以下の措置を実施。 ・販売所・水道工事業者からの事情聴取。 ・水道工事業者に対しては、ガス事業者への照会等を含めた埋設配管の事前確認の実施を徹底するよう指導した。 ・販売所に対しては、工事業者から埋設配管に関する照会があった際には、適切に情報提供を行うよう指導したほか、速やかな事故報告の徹底を強く指導した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・水道工事業者においては、今後の掘削工事等の施工前に、ガス管の有無、位置等の確認を徹底することである。 ・12月13日(金)に、切断配管の修理と安全確認を終了。(分岐して離れへ向かう配管の切断部分の配管を交換)。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/11/15	長野県松本市	C1級	漏えい 爆発・火災	一般住宅	4:54	原因不明の漏えい 爆発・火災	・2024年11月15日(金)8時12分 第一出動の保安機関から販売事業者へ通報、担当者が出動 ・ポンベ20kg×2本を引き上げ ・消防本部からは「ガス警報器が作動し、消費者がスイッチ(何かは不明)を入れたらガス爆発のような状況が発生した」とのことであったが、火災により全焼しているため原因不明。 ・人的被害は、喉のやけど(中等症・3週間程度) 原因は、消費者の証言より、電気スイッチを入れたところ、何らかの原因で漏れたガスに引火し火災となったと推定される。	不明	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故状況のヒアリング。 ・事故届の提出を指示。
2024/11/18	福井県福井市	C2級	漏えい	学校等	7:00	供給管理施設 からの漏えい	通報システムを設置しメーター異常を管理。2024年4月30日(火)、保安点検実施 11月5日(火)、圧力低下遮断の通報有り。当社担当が現場確認に訪問。メーター異常表示がなかったため、異常なしと判断。後日聞き取り調査時、同敷地内にメーターが9ヶ所有り、違うメーターを確認していたことが判明。 11月18日(月)、ポンベ配送。 11月15日(金)の自動検針で指針が進んでいたため、配送員がポンベ交換に訪問。圧力低下遮断表示がでていたため、復帰ボタンにて解除を試みたが復帰確認中遮断になるため、販売事業者にて連絡が入り、担当者が訪問。 自記圧力計にて検査したところガス漏れを確認、使用を停止し調査。埋設部2ヶ所からガス漏れを確認。 露出配管に変更工事の段取りを行う。 11月28日(木)、露出配管変更工事完了。 通報が来た際に違うメーターを確認したこと、また使用者がほぼ使用しないことが、ポンベ配送まで発見が遅れた原因。 一次原因は、ガス検知器にて確認したところ、埋設部2ヶ所からガス漏れの反応がでてため接続部の緩みと推定される。 二次原因は、埋設部付近で行われた舗装工事の際の振動も影響したと推定される。	供給管(PE管 (本管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・販売業者に対して、露出管での供給ができないか検討するよう指示した。 ・県内販売事業者に対して、埋設管の腐食劣化がないか改めて確認するよう周知した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・同敷地内9ヶ所のメーターに当社登録名及び当社消費者コードを記入し、訪問の際、登録名と消費者コードで2重チェックを行う。 ・だれが訪問してもわかるよう、当社消費者マーキング用の地図に見取り図を貼り付けし、訪問の際は事前確認を行う。 ・本件については、県から対策に係る検討指示の結果、11月28日に埋設配管をやめて露出配管へ変更した。
2024/11/18	熊本県菊池市	C2級	漏えい	共同住宅	13:00	他工事業者(設備 工事業者)による供給管 損傷に伴う漏えい	集合住宅新築工事に伴う給排水引込工事で、隣接する既存集合住宅の敷地内掘削中にガス埋設管(PE管)を重機にて損傷、ガス漏れが発生した。販売事業者(保安機関)による現地対応にて、中間ガス栓を閉止し漏えいを停止させ、新規配管材料にて漏えい箇所の配管入替を行った。 一次原因は、他工事業者(設備業者)が埋設管を踏って損傷させたことによるもの。 なお、事前に現場監督・設備業者・外構業者と工事内容・日程・埋設管の位置関係について打合せを行っていたが、設備業者が無断で着手して埋設管を損傷させた。 二次原因は、他業者のガス管損傷における危険性の認識の低さによるもの。	供給管(PE管 (本管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故届の提出指示 ・原因究明、事後対策の検討指示 ・関係団体への周知 対策として販売事業者は、事前打ち合わせにおける、ガス管損傷による危険性の周知。
2024/11/21	大阪府堺市	C2級	漏えい	一般住宅	11:05	他工事業者(水道 工事業者)による配管 損傷に伴う漏えい	水道工事業者が漏水修繕工事で浴室内からコアドリルで外壁貫通工事を行っていた際、ガスメーターと給湯器の間のフレキ管をドリルで破損させIPガスが漏れ出した。直ちにガスメーターの遮断機能(G遮断)が作動し、漏えいは停止。水道工事業者と販売事業者が連絡を取り状況確認後に管轄支店の社員が駆け付け、破損したフレキ管を撤去、新たにフレキ管引き直して修繕完了。修繕後の気密試験及び漏えい試験異常無し確認して作業完了する。 一次原因は、他工事業者がガス管を破損させたことによるもの。 二次原因は、他工事業者が壁貫通させた事と、事前にガス壁裏の状況(ガス配管有無等)確認及びガス業者への確認の連絡を怠り作業を行ったことによるもの。	配管(配管用 フレキ管(本管 (露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	府の行った措置としては、販売事業者に対して原因究明及び再発防止対策の実施を指導する。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・工事業者にに対しガス配管等の状況確認を行ってから工事を行って頂くよう周知。 ・保安機関として従前より消費者に対して依頼されている、ガス配管近辺でのリフォーム等の他工事が発生する場合の事前連絡を継続実施する。
2024/11/23	島根県江津市	C2級	漏えい	宿泊施設 (旅館・ホテル等)	9:30	バルク貯槽プロ テクタ内蒸発器 の経年劣化による 漏えい	2024年11月23日(土)09時頃、消防あてに市内のホテルでガス臭がするとの通報があった。消防職員が現場に出動しガス検知器にて漏えい確認をしたところ、ホテルに設置のバルク貯槽付近でガス検知アラームの発報を確認した。 10時00分頃、消防より連絡を受けた販売事業者従業員が現場確認をすると、バルク貯槽プロテクタ内蒸発器付近よりガスが漏れ出して、蒸発器付近の漏れのため、液取り出し弁を閉じて漏えいを止めた。液取り出し弁を閉じたことにより液相からの供給は停止させたが、気相からの供給は継続されている。 メーカーに確認したところ、漏えい箇所は蒸発器内サーモバルブの部品と推測され、漏えい原因としてはパッキン類(Oリング)の経年劣化によるものと推測されるとのことであった。 11月24日(日)午前中、メーカー担当者により漏えい推測箇所であるOリングの交換が行われ、漏えいがないことを確認したため、液相からの供給も再開した。 一次原因は、バルク貯槽プロテクタ内蒸発器のサーモバルブ付近のパッキン類(Oリング)の経年劣化に伴う摩耗および硬化によるもの。 二次原因は、2015年のバルク設置以降、メーカーによる点検を実施していなかったことによるもの。 なお、メーカー推奨点検期間は、消耗品については3年1回。	バルク貯槽	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンその他あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては事業者に対して事故情報の報告及び迅速な報告を求めた。また、消防本部より聞き取りを実施した。対策として販売事業者は、メーカーによる点検をおこなうことで、不具合が起らないように務める。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/11/28	北海道札幌市	C2級	漏えい火災	共同住宅	9:30		2024年11月28日(木)10時59分、当該物件の工事業者が「工事中にガス管を切断して一時的に火花が出た」と消防へ通報した。消防により居室内ハイブスペースの焼損状況の確認を行った。当該工事業者が粉末消火器で消火対応済みであった。当日中に液化石油ガス販売事業者が供給管の交換作業と漏えい検査を実施し、異状がないことを確認した。 一次原因は、電動ノギリにより居室ハイブスペース内の給水管の切断作業中に液化石油ガスの供給管を損傷したことで、切断時の火花が漏えいしたガスに引火して火災化したことによるもの。 二次原因は、水道工事業者が液化石油ガスの供給管を誤って損傷したことによるもの。	供給管(その他(本管(隠い部))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対して他工事業者が工事を実施する時は、工事内容やガス管の有無等、情報共有を徹底するよう要請した。 対策として販売事業者は、消費者に対しLPガスに関わらない工事であっても敷地内で工事を行う場合は、工事内容及び工事日程の連絡をもらうよう周知する。また、必要に応じて現地で工事業者と打合せを行い、類似した事故防止に務める。
2024/12/4	神奈川県座間市	C2級	漏えい火災	飲食店	10:00		ヒューズコックガス栓に接続されているガス栓用プラグからガスが漏えいし、そこから出火。 一次原因は、ガス栓用プラグが変形し、そこからガスが漏えいしたことによるもの。 二次原因は、ガス栓用プラグがガス炊飯器からの近距離にあり、熱の影響を受け、変形したことによるもの。	末端ガス栓(使用側)	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故報告書の提出を指導。 対策として販売事業者は、熱の影響を最も受け、変形したガス栓用プラグを外し、直接ガスコードがヒューズコックと接続できるよう、タイプが異なるヒューズコックに変更。(12月5日(木)に当該箇所含め計3箇所施工)最終的には、ヒューズコックの高さを約200mm上げることで更にガス炊飯器の熱の影響を受けないように施工予定。
2024/12/4	大阪府茨木市	C2級	漏えい	共同住宅	1:40		2024年12月4日(水)1時40分ごろ、消費者からガス臭がすると通報あったため、消防隊が現場に出動し、ガス検知器によりボンベ庫周辺でガスを検知。販売事業者が到着後、調査したところ調整器本体吸気口よりガス漏れを検知したため、調整器を代替品に交換し、復旧。不良調整器についてはメーカー調査を実施。「圧力異常、長時間の安全弁作動」といった現象を確認することはできなかった。 原因は、あくまでも推定となるが、二次側調整器の弁ゴムシート面に一時的に噛み込んだ異物によって、十分な気密が保たれず、出口側圧力が上昇して、安全弁よりガスが放出された可能性が考えられる。また、一次側調整器内部に侵入した鉄錆による気密不良の影響を及ぼした可能性も考えられる。 なお、二次側調整器弁ゴムシート面に噛み込んだ異物の侵入時期・侵入経路を特定することは困難な状態である。	調整器(自動切替式)	富士工器	RH20R	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	府の行った措置としては、販売事業者に対して事故届の提出及び同様事故防止対策を講じること。また、事故報告等については発生後すみやかに報告するよう口頭指導。 対策として販売事業者は、調整器及び高圧集合管を新品に交換し、復旧済み。
2024/12/5	神奈川県葉野市	C1級	漏えい爆発・火災	飲食店	21:30		・2024年12月5日(金)21時30分 消費者から業務用オープンが爆発したと一報があり、緊急対応の委託先である保安機関が出動 ・21時58分 現着後、火災等の被害確認し店主(女性)へ状況の確認を行い、右腕に軽いやけどと頭髪の焦げ、オープンの爆発により扉が開き縁から煙にかけて打撲を確認。 ・22時05分 漏えい検査を行いガス漏えいが無いことを確認し、応急処置としてガスメーターの閉栓を指示し使用禁止とした。 ・10時00分 翌日、販売事業者担当者が訪問し、該当機器の接続を切り離し作業を行い、気密・漏えい試験後メーター開栓し供給を再開した。 原因は、事故前日に機器使用後点火レバーを戻さずにガス元バルブで消火したことで、失火状態となった。事故当日、機器使用時にガス元バルブを開けたところオープン庫内にガスが滞留し着火と同時に爆発を起こしたことによるもの。	業務用オープン	タニコー(株)	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故届の提出を指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・消費者による操作ミスに起因する事故であるため、操作方法の説明と安全機能付機器への交換を推奨。既設機器を使用する場合、メーカーによる修理を行ったうえで再度使用するよう指導を行った。 ・同様の機器を使用している業務用先へ使用方法に関する周知を行う。
2024/12/5	福井県越前市	C2級	漏えい	一般住宅	9:27		検針での月次点検時にメーターのBR表示を発見し、自記圧力計で測定したところ、微小漏えいを確認。消費側の埋設配管をすべて露出配管にする工事を即日行い、その後、電気式圧力計で測定したところ、漏れがないことを確認した。 原因は、1989年に建築した時と同時にガスの埋設配管が敷設されたため、腐食劣化によるガス漏えいによるもの。	配管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・販売業者に対して、配管の取替と露出管での供給ができないか検討するよう指示した。 ・県内販売事業者に対して、埋設管の腐食劣化がないか改めて確認するよう周知した。 対策として販売事業者は、消費側配管が埋設配管(配管材料が白管での配管)の消費者に対して埋設管漏えいに関する注意喚起ならびに配管改修を推奨するお知らせを配布する。保安担当者および配送担当者は、埋設配管がある消費者に対して対面での説明を今一度徹底し、埋設配管を少しでも減らしていく努力を従業員一同行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/12/6	埼玉県川越市	C2級	漏えい	一般住宅	10:00	他工事業者(水道工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2024年12月6日(金)、水道設備業者が現場で水道工事をしていた時、コンクリートを切断する作業中にガスを誤って切断した。9時40分頃、水道設備業者がLPガス管を破損し、ガスメーターが遮断した。ガスメーター遮断時の指針と復帰後の指針の差から、漏れたガスの量は5L未満と推測される。水道設備業者は、作業中にガス管の破損に気づき、10時42分に販売事業者に連絡した。10時56分、販売事業者が現場に到着し、ガス管の補修作業を実施した。ガス管の補修作業は13時15分に完了し、ガス供給が再開された。当日中にガス管の交換作業が完了し、ガス供給が再開された。一次原因は、水道設備業者の認識不足によるものであり、水道設備業者から販売事業者に工事の連絡があれば、漏えい事故を防ぐことができたと考えられる。二次原因は、現在、消費者に配付している周知文書には「ガス以外の工事によるガス管損傷の事故が起きています。ガス以外の工事を行う場合には必ずLPガス販売事業者にご連絡ください。」との記載があるが、口頭で読み上げた後に周知文書を配布しており、容器配送時や集金時など定期周知以外での訪問の際には、外構工事などをずる場合は販売事業者へ連絡をするなどの周知を特に実施していなかったことによるもの。そのため、消費者から水道設備業者に対して、「ガス設備に注意するよう」に促してもらえよう十分な周知が出来ていなかったと考えられる。	配管(塩化ビニル被覆銅管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・現在、消費者に配付している周知文書には「ガス以外の工事によるガス管損傷の事故が起きています。ガス以外の工事を行う場合には必ずLPガス販売事業者にご連絡ください。」との記載があるが、定期周知(最長2年に1回)の間隔では消費者への周知は不十分であるため、容器配送時や集金時など、機会があるごとに消費者に注意を促すこととした。 ・関係官庁への事故発生時の報告につきましては、担当者不在であってもスムーズに連絡が出来るような運用方法を策定する。
2024/12/7	埼玉県所沢市	C2級	漏えい	共同住宅	2:30	調整器下流部のユニオン及びパッキン不具合による漏えい	消費者から圧力低下遮断の報告があり、現場確認を実施。ガス切れだったため、営業所から30kgLPガス容器を1本を運搬して容器の交換を行った。気密検査を実施したところ、調整器下のユニオン部からLPガスの漏えいを確認した。増締めにより改善したため供給を再開した。後に再訪問し確認を行ったが、LPガスの漏えいは確認できなかった。事故原因についてユニオンの劣化が考えられるため、部材とパッキンを新品に交換した。最後に漏えい検査を実施して問題なかったことから、作業を完了した。原因は、調整器下流部のユニオン及びパッキンに不具合が発生したことによるもの。	調整器(自動切替式)	(株)桂精機製作所	HLHEK-30BFZ	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	原因不明につき未記載
2024/12/7	千葉県香取郡多古町	C2級	漏えい	その他(グランピング施設)	9:00	消費者(人工芝シート設置工事)による供給管損傷に伴う漏えい	コールセンターへ地中の配管を傷つけてしまいガス臭いと連絡があり、シリンドーバルブ閉止を依頼した。現場到着後、メーターのC遮断を確認し、損傷した配管系統を取り外しプラグ止めを実施し、気密漏えい検査を行い異常がないことを確認した。一次原因は、人工芝シートを敷くためにU字型固定ピンを打ち込み、埋設配管を損傷させたことによるもの。二次原因は、消費者の認識不足及び消費者に対する配管経路の周知不足によるもの。	配管(金属フレキ管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して事故報告書の提出を指示した。 対策として販売事業者は、各販売所に事例の情報共有を行い、訪問時に消費者への声掛け強化を促す。
2024/12/10	長野県長野市	C2級	漏えい	一般住宅	15:00	他工事業者(下水工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2024年12月10日(火)9時00分頃～14時00分頃の間で(正確な時間は不明)、建築業者が下水管掘削工事中に誤って供給設備である埋設PEガス配管を重機で破損し、ガスが漏えい。建築業者は他ガス業者へ連絡し、他ガス業者は自社配管と間違えて配管の損傷復旧工事を施工。他ガス業者による復旧工事後、配管が販売事業者の供給設備であることが判明。15時00分頃、他ガス業者は、販売事業者営業所へ復旧工事を施工した旨連絡。販売事業者が現場に到着し、施工箇所の不備がないことを確認。供給全世帯(15世帯)に気密試験を実施し、供給設備に異常がないことを確認。17時00分頃、ガスの供給を再開。 (参考) ・当該供給設備は、15戸の戸建住宅に集中供給(損傷箇所から末端までの供給先は無し) ・損傷箇所周辺には埋設管(埋設深度1.2m)の表示杭の設置はあったが実際の埋設箇所より30cm程度東側へずれていた。 一次原因は、重機による埋設PEガス管の損傷によるもの。 二次原因は、施工業者から販売事業者に対して工事を旨の事前連絡が無かったために、供給停止や、立会等の対策が取れなかった建築業者による不注意ガス管理表示杭の位置がズレていたことによるもの。	供給管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者への聞き取り調査を実施。他工事による事故が連続して発生していることから、対策を検討し事故報告書に記載するよう依頼。 対策として販売事業者は、賃貸物件に関しては入居者、オーナーあるいは管理会社に、持家に関しては世帯主に対して、注意喚起が行えるよう自社HP上にて掘削工事等を行う際は自社へ連絡する旨と連絡先を掲載し、現地立会い若しくはガス配管図面の提示ができることを周知できる体制をとった。
2024/12/10	福井県越前市	C2級	漏えい	一般住宅	13:26	原因不明の漏えい	消費者からの連絡でガスメーター表示Cの合計流量遮断の連絡を受ける。ガス漏えいを確認。会社事務所でガス使用のため、ガスが使えなくても困ることはなく、改修工事の許可がすぐにもたえず、ガス供給をすべて遮断し、消費者の回答待ちをする。その後、消費者からの連絡で電化になるとの報告を受け、2024年12月11日(水)供給設備の撤去を行う。原因は、埋設配管材料がポリエチレン管を使用しているため、確証は得られていないが、何らかの外的要因が加わった可能性が推定される。	配管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・販売業者に対して、露出管での供給ができないか検討するよう指示した。 ・県内販売事業者に対して、埋設管の腐食劣化がないか改めて確認するよう周知した。 対策として販売事業者は、消費側配管が埋設配管(配管材料が白管での配管)の消費者に対して埋設管漏えいに関する注意喚起ならびに配管改修を推奨するお知らせを配布する。保安担当者および配送担当者は、埋設配管がある消費者に対して対面での説明を今一度徹底し、埋設配管を少しでも減らしていく努力を従業員一同行う。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/12/13	茨城県古 河市	C2級	漏えい	一般住宅	11:00	他工事業者(解体工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	<ul style="list-style-type: none"> 元々、事件発生場所の住宅はA販売事業者の小規模団地の集団供給(計7世帯)先の一つであったが、現在はB販売事業者へ供給元が切り替わっている。 当物件の配管は切替えの際にB販売事業者が付け替えたが、一部道路側に元々の集団供給配管が残っている形だった。 その後、当物件は空家となったため、B販売事業者が供給設備等を撤去した上で解体作業がなされていた。 事故発生日時、解体業者からガス臭がするとB販売事業者に連絡があったため確認したところ、A販売事業者の配管を破損し漏えいしていることが分かったため、B販売事業者はA販売事業者に連絡を行った。 A販売事業者が現場へ到着すると、B販売事業者が容器バルブを閉止させており漏えいはいしていない状態だった。 一次原因は、解体業者が供給配管を損傷したことによるもの。 二次原因は、解体業者がガス配管に気付かなかったことによるもの。 	配管(白管(本管(不明)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ガス放出防止器不明 マイコン不明 ヒューズガス栓不明 自動ガス遮断装置不明 CO警報器不明 集中監視システム不明 ガス漏れ警報不明 業務用換気警報器不明 	対策として販売事業者は、他工事業者への注意喚起。
2024/12/16	富山県富 山市	C2級	漏えい	その他 (住宅団地)	11:40	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	<p>2024年12月16日(月)11時40分、当該住宅団地の水道工事に際し、他工事業者が重機で道路を掘削したところ、集団供給用の液化石油ガス埋設供給管が折損し、ガスが漏えいした。他工事業者からの連絡を受け、保安機関の職員が現地に急行し、ガス供給元の容器弁を閉止し、ガスの供給を停止した。</p> <p>16時45分、販売事業者が仮設工事を実施し、気密試験・漏えい試験実施後、ガス供給を再開した。</p> <p>一次原因は、他工事業者が販売事業者へ事前連絡なく単独で掘削工事を実施し、配管を折損したことが直接的な原因と推定される。</p> <p>二次原因は、工事前に他工事業者と販売事業者の間で協議が行われていたが、事故当日は事前連絡、工事立会はなかったことによるもの。</p>	供給管(PE管(継手部(埋設部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ガス放出防止器あり マイコンあり ヒューズガス栓あり 自動ガス遮断装置あり CO警報器なし 集中監視システムあり ガス漏れ警報器あり 業務用換気警報器なし 	県の行った措置としては、販売事業者に対して高圧ガス保安法第63条に基づく事故届を提出することを指示した。 対策として販売事業者から供給管が埋設されている旨再度周知するとともに、掘削工事等を行う際には工事の都度事前連絡をするよう、案内を実施する。
2024/12/20	長崎県諫 早市	C2級	漏えい	一般住宅	10:55	他工事業者(下水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	<p>2024年12月20日(金)10時55分頃、管工事業社社員から「住宅前の道路にて下水管工事の掘削作業中にガス管を損傷させガスが漏れている」と販売事業者へ通報有り。当該ガス管は4戸への集中供給(50kg×3本 当該宅以外は全て閉栓中)に係る埋設の供給管であったため、販売事業者から当該通報者に対し、まずはガス管の損傷部分を布等で覆うよう応急処置を依頼するとともに、販売事業者社員が現場へ急行した。約20分後に到着後、埋設配管(PE 25A 埋設深度約70cm)の損傷を確認し供給側のガス栓を閉止するとともにテープにて応急措置部の補強を行った。その後、同日15時00分より一部配管替えによる修繕工事を開始し15時50分頃に復旧完了した。</p> <p>(※埋設箇所付近には埋設管の存在を示す表示等はなかった。)</p> <p>一次原因は、下水道工事の施工業者が、埋設管の存在を認識しないまま掘削作業に入ったため、使用していた掘削用機器が埋設管に接触し損傷したことによるもの。</p> <p>二次原因は、下水道工事業者から販売事業者に対し、事前に工事実施の連絡がなかったため、販売事業者の立会い及びガス配管経路の説明がなされず、また、現地にも埋設管の表示類がなかったことから工事業者がガス管の埋設位置を把握できなかったことによるもの。</p>	供給管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ガス放出防止器なし マイコンあり ヒューズガス栓あり 自動ガス遮断装置なし CO警報器なし 集中監視システムなし ガス漏れ警報なし 業務用換気警報器なし 	県の行った措置としては、販売事業者に対し工事予定の工事業者との事前の情報共有、埋設位置への表示を進める等、再発防止に努めるよう指示した。 対策として販売事業者から工事関係者に対し、集団供給エリアなど埋設管が存在する場所での工事予定がある場合は施工前に必ず販売事業者へ連絡し、着工前にガス管埋設位置を照会するよう注意喚起を実施。また、販売事業者においても、埋設管の存在を示す標示ピン等にて位置表示を行うよう努める。
2024/12/20	鳥取県鳥 取市	C2級	漏えい	共同住宅	22:13	供給管(埋設管)の腐食による漏えい	<p>LPガス集合装置出口埋設配管立ち上がり部の継手の腐食によるガス漏れ事故。アパート消費者がガス臭に気付く、別の販売事業者Aへ連絡。販売事業者A社員が点検したところ、当該アパートに設置しているボンベ収納庫付近からのガス漏れを確認後、ガス供給業者である販売事業者Bに連絡を入れる。</p> <p>緊急時対応担当者が出動し点検した結果、上記記載の箇所からのガス漏れを確認、即座にガス供給を停止する。当日は深夜ということもあり修繕作業は行わず、翌日に作業を実施し作業終了後漏れのないことを確認したのちガス供給を再開する。</p> <p>原因は、配管の腐食によるもの。</p> <p>※配管の錆つきは確認していたが、容器交換時等供給設備点検(2024.11.22)、定期供給設備点検(2023.5.15)時にガス漏れのないことを確認しており、この間から事故発生時までガスメーターのガス漏れ検知の表示はなし。</p>	供給管(ポリエチレン被覆銅管(本管(埋設部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ガス放出防止器あり マイコンあり ヒューズガス栓あり 自動ガス遮断装置(耐震)あり CO警報器なし 集中監視システムなし ガス漏れ警報器あり 業務用換気警報器なし 	県は以下の措置を実施。 ・情報収集及び産業保安監督部への報告。 ・事業者に対し、事故発生時の報告について、改めて速やかに行うよう指導した。 対策として販売事業者は、漏れ確認後ガス供給を停止し、翌日漏れ箇所の修繕作業を実施。
2024/12/21	千葉県八 街市	C2級	漏えい	一般住宅	12:25	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	<p>2024年12月21日(土)解体業者より地面掘削中に集団供給している埋設ガス配管を傷つけたと販売事業者に連絡が入り緊急出動。12時50分現場到着し埋設されたPE管より漏えいしていることを確認。一時対応でPE管を折損し、漏えい無しを確認。17時25分破損部分を改善し、キャップ止めににて補修。漏えい検知液で漏えいしていないことを確認して現場を撤収した。</p> <p>一次原因は、解体業者が地面掘削中に埋設ガス配管を引っ掛けたことによるもの。</p> <p>二次原因は、解体業者の情報共有の不足によるもの。</p> <p>なお、12月16日(月)に事前に道路側で埋設ガス管をキャップ止めし解体業者に説明したが、説明した下請け業者がで事故を起こした元受業者に対して情報共有をしていなかった。</p>	供給管(PE管(本管(埋設部)))	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ガス放出防止器なし マイコンなし ヒューズガス栓なし 自動ガス遮断装置なし CO警報器なし 集中監視システムなし ガス漏れ警報なし 業務用換気警報器なし 	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 事故届書の提出を指示。 キャップ止め後に被災箇所にて気密・漏えい試験を行っていないかったので実施を指示。 対策は販売事業者で検討中。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時間	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2024/12/21	岡山県岡山市	C2級	漏えい	一般住宅	12:05	他工事業者(リフォーム工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	一般消費者宅(個人住宅)先において、リフォーム業者による下水工事中に、屋外コンクリート部のハツリ作業を行った際に、埋設されていたガス配管(白配管10A)の立ち下り部分が損傷し、ガスが漏えいする。 リフォーム工事業者の従業員が販売事業者に12時05分に通報。ポンペは、ハツリ作業中にガスが漏れる音と匂いがした為、すぐにリフォーム工事業者によって閉止される。販売事業者従業員が緊急出勤し、12時25分に現場に到着。販売業者へのハツリ作業の事前連絡はなし。 応急処置で埋設部の配管仮設工事にてガスフレキを使用。ガス漏れが無い事を確認した為、現在供給中。 一次原因は、コンクリート中の埋設配管は白管の為、すでに腐食している状況であり、リフォーム工事業者がコンクリートのハツリ作業を行った振動によって、腐食していたガス配管が破損したことによるもの。 なお、直接ガス配管にハツリ機械は、接触していない。 二次原因は、リフォーム工事業者又はユーザーから販売業者へ、工事の立会い連絡等の事前連絡が無かったことによるもの。	供給管(不明(不明(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して情報収集。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・既存LPガスユーザーに対し、軽微な工事の場合でも販売業者へ連絡するように周知徹底を強化するとともに埋設管表示ピンを設置する。 ・白管埋設の改善を進める。 ・破損箇所の埋設深度が20cm程になっている為、より深く配管修繕を行う。
2024/12/23	岡山県倉敷市	C2級	漏えい	一般住宅	12:52	他工事業者(電気工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	販売事業者コールセンターから圧力低下遮断の連絡後、すぐにリフォーム業者から入電があり出勤。リフォーム業者の下請業者がキッチン裏の電気工事(食器洗い機)の為、ベニヤ板にフォールソーで穴を開けていた所、ベニヤ板裏にあった配管用フレキに傷をつけてしまい、ガス漏えい。配管用フレキは12月25日(水)接続予定で、キッチン裏で巻いてプラグ止めていた。下請業者は匂いへすぐ気づき容器バルブと調整器したのガス栓を閉止。 13時過ぎ頃現地到着。ベニヤ板を開口して損傷箇所を確認し、改善。気密検査にて漏えい無しを確認。ガス給湯器の使用がある為、供給を再開。 一次原因は、ガス管に気付かず下請業者がベニヤ板への穴あけ作業を行い、配管の一部を損傷したことによるもの。 二次原因は、キッチン裏の配管用フレキ施工後、電気工事があると知らず、隠ぺい部にガス配管があることを工事元請であるリフォーム業者へ周知していなかったことによるもの。	配管(配管用フレキ管(本管(隠ぺい部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・他業者によるリフォーム工事がある場合、埋設部・隠ぺい部にガス配管があることを他工事業者へ周知する。 ・注意喚起等のチラシを活用し、リフォーム業者に通知するよう当社社員へ保安教育を行い、他工事の際は立ち合いを徹底する。
2024/12/24	千葉県船橋市	C2級	漏えい	学校等	16:44	他工事業者(水道工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	水道業者より小学校理科室にて水道工事の際に埋設ガス配管を傷つけたとの連絡が販売事業者へ入り緊急出勤。 2024年12月24日(火)17時15分現地到着し埋設されたガス配管より漏えいを確認(中間ガス栓でガス栓「閉」状態だったため、ガス配管損傷部からは残ガスのみ漏えい) 18時15分ガス配管引き直し工事を開始し、20時00分に措置完了。 一次原因は、水道配管引き直しに伴い、斫り工事を行った際に埋設ガス配管を誤って損傷させてしまった事によるもの。(損傷部よりガス漏えい) 二次原因は、工事業者の認識不足によるもの。	供給管(白管(本管(埋設部))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ運動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に事故報告書の提出を指示した。 対策として販売事業者は、市役所の関係課及び学校職員に対し、ガス以外の工事であっても施設内で工事を行う際、当社にも共有いただき、工事内容を事前に把握し事故防止を図る。
2024/12/25	神奈川県三浦市	C2級	漏えい	一般住宅	13:00	容器と高圧ホースの接続不良による漏えい	2024年12月25日(水)13時00分頃 消費者より容器周辺がガス臭く、音が出ていると連絡有り。消費者自身で容器のバルブを閉めたらガスが止まったとのこと。 14時00分頃 当社社員が現場到着。供給側20kg容器2本の内、1本の容器と高圧ホースの接続が手締めであり、接続部からガスが漏れることを確認した。接続を直し、ガス漏れ検査を実施。ガス漏れが無いことを確認し、供給を再開した。※ガス漏えい量は推定18kg 一次原因は、容器配送委託先が11月29日(金)容器交換を実施している。その際、容器と高圧ホースの接続不良によりガス漏えいしたことによるもの。 二次原因は、容器交換点検時の確認不足によるもの。(接続後の漏えい確認)	高圧ホース	(株)桂精機製作所	BS-065	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対して委託配送業者へ容器交換時の点検、漏えい確認の徹底を指示した。 対策として保安業務を委託している販売事業者に対し、容器交換時の作業及び点検方法について再度指導した。